

(仮称) 第3期すくすく大分っ子プラン(案)
(答申)

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

- 1. 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4. 策定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 大分市の子育てを取り巻く環境・・・・・・・・ 4

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3. 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 計画の推進体制

- 1. 計画推進の方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第2部 各論

第1章 基本施策と事業・取組

分野1 ライフステージに応じた支援

- 目標1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実・・・・・・・・ 15
- 目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実・・・・・・・・ 23
- 目標3 乳幼児期における教育・保育の提供・・・・・・・・ 30

目標 4	生きる力をはぐくむ学校教育の充実・・・・・・・・・・	37
目標 5	地域と一体となってこどもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」の推進・・・・・・・・・・	43
目標 6	安全・安心な学校づくりの推進・・・・・・・・・・	49
目標 7	青年期の自立を支える取組の推進・・・・・・・・・・	54

分野 2 ライフステージを通じた継続的な支援

目標 8	こどもと家庭へのきめ細かな支援・・・・・・・・・・	57
目標 9	こどもの貧困の解消に向けた対策の充実・・・・・・・・・・	71
目標 10	こどもと子育てを支える社会づくり・・・・・・・・・・	77
目標 11	仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・・・	87

第 2 章 子ども・子育て支援事業計画

1. 未就学児童の人口推計・・・・・・・・・・	92
2. 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・	93
3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保・・・・・・・・・・	94
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	
(1) 各事業の区域設定・・・・・・・・・・	105
(2) 各事業の量の見込み及び提供体制の確保・・・・・・・・・・	106

第 1 章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や地域コミュニティの希薄化、家族形態の多様化などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化する中、2012（平成 24）年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、大分市では 2015（平成 27）年 2 月に「すくすく大分っ子プラン」、2020（令和 2）年 3 月に「第 2 期すくすく大分っ子プラン」を策定し、この計画に基づき、こども・子育て施策を推進してきました。

こうした中、国は、社会全体としてこども施策に取り組むため、令和 5 年 4 月に「こども基本法」を施行するとともに、「こども家庭庁」を設置しました。同年 12 月に閣議決定された「こども大綱」においては、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく 3 つのこどもに関する大綱を一つに束ね、政府におけるこども施策の基本的な方針を示しました。

また、「こども大綱」と同日に閣議決定された「こども未来戦略」においては、今後 3 年間の集中的な取組としての「加速化プラン」を定める中で、経済的支援の強化や妊娠期からの切れ目のない支援の拡充を図っていくこととしました。

本年度末に計画期間が満了する「第 2 期すくすく大分っ子プラン」は、こうした国の動向及び県の取組、こどもや子育てを取り巻く社会情勢の変化などを踏まえて見直しを行うとともに、新たな課題への対策等についても計画に反映する中で「第 3 期すくすく大分っ子プラン」を策定いたしました。

2. 計画の対象

大分市子ども条例及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、おおむね 18 歳までのこどもとその保護者を基本とします。

3. 計画の期間

本計画は 2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間の計画期間とします。なお、計画期間中においても、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 策定の方法

①策定体制

「第3期すくすく大分っ子プラン」の策定に当たり、計画に広く市民の意見が反映されるように公募による一般市民や、保健、福祉、教育の関係者、事業主及び労働者の代表、子育てに関する活動を行う関係団体代表者等で構成する「大分市子ども・子育て会議」でさまざまなご意見をいただきました。また、庁内組織として「すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会」で具体的な施策の検討を行いました。

②市民の意見の反映

計画の策定に当たっては、こども・子育て支援において希望するサービスの内容、子育てに対する意識や生活実態及び意見・要望を把握するため、就学前児童と小学生の保護者を対象に「大分市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。また、中学生や高校生を対象に、結婚や子育てについての考え方などのアンケート調査を実施しました。

さらに、こども基本法の趣旨を勘案し、より広い意見を反映させるため、新たに中学生・高校生の保護者や若者に対しアンケート調査を実施するとともに、高校生を対象とした意見聴取の機会などを設けました。

その他、こどもの生活環境や家庭の実態を把握し、こどもの貧困に係る基礎資料とすることを目的に、就学前児童の保護者、小学校5年生の児童とその保護者、中学校2年生の生徒とその保護者を対象にした「大分市子どもの生活実態調査」を実施しました。

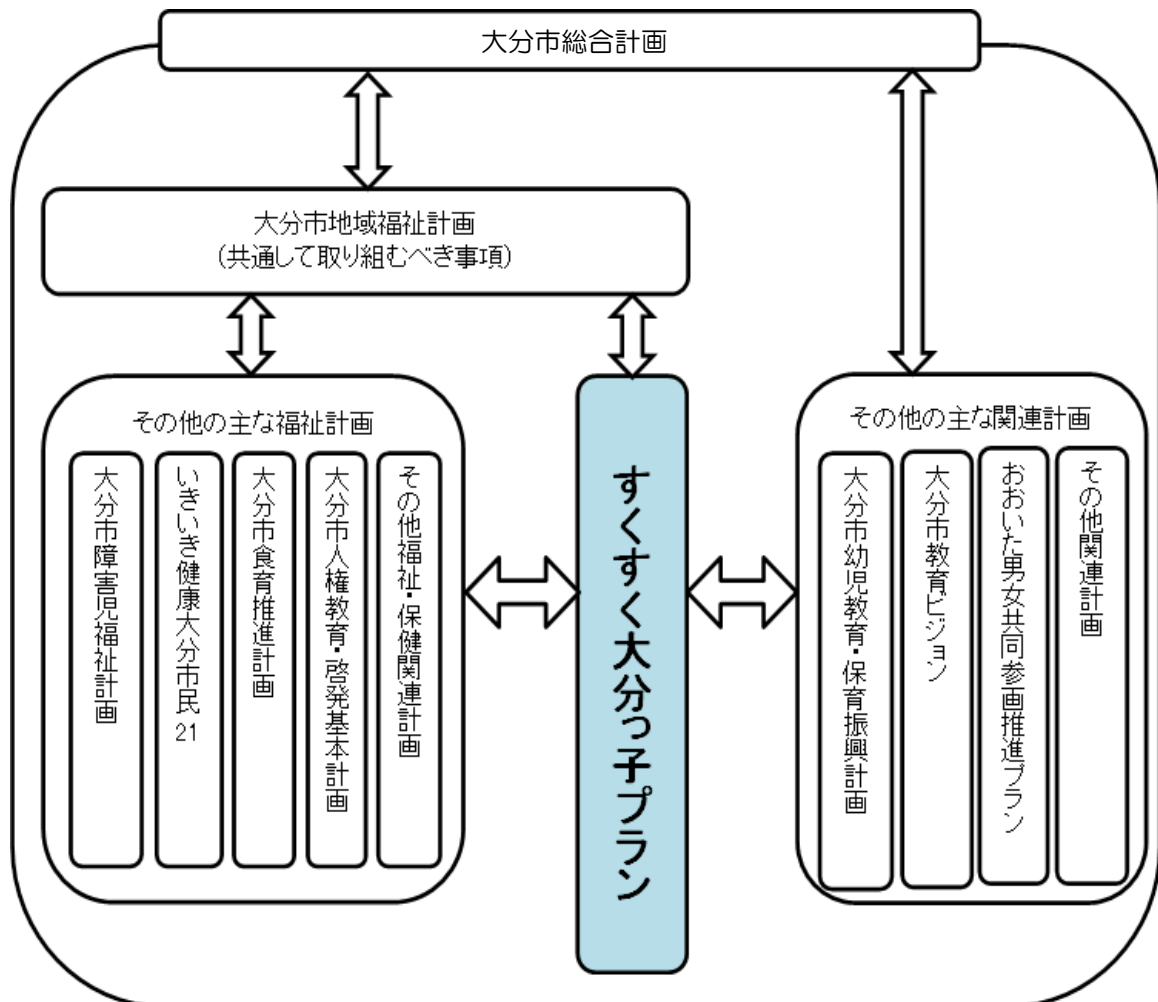
計画素案の策定後には市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、市民の意見を聴取しました。

これらの調査等を通して、市民からの意見を踏まえる中で、「第3期すくすく大分っ子プラン」を策定しました。

5. 計画の位置付け

本計画は、大分市子ども条例に基づくこどもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに、こども基本法に基づく市町村におけるこども施策についての計画である「市町村こども計画」及び子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るための「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法*において策定を要するとされる事項についても盛り込んでいます。

なお、本計画の実施に当たっては、大分市の市政運営の基本方針となる大分市総合計画を最上位計画とし、また、福祉分野において共通して取り組むべき事項を定めている大分市地域福祉計画や子育て支援の分野に関連する他の既存計画との整合性を図りながら推進します。

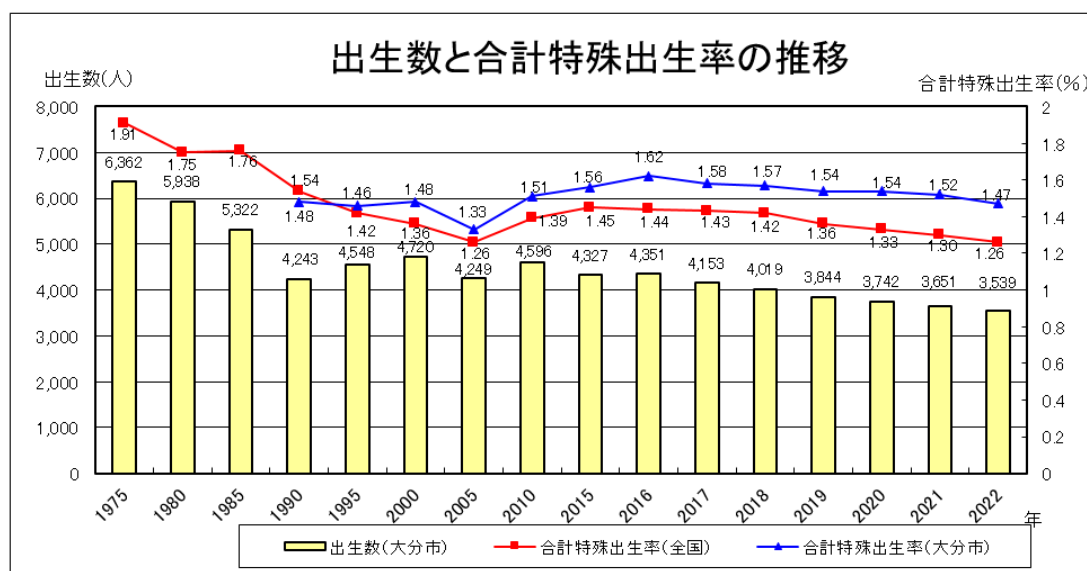


第2章 大分市の子育てを取り巻く環境

1. 出生数・合計特殊出生率（※1）の推移

大分市の出生数は、2016（平成28）年までは増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、2017（平成29）年以降は毎年減少しており、2022（令和4）年には3,539人となっています。

また、大分市の合計特殊出生率※は、2005（平成17）年の1.33以降上昇傾向にありましたが、2017（平成29）年以降は減少傾向に転じており、2022（令和4）年は1.47となっています。全国の1.26と比較すると0.21ポイント高くなっていますが、人口置換水準※である2.07には及ばない状況です。



出典：出生数 大分市『大分市統計年鑑（令和4年版）』

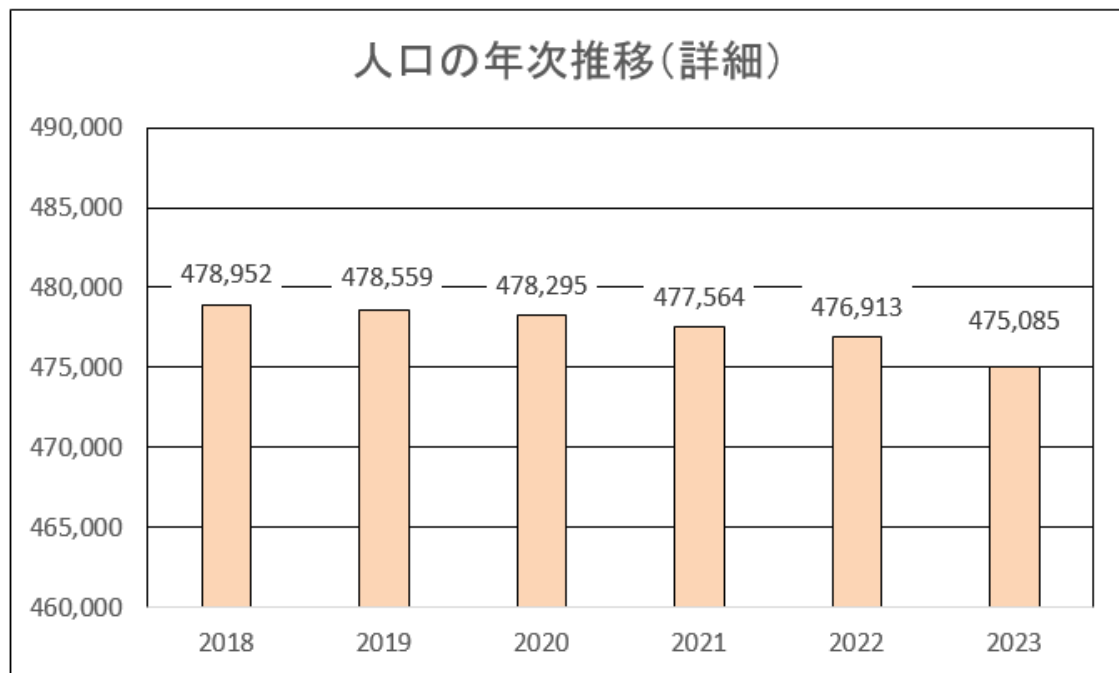
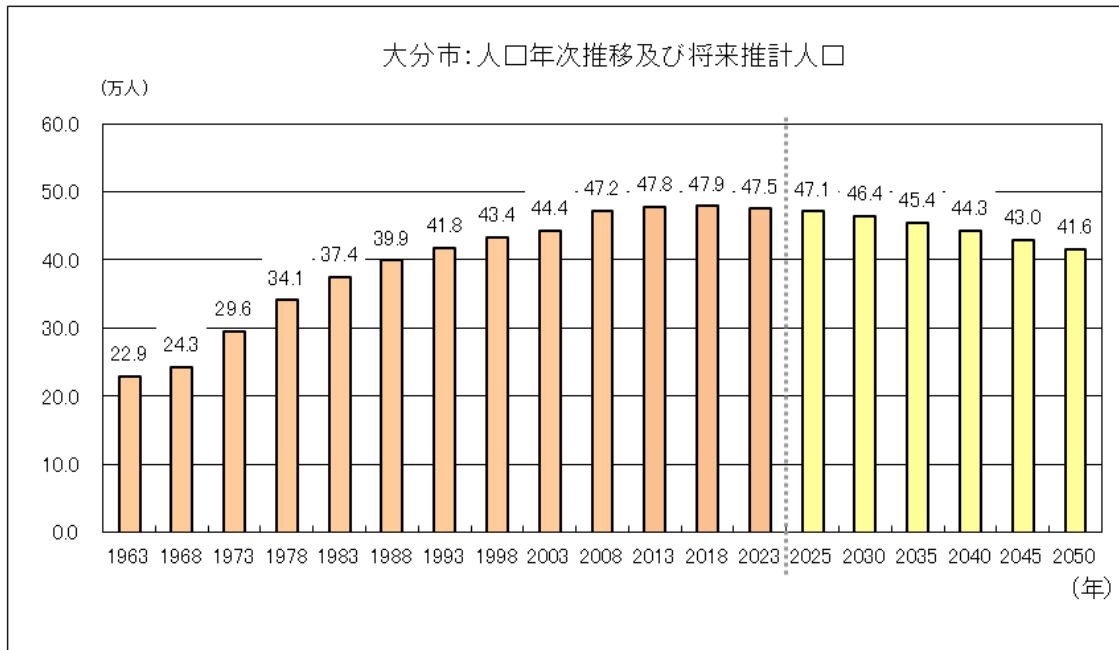
合計特殊出生率 厚生労働省『人口動態統計』、大分市保健所

※1 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

※2 人口置換水準とは、現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安のことです。国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2024）」によると、2022（令和4年）年時点では、2.07となっています。

2. 人口推移と将来推計人口

大分市の人口は、2017（平成 29）年以降、減少傾向が続いています。また、今後の人口について、2020（令和 2）年の国勢調査をもとに 2023（令和 5）年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、2025（令和 7）年には 471,405 人、2030（令和 12）年には 463,901 人とされ、その後も減少していくことが見込まれています。

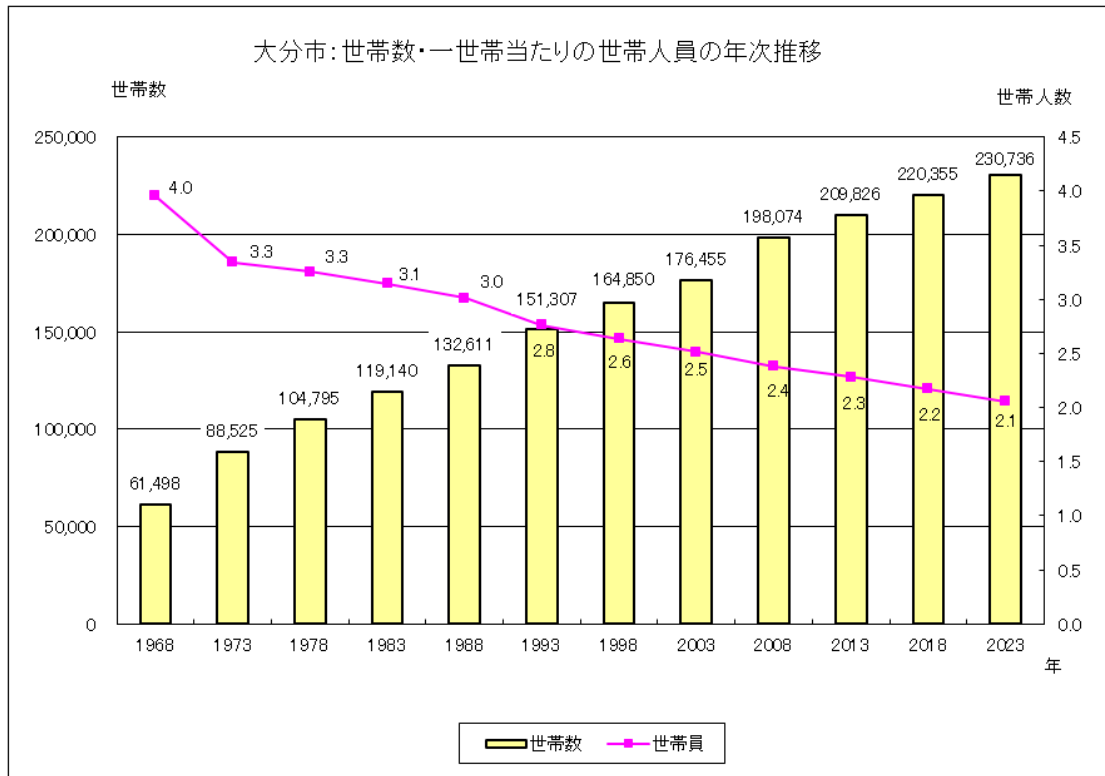


出典：実績値 大分市『住民基本台帳各年 9 月末』

推計値 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和 5（2023）年 3 月推計）

3. 世帯人員の推移

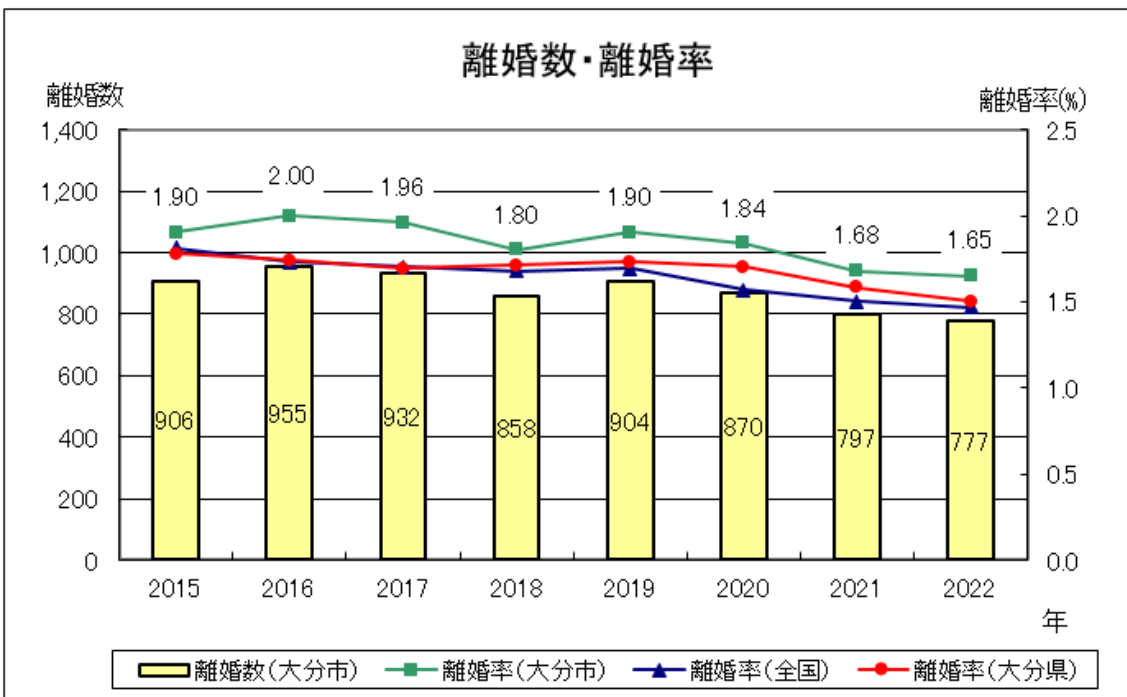
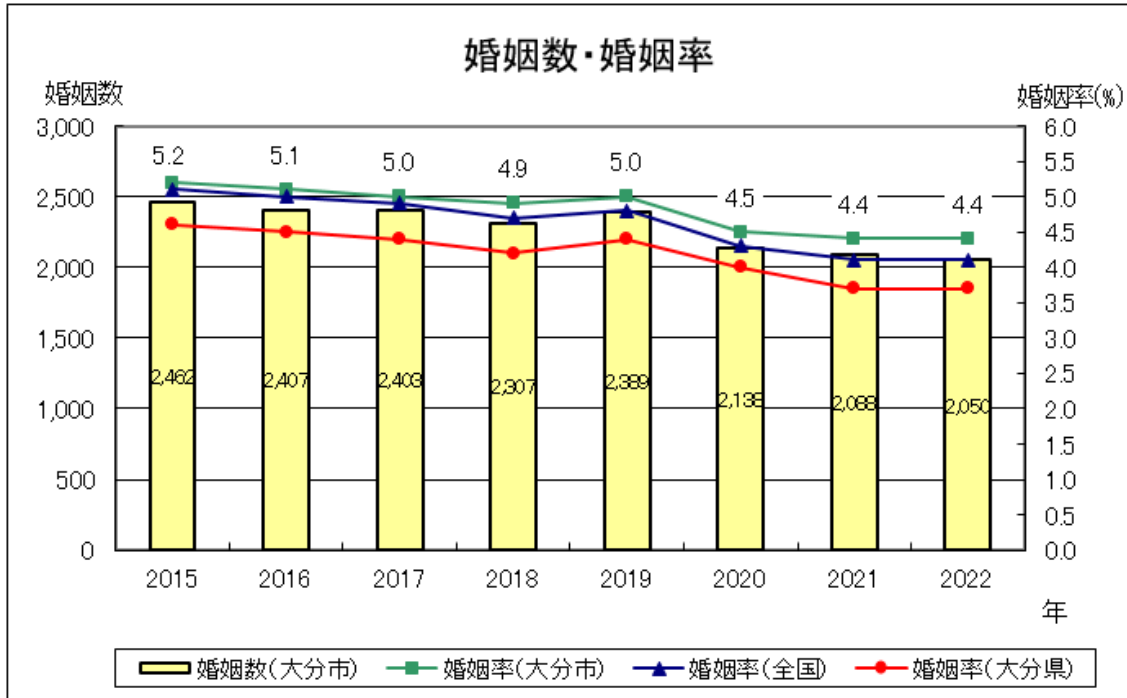
大分市の世帯数は一貫して増加傾向にあり、2023(令和5)年9月末現在で230,736世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は年々減少傾向にあり、2023(令和5)年9月末現在で2.1人となっており、小規模化が進行しています。



出典：大分市『住民基本台帳各年9月末』

4. 婚姻数・婚姻率と離婚数・離婚率の推移

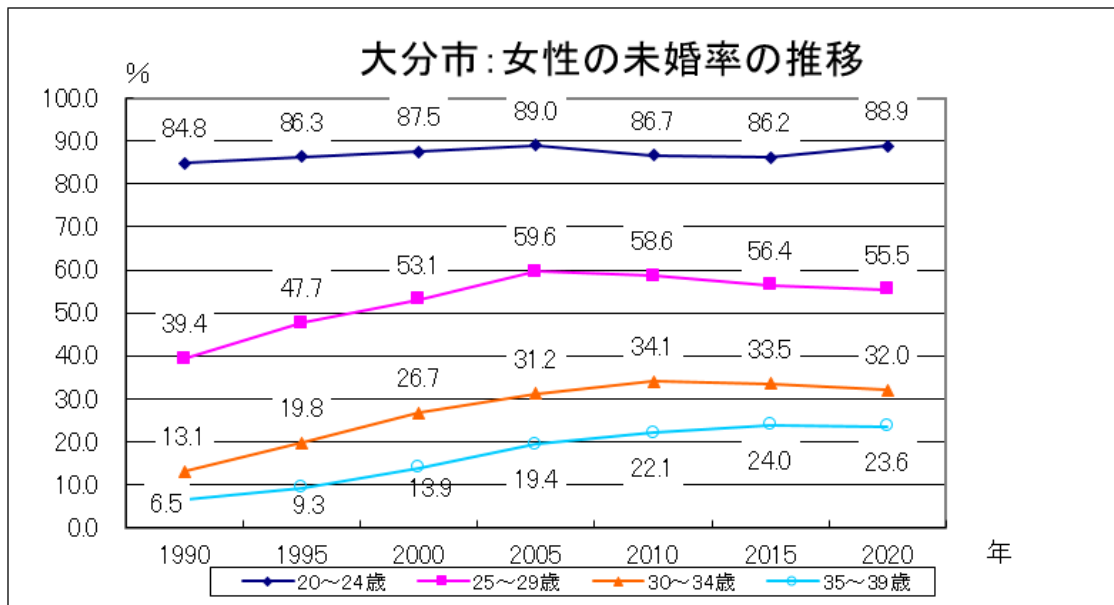
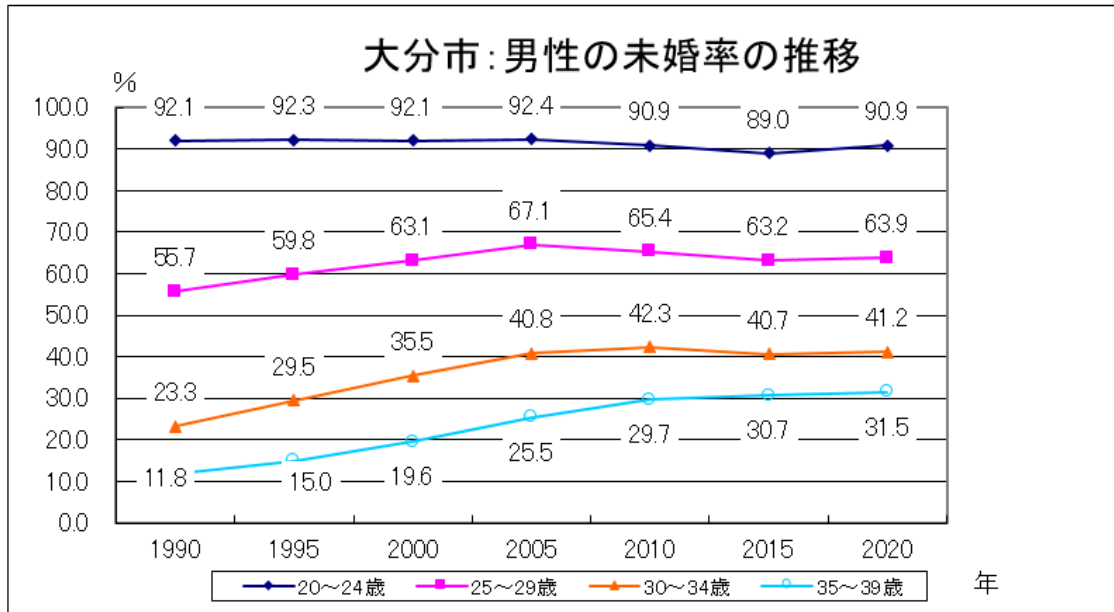
大分市の婚姻数は、2015（平成 27）年の 2,462 件から増減を繰り返していましたが、2020（令和 2）年以降は減少傾向にあります。離婚数は、2016（平成 28）年の 955 件以降は減少傾向にあります。



出典：厚生労働省『人口動態統計』

5. 未婚率の推移

大分市の年齢5歳階級別未婚率は、2015（平成27）年と2020（令和2）年と比較すると、顕著な変化は見られないものの、男性は、すべての年齢層において上昇しており、女性は、20代前半は上昇していますが、20代後半以降の年齢層は減少しています。



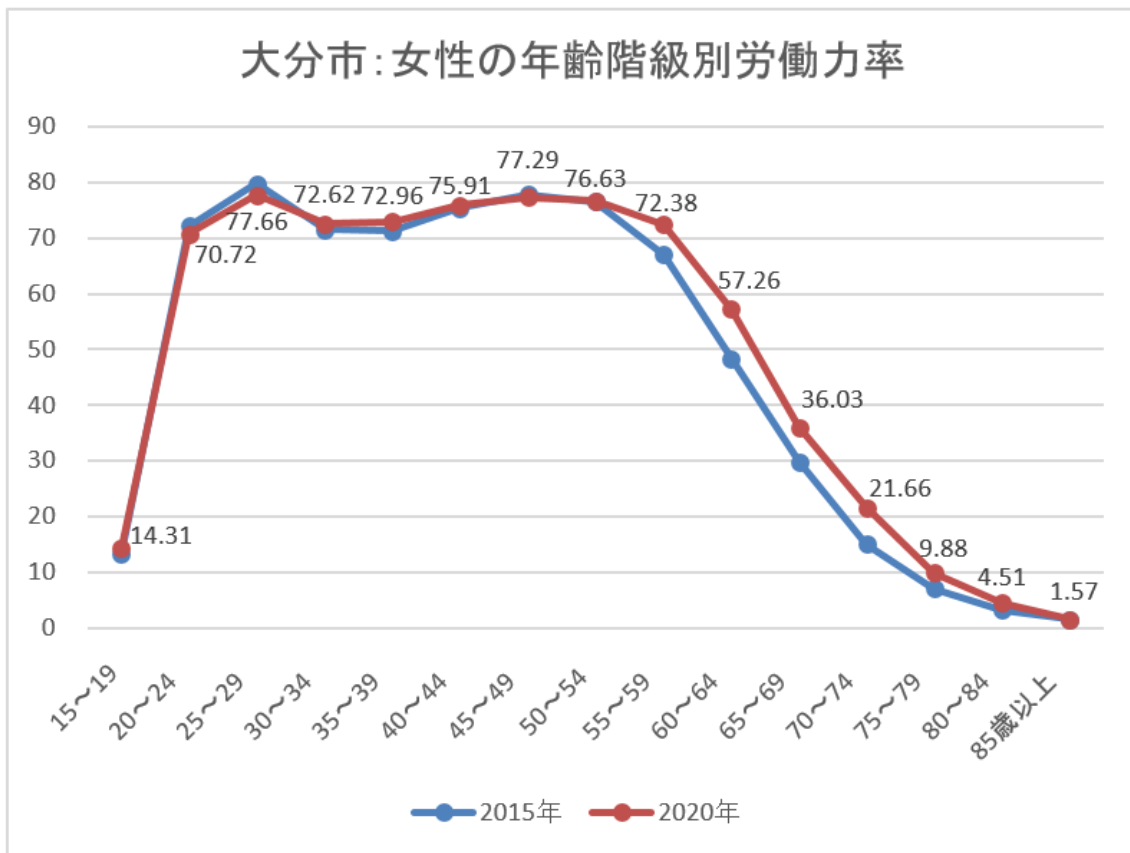
出典：総務省統計局『国勢調査』

6. 女性の労働力率（※1）

大分市の女性の労働力率*を年齢別にみると、25～29 歳と 45～49 歳を頂点とし、30～34 歳、35～39 歳で一旦沈みこむ M 字型を示しています。

一般に女性の就業率は、学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、M 字曲線を描くと言われています。

2015（平成 27）年と 2020（令和 2）年を比べると、30 歳以上は増加傾向にあり、特に 50 歳以上はその傾向が顕著となっています。



出典:総務省統計局『令和 2 年国勢調査』

※1 労働力率とは、15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」の人数を 15 歳以上の人口で割った値です

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指す姿

『誰もが安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市』

2. 基本理念

子どもは、未来をつくる社会の宝であり、一人ひとりが、さまざまな個性や能力、可能性を持ったかけがえのない存在です。

私たちは、子どもが家庭や学校等、地域のぬくもりと豊かな自然の中で、安全で安心して、伸び伸びと遊び、学び、集い、夢と希望を持ちながら、ふるさと大分を愛する心をはぐくみ、いきいき育てほしいと願います。

しかしながら、価値観やライフスタイルの変化に伴い、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化が進み、子育て家庭が孤立しがちになるなど、子どもを取り巻く環境が変化する中、いじめや児童虐待、貧困問題など、子どもたちが抱える問題はより複雑化しています。

このような現状を見据え、子どもや子育て家庭を地域や社会全体で支援し、こどものすこやかな育ちを実現するために、以下の3項目を基本理念とします。

- I. 良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、子どもにとって最善の利益を目指す。
- II. ライフステージに応じて、子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、多様な子育てニーズに対応することができるよう、子どもや家庭へのきめ細かな支援を提供する。
- III. 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、行政のみならず、企業や地域住民などが一体となって地域や社会全体で子どもや子育て家庭を支える。

3.基本的な視点

基本理念に基づき、以下の視点を設定する中で、施策の展開を図ることとします。

こどもの最善の利益を図る視点

子育て支援サービスは、保護者のニーズや大人の視点のみで実施するのではなく、そのサービスにより影響を受けることも自身の視点を大切にする必要があります。また、こどもは生まれながらに権利の主体であることから、その権利を保障するとともに、年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮しながら取組を進めます。

ライフステージに応じた切れ目のない支援の視点

父母その他の保護者が子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じるとともに、すべてのこどもがすこやかに成長する環境を整えるためには、その成長過程に応じた適切な支援が必要です。そのため、必要な支援が特定の年齢で途切れることのないよう、ライフステージに応じた切れ目のない子育て家庭への支援を行います。

多様な子育てニーズに対応する視点

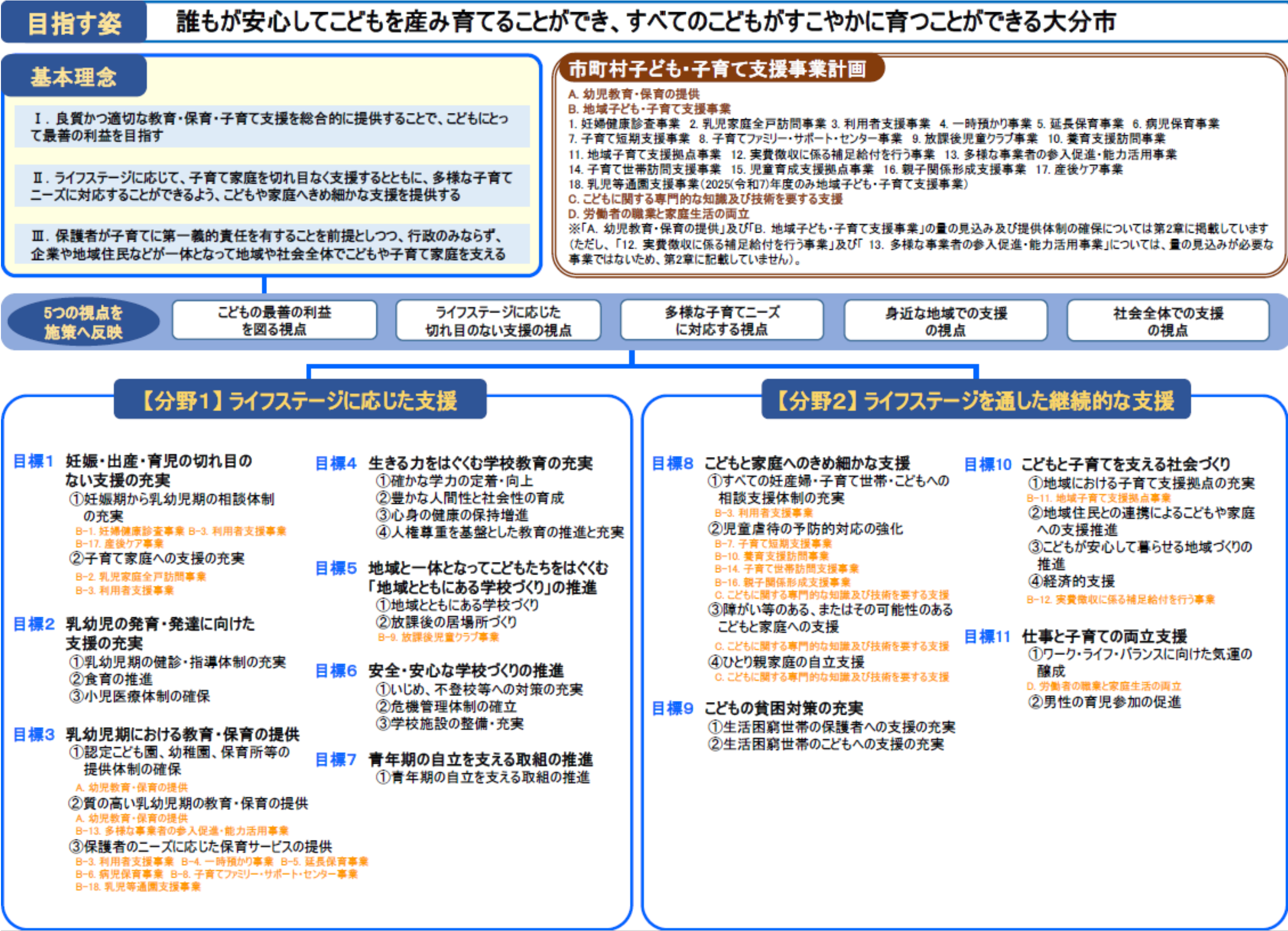
こどもや子育て家庭の状況は非常に多岐にわたり、多様なニーズを持っています。広くすべてのこどもと家庭への支援を行うに当たり、こどもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じるよう関係機関の連携を強めながら、多様なニーズに応えることができる体制を整備します。

身近な地域での支援の視点

こどもや子育て家庭にとっては、毎日の暮らしの中で、住まいのある身近な地域において、その育ちや子育てを支えられることが望まれます。そのため、こどもルームや幼稚園、保育所、認定こども園等が地域のこども・子育て支援の中核的な役割を担うことにより、身近な地域で子育て支援サービスを受けられるよう体制を整備します。

社会全体での支援の視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべてのこどものすこやかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こどもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。そのため、行政のみならず、企業や地域住民などのさまざまな担い手と協働し、社会全体で子育て支援を推進します。



第4章 計画の推進体制

1. 計画推進の方策

計画的に事業を実施し、効果的・効率的な事業の推進を図るため、進行管理においては、PDCA（Plan－Do－Check－Action）サイクルの確立及び運営体制の整備等が必要とされます。

進行管理を適正に行うためには、定期的に計画の達成度を評価するとともに、計画と実績の差異の要因分析と課題把握による適切な改善を行うことが必要です。

そのためPDCAサイクルによる進行管理のため、次のことを実施します。

① P=Plan(計画：事業計画の策定及び指標の設定)

- ・基本施策ごとに、主な事業・取組を定め、進捗管理に必要な指標を設定します。
- ・各担当課は、計画が効果的かつ効率的に実行されるよう調整します。
- ・指標は、達成度を判定するために可能な限り具体的な内容であることとします。
- ・庁内の組織である「すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会（以下『庁内検討委員会』という）や、外部の有識者で構成される大分市子ども・子育て会議において、計画を審議します。
- ・計画における事業・取組・数値目標等については、市ホームページ等で公表します。

② D=Do（実行：計画の推進）

- ・計画に基づき、事業や取組を実施・推進します。

③ C=Check（評価：進捗状況の評価）

- ・個別の事業・取組について事業シートを作成して課題を把握し、それを整理し管理する体制づくりを構築します。
- ・庁内検討委員会や、大分市子ども・子育て会議において、実績を評価します。
- ・指標の達成度を随時確認するとともに、利用者アンケートを実施する等、実態把握に努めます。
- ・市ホームページ等において目標達成状況等を公表します。

④ A=Action（改善：計画・目標等の見直しと改善）

- ・庁内検討委員会、大分市子ども・子育て会議の評価により、柔軟に計画を見直し、改善を図ります。

※本計画では、複数の組織の施策を対象としています。そのため、これらの施策が相互に関連し合い、市民により良いサービスを提供できるよう、庁内関係各課の情報の共有、調整、連携を密接に図ります。



子ども・子育て会議

- 構成：外部有識者・各種団体の代表者・市民
- 役割：進捗状況の評価・提言

進捗状況評価・提言

進捗状況の報告



【すくすく大分っ子プラン庁内検討委員会】

- 構成：子どもすこやか部長、福祉事務所長
計画関係課長職等
- 役割：進捗状況の確認・内部評価
改善案の決定

【事務局】

- 構成：子ども企画課、子育て支援課
保育・幼児教育課、健康課、教育委員会
- 役割：アンケート調査・市民意見募集
計画の進行管理・連携調整
進捗状況の把握・見直し

第1章 基本施策と事業・取組

分野1 ライフステージに応じた支援

目標1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実

基本施策① 妊娠期から乳幼児期の相談体制の充実

○現状

・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、家族の協力が得られない等により、妊娠・出産・育児への不安を抱える人が増えています。また、産後うつ*の母親や若年妊婦*、高齢妊婦*などへの支援が課題となっています。

- ・2023（令和5年）年度の妊娠届出時の保健指導の実施率は99.9%でした。



・妊娠期については、国が目指す望ましい妊婦健康診査項目に沿い、母子健康手帳交付時の妊婦健康診査受診票の交付（14回分）に加え、2018（平成30）年度からは、出産予定日を過ぎた妊婦に対し、追加健診1回分の受診票を交付しています。さらに、2022（令和4）年度からは多胎妊婦に対し、追加健診5回分の受診票を交付しています。また、出産後の健診助成として、2021（令和3）年度からは産婦健康診査受診票の交付（2回分）を行っています。経済的負担の軽減と定期受診の勧奨及び妊娠中から産後の心身の不調の早期発見・早期対応に努め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

・出産後間もない時期に、心身の不調や育児の不安等を抱える母親とその子に対し、医療機関や助産所*で助産師等の専門職が母親の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を2020（令和2）年度から実施しています。2024（令和6年）度からは、助産師等の専門職によるケアやサポートを自宅等で受けることができる訪問型を開始しました。

・中央保健センター、東部・西部保健福祉センターと、大在、坂ノ市、佐賀関、大南、野津原健康支援室に保健師を配置し、身近で相談できる体制を整備しています。また、2019（令和元）年度からは、3か所の保健（福祉）センターに助産師等の専門職を配置した「パパママほっと相談コーナー」を設置し、妊娠中からの保健指導を実施しています。2024（令和6）年度からは、こども家庭センター*を開設し、すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対する母子保健と児童福祉による一体的相談支援体制を整備しました。

・2023（令和5）年度から妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と、「経済的支援」を一体的に実施する「出産・子育て応援給付金事業」を開始しました。

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、各保健センターの情報・相談サービスを知っていると回答した就学前児童の保護者の割合は87.2%でした。

○課題

・子育てに関する不安や負担感が大きな場合、母親の心身の健康状態に悪影響を与えるだけでなく、育児やこどもの成長と発達に影響を与える可能性があります。将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援のためには、妊娠期からの状況把握が必要です。

・妊娠・出産を安心して迎え、心身ともに健康に産後を過ごすためには、適切な健康管理が必要です。また、必要に応じて医療機関等と連携し、妊娠中からの切れ目のない支援につなげることも必要です。

・母子保健の関係部署と子育て支援の関係部署は互いに連携しながら多面的な支援に努めていますが、すべての妊産婦、こども、子育て世帯に対する切れ目のない相談支援体制のさらなる強化が必要です。

○主な事業・取組

①妊娠・出産・育児に関する保健指導の充実

中央保健センターや東部・西部保健福祉センター、健康支援室での母子健康手帳交付時等に、保健師・助産師等の専門職員による個別の面接を行い、きめ細かな指導を行います。

②妊産婦健康診査等の推進（※B-1）

医療機関及び助産所において、妊婦健康診査受診票・産婦健康診査受診票を使用し、健診（受診票に記載された項目）を受け、妊娠中・産後の心身の異常を早期に発見し、適切な保健指導につなげます。

③訪問指導の充実

新生児、未熟児、乳幼児、妊産婦等を訪問し、身体の発育・発達や、育児への不安や悩みの相談に応じるとともに、母乳育児や家族計画等の情報を提供するなど、必要な保健指導を行います。また、医療機関等からの情報提供により、支援が必要な妊産婦に対し訪問指導を行い、必要なサービス等につなげます。

④妊産婦や乳幼児等の包括的な相談支援体制の強化（利用者支援事業（③こども家庭センター型））（※B-3）

こども家庭センター*において、母子保健と児童福祉の連携を図り、保健・医療・福祉・教育等の関係機関とネットワーク会議や研修会等を通じて情報共有を行い、妊娠・出産・育児に関する包括的な相談支援体制の強化に取り組みます。

また、中央保健センターや東部・西部保健福祉センターでの「すこやか育児相談*」、保健師・助産師・栄養士・心理相談員による家庭訪問等、相談体制の充実に努めるとともに、相談専用ダイヤル「すこやか育児電話相談」を気軽に利用できるよう周知し、利用促進を図ります。

⑤産後ケア事業の充実（※B-17）

出産後間もない時期の母子に対し、医療機関や助産所、自宅等で助産師等の専門職が心身のケアや育児サポートなどを行い、子育て家庭が健やかな育児ができるよう支援します。

⑥出産・子育て応援給付金事業の充実（利用者支援事業（④妊婦等包括相談支援事業型））（※B-3）

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入や、子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施する「出産・子育て応援給付金事業」を開始し、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①妊娠・出産・育児に関する保健指導の充実	妊娠届出時の保健指導実施率	99.9%	100%
②妊産婦健康診査の推進	妊婦 1 人当たりの健診回数	11.3 回	14 回
	産婦健診を 1 回以上受診した産婦の割合	90.0%	100%
③訪問指導の充実	ハイリスク児 *への訪問率	100%	100%
④妊産婦や乳幼児等の包括的な相談支援体制の強化	保健医療または福祉の関係機関とのネットワーク会議や研修会の回数	26 回	増加
⑤産後ケア事業の充実	産後ケア事業利用延べ人数	534 人	4,225 人
⑥出産・子育て応援給付金事業の充実	伴走型相談支援面談実施率	(妊娠届出時面談実施率) 99.9% (乳児家庭全戸訪問時面談実施率) 98.4%	100%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
健やか親子21アンケート調査において、大分市で今後も子育てをしていきたいと思うと答えた保護者の割合	96.5%	増加

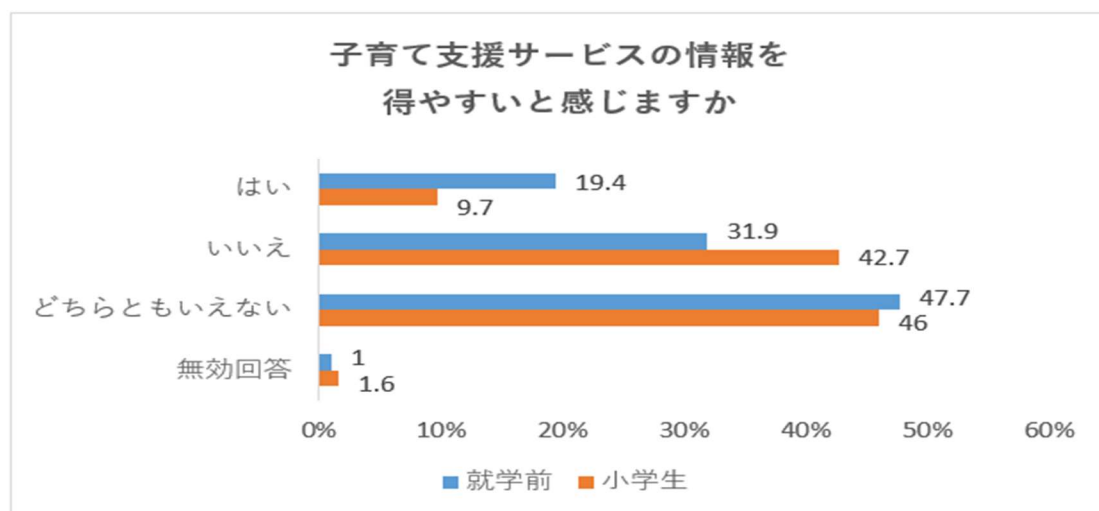
基本施策② 子育て家庭への支援の充実

○現状

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、子育ての情報を得やすいと感じる保護者の割合は、就学前児童の保護者で 19.4%、小学生の保護者で 9.7%でした。また、約 7%の保護者が育児に関し気軽に相談できる相手がいないと回答しています。

・「プレママ・プレパパスクール*」や「すくすく赤ちゃんルーム*」、「子育て教室」など参加型の子育て講座等については、申込みも多くニーズの高さがうかがえます。

・保健師、助産師、看護師等が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業において、さまざまな不安や悩みを聞くとともに、子育てに必要な情報を提供します。また、支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等の支援につなげるなど、継続的な支援を行っています。



○課題

・子育てに関する情報を必要とする人が必要な情報を必要なタイミングで得ることができるよう、子育て支援サイト「naana」や電子版母子手帳「母子モ」等による情報発信を行うとともに、その内容を充実させることで、利用者の利便性向上を図ります。

・情報化が進み育児情報もはんらんする中、子育てに関する講座の内容の見直しを図ることにより、信頼できる子育て情報の提供や保護者・養育者同士のつながりを持つことができる場の確保に努めます。

・子育てを取り巻く環境が変化する中、保護者や養育者だけで子育てを背負わず、こどものすこやかな育ちのために必要な支援や応援を受けることができるような環境づくりが必要です。

○主な事業・取組

①子育て情報の提供

子育て支援サイト「naana」を活用し、子育て家庭に向け、子育てに関するさまざまな情報を提供します。また、サイト内に交流サイト「おしゃべり naana」を設け、親同士が交流できる場を提供します。

妊娠・出産・育児・予防接種に関する記録や地域のさまざまな子育て情報が収集できる、電子版母子手帳「母子モ」を活用した子育て支援に努めます。

市外からの転入者に対しては、子育て交流センターで「ウエルカムパーティー*」を催し、大分市の子育て情報を提供するとともに、子育て家庭が早く地域になじめるよう後押しします。

そのほか、「おおいた孫育てガイドブック」の配布を進め、親世代の子育てを祖父母がサポートし、家族で子育てを支える気運の醸成を図ります。

②出産・育児に関する教室や講座の充実

初妊婦やその夫を対象とした「プレママ・プレパパスクール」や、乳幼児の保護者を対象とした「すくすく赤ちゃんルーム」、「親子スキンシップ教室」、祖父母世代を対象とした「孫育て応援教室」など、出産・育児について切れ目のない情報提供を行うための教室・講座を開催するとともに、保護者が悩みを抱え込まないよう育児相談や交流会を行います。

③子育て講演会の実施

就学前のこどもを持つ保護者に対して、就学時健康診断または入学説明会の機会を活用して、子育てについて学習する子育て講演会を実施し、子育ての在り方をもう一度見つめなおす機会を提供することによって、家庭における教育力の向上を図ります。

④幼児教育・保育施設*における子育て支援の充実

幼稚園、保育所、認定こども園*において、未就園児の保護者を対象に子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、保護者同士の交流の場や親子で気軽に遊んだりふれあうことができる場を提供し、親子の育ちを支援します。

⑤子育て教室の実施

リズム遊びや体操やクッキングなど、こどもの年齢にあわせて親子で参加できる教室や保護者のための子育て講座等、妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子育て不安の解消を図り、自分らしい子育てを見つけるために親子で楽しみながら参加できる講座を開催します。

⑥乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の推進（※B-2）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供や助言を行い、地域の中でこどもが健やかに育つ環境づくりに努めます。配慮を要する家庭に対しては関係機関と連携し、継続的な支援を行います。

⑦ファミリーパートナーによる育児相談の実施（利用者支援事業（①基本型））（※B-3）

市内11カ所のこどもルームをファミリーパートナー*が巡回し、こどもの発達や育児相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行います。また、育児に不安や悩みを抱える子育て家庭を訪問し、安心して子育てができるよう支援します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①子育て情報の提供	大分市子育て支援サイト「naana」アクセス数	397,921 件	500,000 件
	大分市子育て支援サイト「naana」SNS 会員数	3,364 人	4,000 人
②出産・育児に関する教室や講座の充実	「プレママ・プレパパスクール」「孫育て応援教室」参加者数	293 人	450 人
③「子育て講演会」の実施	大分市立小学校及び義務教育学校における実施率	100%	100%
④幼児教育・保育施設における子育て支援の充実	幼稚園、保育所、認定こども園における子育て相談の実施施設の割合	100%	100%
⑤子育て教室の実施	子育て教室実施回数	72 回	80 回
⑥乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)の推進	訪問実施率	98.4%	100%
⑦ファミリーパートナーによる育児相談の実施	育児等相談件数	1,573 件	2,400 件

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
安心して子育てができていると感じると答えた保護者の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値を基に算定

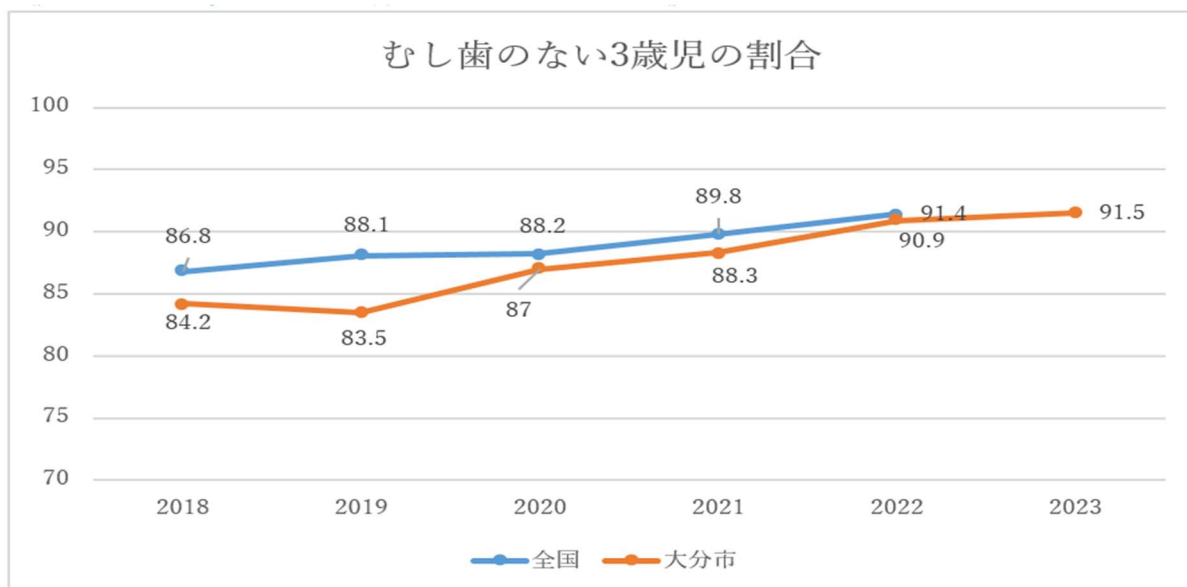
目標 2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

基本施策① 乳幼児期の健診・指導体制の充実

○現状

・2023(令和 5)年度の乳幼児健康診査の受診率は 3～4 か月児 98.1%、7～8 か月児 97.2%、9～11 か月児 95.6%、1 歳 6 か月児 98.1%、3 歳児 96.9%で、すべての健診において 9 割以上の受診率となっています。

・2023 (令和 5) 年度の 3 歳児健康診査におけるむし歯のない 3 歳児の割合は 91.5%で年々上昇しています。



・2023 (令和 5) 年度のMR* (麻しん*・風しん混合) ワクチンの接種率は、1 期 92.9%、2 期 93.6%で、1 期、2 期ともに国が示す目標値の 95%より低くなっています。

・2022 (令和 4) 年度「健やか親子 21 アンケート」の調査結果によると、育てにくさについて、「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した割合は、3～4 か月児で 9.9%、1 歳 6 か月児で 19.3%、3 歳児で 28.7%と、月齢が上がるにつれて高くなっています。また、育てにくさを感じた時に、相談先を知らないなど、何らかの解決する方法を知らないと回答した保護者の割合が 10%を超えています。

・2023 (令和 5) 年度「大分市子育てに関するアンケート調査」によると、心肺蘇生法*を知っていると回答した就学前児童の保護者の割合は 50.8%でした。

○課題

- ・乳幼児の健やかな心身の発育・発達を促すためにも、乳幼児健康診査の受診や保護者への育児支援が必要です。乳幼児健康診査未受診者に対し、健診の必要性を説明し、受診につなげることや、乳幼児健診受診後のフォロー体制の充実が求められています。
- ・むし歯予防のための正しい知識の普及やブラッシング指導の充実や予防接種の勧奨、事故予防対策の普及啓発が必要です。

○主な事業・取組

①乳幼児健康診査の機能強化

身体及び精神発達上の遅れや疾病を早期に発見し、適切な指導を行います。また、幼児健康診査においては、必要に応じて心理相談員による育児相談を行い、こどもの発達や育児不安への相談に応じます。また、健康診査受診後フォローを要するこどもの発達の状況や医療機関受診状況等の確認を行います。

健診対象者全員に受診案内を郵送し、未受診者には健診当日に電話による受診勧奨を行い、未受診が続く場合には手紙や訪問による受診勧奨を行います。必要に応じ、子ども家庭支援センターと連携し訪問するなど、すべての親子の状況把握に努めます。

②乳幼児のむし歯予防対策の推進

乳幼児健康診査や各種育児教室等の機会をとらえ、むし歯予防のための指導を行います。また、「はじめての歯みがき教室」、「1歳6か月児健康診査」等において、希望者にフッ化物塗布*を行います。

③予防接種の勧奨

市報やホームページ、出生届出時に配布するリーフレット等を活用し周知するとともに、乳幼児健康診査受診時等に個別の接種勧奨を行います。特に、MR（麻しん・風しん混合）ワクチンの予防接種については、未接種者への再通知を行う等、国の指針に基づき、積極的な接種勧奨に努めます。

④乳幼児の保護者に対する安全管理意識の啓発

事故予防コーナーの常設展示や「小児救急ハンドブック」の配布を行い、乳幼児突然死症候群*の発症予防、救急法や小児救急電話相談*等の普及啓発に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①乳幼児健康診査の機能強化	1歳6か月児健康診査受診率	97.0%	100%
	1歳6か月児健康診査要フォロー者の保健指導実施率	97.1%	100%
	3歳児健康診査受診率	96.9%	100%
	3歳児健康診査要フォロー者の保健指導実施率	96.3%	100%
②乳幼児のむし歯予防対策の推進	3歳児健康診査時のむし歯のない児の割合	91.5%	増加
③予防接種の勧奨	MR(麻しん・風しん混合)ワクチン1期・2期の接種率	1期:92.9% 2期:93.6%	95%以上
④乳幼児の保護者に対する安全管理意識の啓発	第1子の乳児家庭への「小児救急ハンドブック」の配布率	99.0%	100%

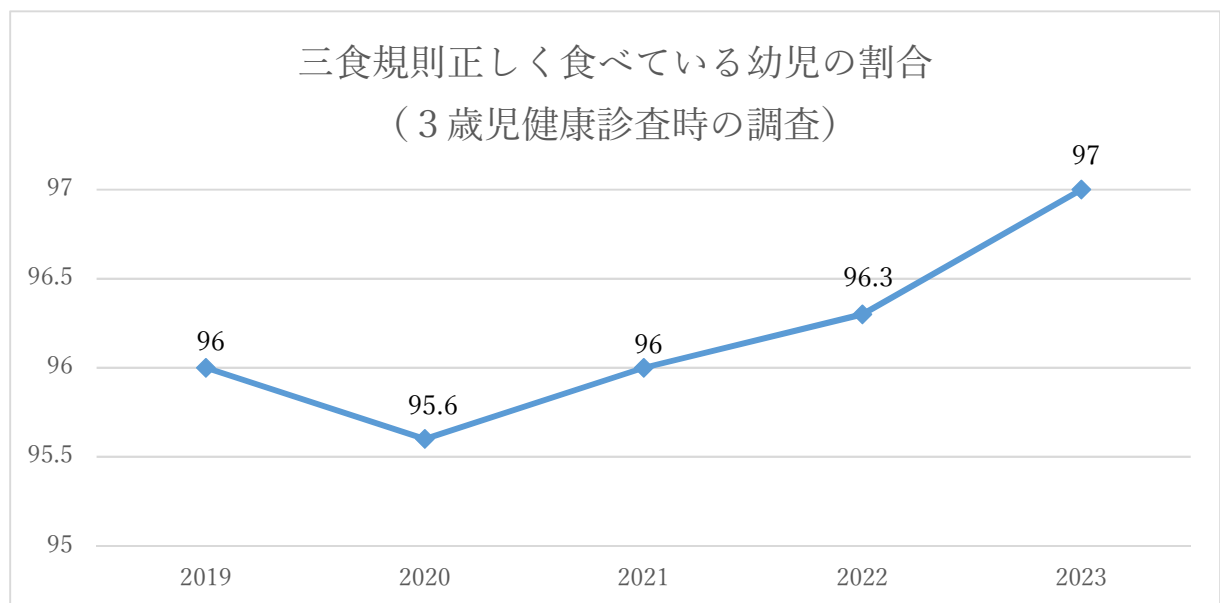
〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、育児について相談できる人や機関があると答えた人の割合	93.8%	増加

基本施策② 食育の推進

○現状

- ・乳幼児期は食べることの基礎づくりの時期であることから、栄養バランスのとれた食事の大切さや、三食きちんと食べる習慣づくり等の指導を行っています。
- ・食のスタートである離乳食の進め方や作り方についての講習会を定期的を開催し、個々の発達の状況に応じたアドバイスを行っています。
- ・2023（令和5）年度3歳児健康診査では、三食規則正しく食べている幼児の割合は97.0%でした。



- ・地域や幼児教育・保育施設からの依頼に応じて、食育に関する話や調理実習を行っています。

○課題

- ・一日三食規則正しく食べ、食を楽しみ、栄養バランスのとれた食事ができるよう、状況に応じた保護者への支援が必要です。

○主な事業・取組

①乳幼児期における食育の推進

こどもの個々の発達に応じた「食べる力」をはぐくむため、保護者に対して離乳食講習会や健診会場での個別相談、地域からの依頼に応じた健康講話などを行い、望ましい食習慣の普及啓発に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①乳幼児期における食育の推進	幼児健診で食育に関する情報提供を受けた保護者の割合	49%	100%

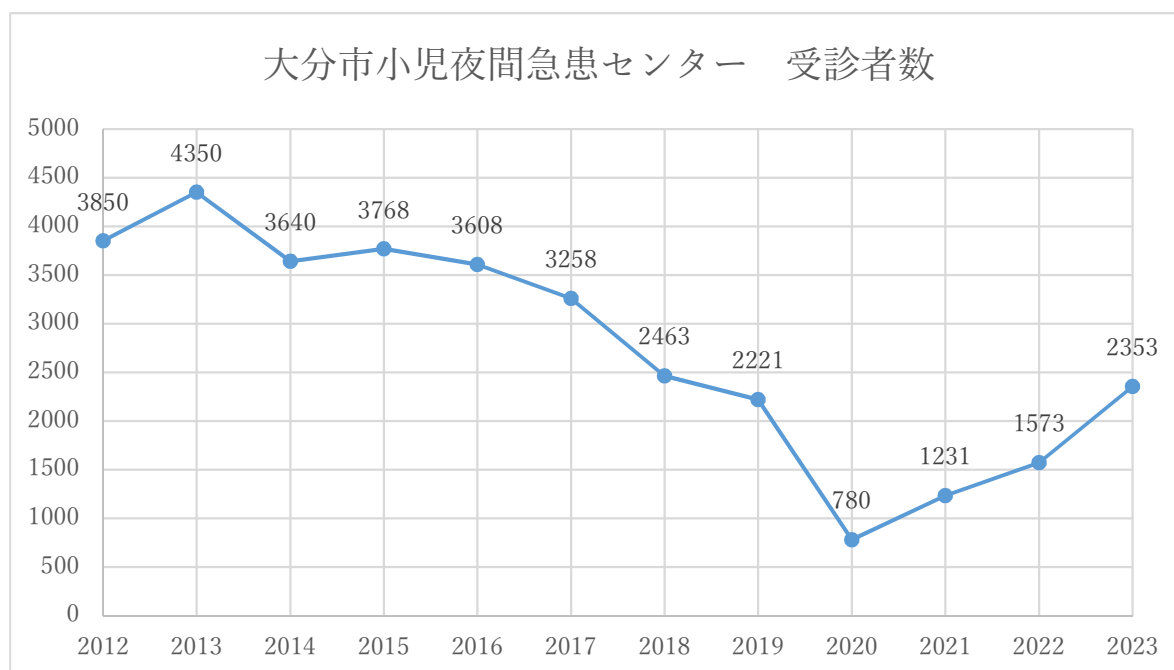
〈成果指標〉

指 標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
三食規則正しく食べている3歳児の割合	97.0%	100%

基本施策③ 小児医療体制の確保

○現状

・こどもの急病などに対応するため、夜間は大分市小児夜間急患センター、休日は休日当番医等で小児救急医療体制の確保を図っています。このうち、外来診療で比較的軽症な患者を受け入れる夜間の初期救急医療機関である「大分市小児夜間急患センター」の年間受診者数は、開設当初の2012（平成24）年度に3,850人でしたが、その後コロナ禍による影響も受けながら、2023（令和5）年度は2,353人となっています。



○課題

・休日や夜間において、小児の2次救急医療機関（入院や手術を必要とする患者を対象とする医療機関）へ入院や手術を要しない軽症患者の受診が増加すると、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすおそれがあります。そのため、こどもが病気の際は、診療時間内の早めの受診や、夜間は大分市小児夜間急患センター（初期救急の患者を診療する医療機関）の受診を心がけるよう啓発することが必要です。

○主な事業・取組

①小児医療体制の確保

関係機関の協力のもと、大分市小児夜間急患センターの運営支援や市民への適正受診*の啓発等を通して、医療体制の確保を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
小児医療体制の確保	大分市小児夜間急患センターによる夜間(20 時～22 時)の初期救急体制	366 日実施	365 日の実施体制を維持

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
大分市小児夜間急患センターによる夜間(20 時～22 時)の初期救急体制	366 日実施	365 日の実施体制を維持

目標 3 乳幼児期における教育・保育の提供

基本施策① 認定こども園、幼稚園、保育所等の提供体制の確保

〇現状

・近年、家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域の環境が変化しており、祖父母や近隣住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力が得られにくい状況が見られています。

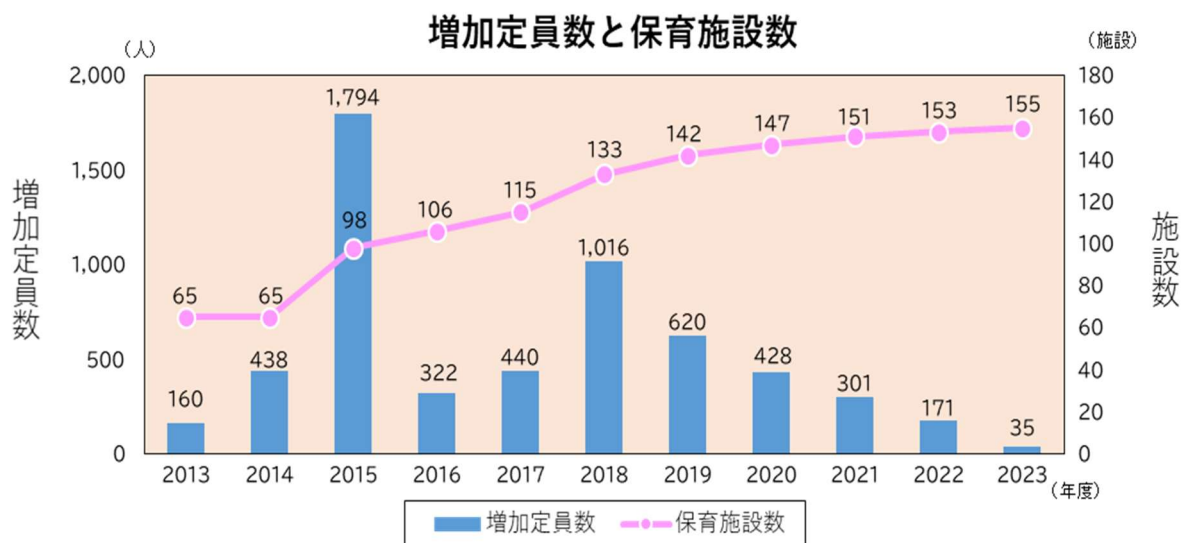
・少子化が進む一方で、就労している世帯のうち共働き世帯の割合が増加しており短時間勤務や在宅勤務などさまざまな就労形態が見られるようになった結果、保育ニーズは高い水準で推移しているとともに、多様化しています。

・保育所等、保育の受け皿整備や育児休業制度等の充実など、仕事と育児の両立支援が推進されてきたことにより、女性の就業率は上昇を続けている一方で、出産を機に退職する女性も依然として存在しています。

・待機児童解消を目指し、定員拡大や入所事務の改善等を行った結果、待機児童数は 2018（平成 30）年度以降、大幅に減少し、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度の間、各年度 4 月 1 日時点において待機児童*は 0 人となっています。

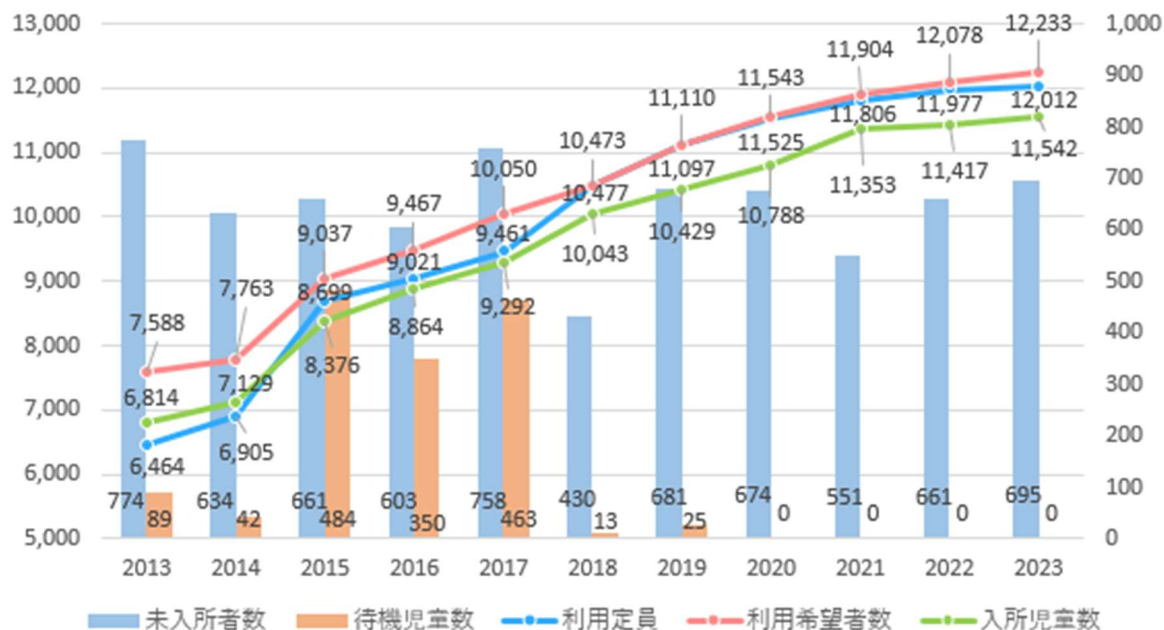
一方で、保育所等へ入所申込みしたにもかかわらず入所できていない児童（未入所児童）が存在しており、特に 1、2 歳児が未入所児童全体の約 7 割を占めています。

・幼稚園や保育所、認定こども園に加えて、小規模保育事業*や企業主導型保育事業*など、多様な保育サービスを提供できる施設が整備されています。



保育所利用定員拡大及び入所児童数等の推移

各年度 4 月 1 日時点



○課題

- ・待機児童は解消したものの、1、2 歳児を中心とした未入所児童の削減が課題となっており、将来を見通しながら保育ニーズに即した保育の提供体制を整える必要があります。
- ・多様化する保護者の保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの提供が必要です。

○主な事業・取組

①必要な保育定員の確保（※A）

保育を必要とする世帯のこどもが保育の必要な年齢で利用できるように、幼稚園の認定こども園への移行や施設の整備等により保育定員の確保に努めます。また、保育士等の人材確保に関する支援を行います。

これらの取組を通じて、年度当初における待機児童 0 人の継続と未入所児童の削減に努めます。

②認定こども園の普及促進（※A）

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つことで、幼児教育と保育を一体的に提供することができるとともに、保護者の就労の状況にかかわらず利用できる施設です。多様化する保育ニーズに対応し、子育て支援機能を提供するため、引き続き認定こども園化を進めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①必要な保育定員の確保	施設定員数(各年度末)	12,087 人	13,724 人
②認定こども園の普及促進	認定こども園の施設数	63 か所	増加

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
待機児童数	0 人(4 月)	0 人

基本施策② 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

○現状

・待機児童対策として認可保育施設の新規開設等による定員拡大に積極的に取り組み、量の拡大は進んだ一方で、幼児教育・保育現場におけるこどもをめぐる事故や不適切な保育が発生していることから、各幼児教育・保育施設における適切な保育環境の構築に向けた、保育士等の質の向上が求められています。また、保育士等の人材確保に苦慮している幼児教育・保育施設もあります。

・家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、幼児教育・保育施設に対しては、教育・保育の質の向上や配慮を必要とするこどもへの支援の充実、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校の連携（幼保小連携）の推進、子育て支援の拠点機能の拡充などの役割が期待されています。

○課題

・幼児教育・保育施設が、安全・安心な保育環境を整備し、適切な保育や保護者支援等を行えるよう、保育士等の資質や保育内容の質の向上が求められるとともに、人材の育成と確保が必要です。

○主な事業・取組

①保育人材の資質の向上（※A）

教育・保育の専門性を高めるため、保育士や保育教諭、幼稚園教諭等を対象としたキャリアアップ研修や大分市独自の研修を引き続き実施するとともに、研修内容の充実を図ります。

②保育人材確保の支援（※A）

○保育士等を目指す県内外の学生や潜在保育士*に対し、市内の幼児教育・保育施設の特色や魅力などの情報発信に努めるとともに、保育現場を体感できる機会を提供するなど、関係機関と連携しながら幼児教育・保育施設の人材確保を支援します。

また、中学生や高校生を対象に保育士の魅力を発信し、早い時期からの保育士への興味喚起に取り組めます。

○保育人材の離職防止のため、保育士等を支援する人材の活用等による職場環境の改善や勤務労働条件の向上に向け、支援の充実を図ります。

③家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実（※A）

家庭の教育力や地域の教育的資源を活用するなど、家庭や地域と連携・協働した教育活動の充実に努めます。

④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進（※A）

「大分市幼保小連携推進協議会*」等の意見を踏まえ、各小学校区等の実態に応じて、「校区幼保小連携推進協議会」を開催し、幼児教育・保育施設と小学校との連携を推進します。

⑤保育所等巡回支援事業の実施（※B-13）

幼児教育・保育施設が安全・安心な保育環境を整え、適切な保育の提供ができるよう、豊富な保育経験のある保育士等が施設を訪問し、保育中の事故防止や保健衛生、保育内容等に対して助言するなど、支援に取り組みます。

⑥幼児教育・保育施設等の指導監督（※A）

幼児教育・保育施設や認可外保育施設*に対し、市が定めた基準条例等に基づき、適切な教育・保育環境の確保に向け、指導を行います。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①保育人材の資質の向上	年間研修参加延べ人数	1,501 人	1,600 人
②保育人材確保の支援	保育士等の不足により定員未満の受入れを行う施設の割合	7.7%	0%
③家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実	家庭や地域と連携した教育活動を実施した施設の割合	71%	100%
④幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進	校区幼保小連携推進協議会を年 2 回以上実施している校区※の割合	89%	100%
⑤保育所等巡回支援事業の実施	保育所等巡回支援実施率	100%	100%
⑥幼児教育・保育施設等の指導監督	指導監督実施率	100%	100%

※校区…幼保小連携推進協議会における校区

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、就学前の教育や保育の内容に満足していると答えた保護者の割合	88.0%	増加

基本施策③ 保護者のニーズに応じた保育サービスの提供

○現状

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、「希望した時期や時間に保育サービスを利用できた」と感じる保護者の割合は 64.6%でした。

・保護者の就労形態の多様化への対応や、育児疲れの解消、緊急時への対応等、保育サービスの充実が求められています。

・保護者個々のニーズに応じ、幼稚園や保育所、認定こども園等の案内や子育て支援事業の情報提供、保育に関する相談・助言を行う専門の相談員を配置し、支援等を行っています。

〈課題〉

・保護者の就労形態や就労の有無にかかわらず、希望に合った保育サービスが提供できるよう、各種施策を充実させる必要があります。

○主な事業・取組

①保育コンシェルジュの配置（利用者支援事業（②特定型））（※B-3）

保育コンシェルジュ*を配置し、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設等や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援等を行います。

②一時預かり事業（※B-4）

幼稚園や保育所、認定こども園等を利用していないこどもの保護者が、育児疲れの解消、就労、傷病、または出産等の理由で一時的に保育を必要とする場合に保育を受けることができるよう、定員の確保に努めます。

また、幼稚園に在園する園児や認定こども園に在園する1号認定こどもを対象に、教育時間の前後や長期休業日等に預かりができる環境を提供します。

③延長保育事業（※B-5）

保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間延長のニーズに応えるため、保育所、認定こども園等において、保護者の就労状況等に基づき2号・3号認定こどもの保育時間を延長して受け入れる、延長保育実施施設の確保を図ります。

④病児保育事業（※B-6）

保護者が就労している場合等において、こどもが病気または病気の回復期に自宅での保育が困難な場合、安心して預けることができるよう支援体制の充実を図ります。

⑤子育てファミリー・サポート・センター事業（※B-8）

保育所や放課後児童クラブへの送迎など、一時的にこどもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介します。関係機関と連携し、効果的な周知を行うとともに、利用しやすい制度の構築に努めます。

⑥乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※B-18）

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、保育所や認定こども園等に通園していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等でこどもの預かりを行う、こども誰でも通園制度の定員の確保に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
②一時預かり事業	利用定員数	2,117 人	2,136 人
③延長保育事業	実施施設の割合（家庭的保育事業*を除く）	96%	100%
④病児保育事業	利用定員数	69 人	69 人
⑤子育てファミリー・サポート・センター事業	援助活動件数	1,588 件	2,252 件
	登録会員数	1,710 人	2,000 人
⑥乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	利用定員数	—	104 人

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、希望した時期や時間に保育サービスを利用できたと感じる就学前児童の保護者の割合	64.6%	増加

目標4 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

基本施策① 確かな学力の定着・向上

○現状

・2023（令和5）年度、児童生徒を対象に実施した各種学力調査において、結果が全国平均以上の教科の割合は、小学校100%、中学校82.6%です。

（小学校14教科中14教科、中学校23教科中19教科）

○2023年度各種学力調査の結果

◆全国学力・学習状況調査＜全小中学校が対象＞

実施学年	小学校 第5学年		中学校 第3学年		
	国語	算数	国語	数学	英語
大分市平均正答率	69	66	68	49	42
全国平均正答率	67.2	62.5	69.8	51.0	45.6
全国との差※	+	+	-	-	-

※各県や市の正答率は整数値で、全国の正答率は小数第1位までの値で公表されています。
そのため、実際の数値における全国との差を、＋で表記しています。

◆大分県学力定着状況調査＜全小中学校が対象＞

実施学年	小学校 第5学年						中学校 第2学年									
実施教科	国語		算数		理科		国語		社会		数学		理科		英語	
	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用
大分市偏差値平均	51.2	51.3	52.2	52.1	50.6	51.2	51.7	51.2	51.9	50.6	50.8	50.8	51.3	49.9	50.8	50.6
全国との差	+1.2	+1.3	+2.2	+2.1	+0.6	+1.2	+1.7	+1.2	+1.9	+0.6	+0.8	+0.8	+1.3	-0.1	+0.8	+0.6

※全国平均を偏差値50とし、全国との差を、＋で表記しています。

◆大分市標準学力調査＜全小中学校が対象＞

実施学年	小学校 第4学年						中学校 第1学年									
	国語		算数		理科		国語		社会		数学		理科		英語	
	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用	基礎	活用
大分市偏差値平均	51.2	51.0	51.8	51.2	50.9	51.3	52.1	50.3	51.2	50.0	52.1	50.8	52.1	52.0	51.7	51.3
全国との差	+1.2	+1.0	+1.8	+1.2	+0.9	+1.3	+2.1	+0.3	+1.2	0.0	+2.1	+0.8	+2.1	+2.0	+1.7	+1.3

※全国平均を偏差値50とし、全国との差を、＋で表記しています。

○課題

・確かな学力の定着・向上のため、こどもたちの発達の段階を踏まえ、課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す中、すべての学習の基盤となる言語能力、とりわけ書く力を育成することが必要です。

○主な事業・取組

①大分っ子基礎学力アップ推進事業

基礎学力向上研究推進校を指定し、児童生徒の実態を踏まえた教科指導における実践的・実証的な研究を進めます。その研究成果は、公開研究発表会等を通し、他の小中学校及び義務教育学校の指導方法の工夫改善に生かします。また、各種学力調査の結果を受け、教科別に分析・考察、改善のポイント等をまとめた分析シートを作成し、各学校における指導の充実・改善に生かします。

②大分っ子学習力向上推進事業

大分っ子非常勤講師を配置し、教科指導(算数、国語等)での個別指導や習熟度別指導等、複式学級における学年別の指導や課題別の指導等を行うことにより、こどもたちの確かな学力の定着・向上を図る学習指導に努め、個に応じた指導の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①大分っ子基礎学力アップ推進事業	研究推進校における公開研究発表会の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の数の割合	小学校 100% 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%

※小学校は義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)を、中学校は義務教育学校の後期課程(第7学年から第9学年)を含みます。

基本施策②豊かな人間性と社会性の育成

○現状

・現在のこどもたちは、他人を思いやる心や感動する心、規範意識や自らを律する心、地域社会の一員としての自覚や郷土を大切にする心が希薄になっていることなどが指摘されています。

○課題

・学校と家庭や地域社会が連携・協働し、こどもたちに豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められており、各学校においては道德教育を一層充実させる必要があります。

○主な事業・取組

①道德教育の充実

市内小中学校及び義務教育学校において、教職員を対象として「大分市道德指導ハンドブック（改訂版）」を活用した研修を実施するなど、学校の教育活動全体を通じて、道德科を要とした心に響く魅力ある道德教育の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①道德教育の充実	「大分市道德指導ハンドブック（改訂版）」を活用した道德科の研修の実施率	77%	100%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校 84.6% 中学校 81.2%	小学校 90% 中学校 90%

※小学校 6 年生（義務教育学校の第 6 学年を含む）、中学校 3 年生（義務教育学校の第 9 学年を含む）が対象です。

基本施策③ 心身の健康の保持増進

○現状

・児童生徒を対象にした体力・運動能力調査結果において、大分市の児童生徒の新体力テスト*における総合評価「C」以上の割合が2023（令和5）年度では、小学校で79.6%、中学校で83.7%となっており、2018（平成30）年度をピークに低下傾向にあります。

・アレルギー性疾患の増加、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する問題、感染症など、こどもの健康課題が多様化・深刻化しています。

※小学校は義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）を、中学校は義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。

○新体力テストにおける総合評価基準（総合評価の求め方）

8種目のテスト項目の成績を年齢及び性別ごとに区分した種目得点表に当てはめ、1点から10点の10段階で点数化する。次にそれらの8項目の合計点を年齢別の総合評価基準表に当てはめ、A～Eの5段階で総合評価するもの。

段階	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
A	39以上	47以上	53以上	59以上	65以上	71以上	51以上	57以上	60以上	61以上
B	33～38	41～46	46～52	52～58	58～64	63～70	41～50	47～56	51～59	52～60
C	27～32	34～40	39～45	45～51	50～57	55～62	32～40	37～46	41～50	41～51
D	22～26	27～33	32～38	38～44	42～49	46～54	22～31	27～36	31～40	31～40
E	21以下	26以下	31以下	37以下	41以下	45以下	21以下	26以下	30以下	30以下

○課題

・新体力テストの結果分析に基づき、各学校において授業等における指導法の工夫改善を行うとともに、運動に対する意欲を高める指導等を通して、児童生徒の体力の向上を図っていくことが重要です。

・児童生徒の心身の状況等を踏まえて、自ら課題を見つけ、個々の健康課題を認識し、自ら解決する力や自他の生命を尊重する心をはぐくむなど、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送ることができるための資質・能力の育成が必要です。

○主な事業・取組

①体力の向上

体力向上のため、各種研修を通じて指導者の資質向上及び指導方法の工夫・改善等を図り、進んで運動やスポーツに親しむ意識を醸成します。このほか、学校における部活動の充実のため、部活動指導員や外部指導者等、地域のスポーツ指導者を活用し、地域と連携、協働した取組を推進します。

②健康教育の充実

○学校・家庭・専門機関等が連携し、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付け、自分自身を大切にするとともに相手も思いやることができるよう、健康教育の充実を図ります。

○関係機関との連携の下、児童生徒の発達の段階を踏まえた思春期健康教育、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育やがん教育の推進を図ります。

③歯と口の健康づくりの推進

将来にわたって健康的な歯と口腔を維持するために、学校歯科医、教職員、保護者が協力し、歯みがき指導・食に関する指導・フッ化物洗口を実施し、児童生徒のむし歯本数の減少を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①体力の向上	新体力テストにおける総合評価が C 以上の児童生徒の割合	小学校 79.6% 中学校 83.7%	小学校 85.0% 中学校 88.0%
②健康教育の充実	自分の健康で気を付けていることがある児童生徒の割合	小学校 83.2% 中学校 73.4%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
③歯と口の健康づくりの推進	12 歳のむし歯本数 (1 人当たり)	0.75 本	0.5 本

※小学校は義務教育学校の前期課程(第 1 学年から第 6 学年)を、中学校は義務教育学校の後期課程(第 7 学年から第 9 学年)を含みます。

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査等において、運動を見たり、したりするのが楽しいと感じると答えた児童生徒の割合	小学生: 77.1% 中学生: 83.8%	増加
中学生へのアンケート調査において、周りの人も自分と同じように大切な存在だと思うと答えた生徒の割合	87.3%	増加

※小学校は義務教育学校の前期課程(第 1 学年から第 6 学年)を、中学校は義務教育学校の後期課程(第 7 学年から第 9 学年)を含みます。

基本施策④ 人権尊重を基盤とした教育の推進と充実

○現状

・こどもの生きる力をはぐくむためには、学校教育全体を通して人権尊重を基盤とした教育活動を展開することにより、多様性を認め合い、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を培うことが重要です。

○課題

・こどもが自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を培うためには、指導者である教職員はもちろんのこと、こどもが人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけることが必要です。

○主な事業・取組

①学校における人権教育の推進と充実

人権問題に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるためには、さまざまな人との交流や体験的な活動が効果的であることから、地域の人材や人権啓発センター等を活用するなど、指導方法の工夫改善に努め、その充実を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①学校における人権教育の推進と充実	地域人材を含む外部講師等の活用による人権学習を受講した児童生徒の割合	42.7%	100%

〈成果指標〉

事業名	2023(R5)実績	2029(R11)目標
差別をなくすために自分にもできることがあると思う児童生徒の割合	59.5%	増加

目標5 地域と一体となつてこどもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」の推進

基本施策① 地域とともにある学校づくり

○現状

・教育をめぐる課題が複雑化・多様化する中、こどもの豊かな学びと育ちを創造するため、学校は家庭や地域社会との連携・協働を図り、主体的かつ創意工夫に富んだ教育活動の展開を図っています。

○課題

・こどもの健やかな成長のためには、保護者や地域住民等の参画及び協力を促進することにより、学校運営の改善を図ることが重要です。また、こどもの学習意欲の喚起や各教科等における教育活動の充実を図るため、地域の教育的資源の活用が求められています。

○主な事業・取組

①学校運営協議会*制度の充実

学校運営協議会制度等を活用し、学校と地域が連携・協働して学校運営に取り組むことにより、地域とともにある学校づくりを推進します。

②地域の人材の活用による多様な学習活動の推進

地域の人材を活用し、学校と地域が一体となった多様な学習活動を推進します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①学校運営協議会制度の充実	教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行っている学校の割合	小学校 81.8% 中学校 67.9%	小学校 100% 中学校 100%
②地域の人材の活用による多様な学習活動の推進	地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている学校の割合	小学校 100% 中学校 96.2%	小学校 100% 中学校 100%

※小学校は義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)を、中学校は義務教育学校の後期課程(第7学年から第9学年)を含みます。

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
学校が地域と連携して子どもたちの教育活動を支えていると感じる保護者の割合	76.2% (2024(R6))	85%

基本施策② 放課後の居場所づくり

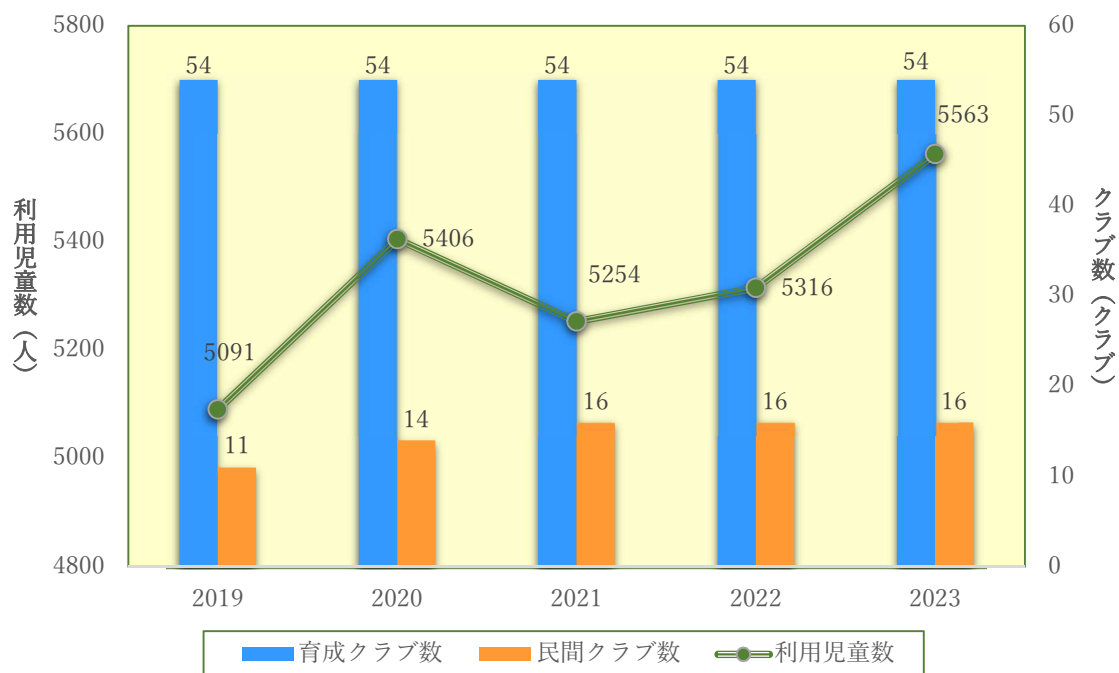
○現状

・国は、こどもの小学校入学を契機として仕事を辞めざるを得ない状態となる、いわゆる「小1の壁*」問題を解決するとともに、次代を担う人材を育成するため、利用を希望するすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、放課後児童クラブの整備を図ることとしています。大分市では、小学校及び義務教育学校の敷地内での児童育成クラブ室の整備や民間事業者が運営する民間放課後児童クラブの活用を図ってきました。少子化の影響により小学校の児童数は減少しているものの、放課後児童クラブの利用児童数は増加傾向にあり、さらに、定員を上回るニーズがある校区もあることから、必要に応じた定員の確保に取り組んでいます。

・現在、放課後児童クラブは、地域の自治会や保護者からなる運営委員会が運営する児童育成クラブと民間事業者が運営する民間放課後児童クラブがあり、活動内容については、それぞれのクラブが主体性をもって運営しています。

・活動内容の質の向上を図るため、指導員研修や放課後児童支援コーディネーター*による巡回相談等に取り組んでいます。

放課後児童クラブの利用児童数とクラブ数の推移



○課題

・近年の女性就業率の上昇等により、保護者が就労等で昼間に家にいることができない家庭の児童数の増加が見込まれる中、児童が放課後に安全・安心に過ごすことができるよう、計画的な施設整備を行うとともに、民間事業者の活用による必要な定員の確保や指導員の確保に努める必要があります。

・活動内容の質の向上のため、地域との連携を図り、指導員に対する研修や支援体制の充実を図る必要があります。

《国の面積基準（児童 1 人当たり 1.65 ㎡以上）を上回っている施設の割合（2023（R5）年時点）》

国	82.7%
市	87.1%

※国の面積基準（児童 1 人当たり 1.65 ㎡以上）を確保できていないクラブが、市全体で 12.9%となっています。（全国平均：17.3%）

○主な事業・取組

①放課後児童クラブ事業（※B-9）

○就労等により昼間保護者がいない家庭の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。

○利用児童数に対応したクラブ室の面積基準を確保しながら、教育委員会・児童福祉関係部局が学校と連携を図り、余裕教室の活用等を検討し施設整備を進めます。

○民間事業者が運営する放課後児童クラブを活用することで、提供体制の確保を図ります。

○地域の実情に応じ、放課後児童クラブの開所時間の延長に引き続き取り組みます。

○指導員の資質向上のため、県と連携を図り、有資格者（放課後児童支援員*）の割合を高めるとともに、市独自で行う研修の充実を図ります。

○指導員バンクの利用促進を図るなど、各放課後児童クラブが安定的に運営できるよう指導員の確保を促進します。

○放課後児童支援コーディネーターとして、専門性を有する職員が、発達障がい等の配慮を要する児童の在籍する放課後児童クラブに巡回相談を行い、指導員に対する指導や助言を行うほか、放課後等デイサービスなども含め適切な居場所を確保するため、学校や保護者等と連携を図ります。

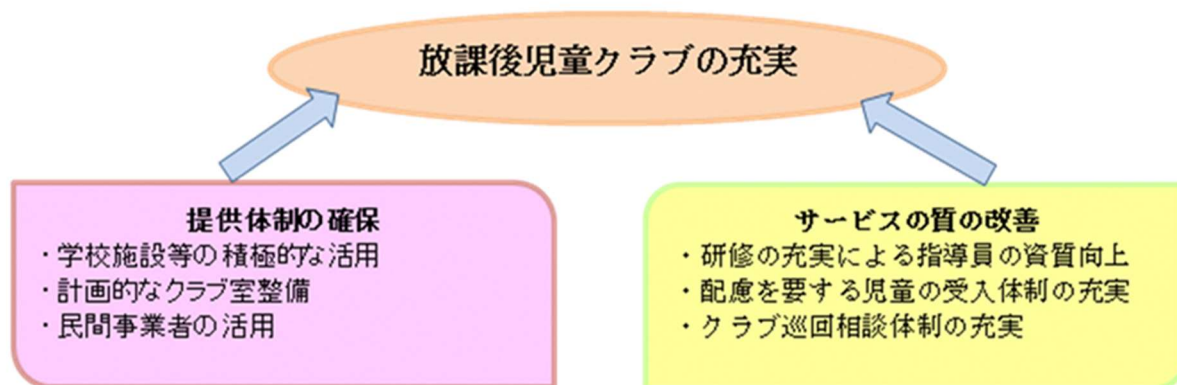
○放課後児童クラブは、「こどもの主体性を尊重し、こどもの健全育成を図る」重要な役割を担っており、こうした役割を徹底することで、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図り、あわせて各クラブの育成支援の取組内容を、それぞれの運営委員会や保護者会等を通じて、地域住民の代表や利用者に周知します。

②放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の推進

○放課後児童クラブと放課後子供教室の連携および一体的な取組に向けて、関係者同士の情報交換等を推進します。

○すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動等を行うことができるよう、教育委員会と児童福祉関係部局の連携のもと、検討を進めるほか、余裕教室の活用等について、学校との協議を行います。

■地域子ども・子育て支援事業計画のイメージ



〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブ定員	7,365 人	7,878 人
	指導員研修参加者数	775 人	865 人
	放課後児童支援コーディネーターの相談件数	604 件	680 件
②放課後児童クラブと放課後子供教室の連携の推進	放課後児童クラブと放課後子供教室が同一小学校内等で実施されている小学校区の割合	43%	50%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
放課後児童クラブを利用できなかった児童数	0 人	0 人
放課後児童クラブ指導員の有資格者率(放課後児童支援員認定資格研修の受講資格を満たす職員のみ対象)	68%	100%

目標 6 安全・安心な学校づくりの推進

基本施策① いじめ、不登校等への対策の充実

○現状

・こどもを取り巻く社会環境の変化は、こどもたちの心に大きな影響を及ぼし、不登校の増加や倫理観、規範意識の低下が指摘される中、暴力行為やいじめ対策等が問題となっています。

○課題

・学校におけるいじめや不登校に対し、総合的・根本的に検討し、その防止や指導に努める必要があります。

○主な事業・取組

①いじめ・不登校等への対策の充実

各学校における「いじめ防止基本方針*」に基づいた取組を行うとともに、いじめや不登校等についての児童生徒や保護者からの相談に対して、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等、専門スタッフが関係機関と連携し対応するなど、いじめの解消や社会的自立に向けた相談・支援の充実を図ります。また、児童生徒支援引継ぎシート*を活用し、中1ギャップ*の解消を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①いじめ、不登校等への対策の充実	学級集団検査(hyper-QU)*における「学級生活満足群*」の割合	66.2%	70.0%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
小中学校におけるいじめの解消率 ※認知から3ヶ月以上経過したもの	小学校 85.1% 中学校 80.7%	小学校 90.0% 中学校 90.0%
学校内外での相談・指導等*の支援 につながっている不登校児童生徒* の割合	小学校 88.9% 中学校 77.3%	小学校 95.0% 中学校 85.0%

※小学校は義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)を、中学校は義務教育学校の後期課程(第7学年から第9学年)を含みます。

※いじめの解消率…いじめの認知件数に対して解消している件数の割合。ただし、いじめの解消の有無は事案発生後少なくとも3か月を目安に判断します。

※いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ②被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

基本施策② 危機管理体制の確立

○現状

・インターネット上のトラブルや問題行動の低年齢化、不登校等、その内容も複雑・多様化し、学校だけでは問題の解決が困難なケースも増えているため、関係機関との連携を図っています。

・児童生徒の登下校時における交通事故や不審者事案が多く発生しています。

○課題

・全教職員が一体となった組織的な生徒指導体制を構築し、家庭や地域社会、関係機関との早期の情報共有とともに、適切な連携を図ることが重要です。

・こどもの発達の段階や、幼児教育・保育施設や小中学校及び義務教育学校、地域の実態に応じた、危険予測・回避能力を身に付けさせるための取組が必要です。

○主な事業・取組

①情報モラルの育成

家庭との連携を図りながら、スマートフォンやゲーム機、タブレット端末などでの SNS 等の利用において、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実させます。そのため各学校においては、専門機関との連携の下、講師による教職員向けの研修会や児童生徒・保護者向けの「ネット安全教室」等を開催し、情報モラルの育成を図ります。

②安全教育の推進

講師等による安全講話や自転車安全教室の開催、視聴覚教材や通学路安全マップを活用した指導等を積極的・計画的に実施し、安全教育・指導の充実を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①情報モラルの育成	児童生徒、保護者を対象とした研修会の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、学校で子どもたちが健やかに育っていると感じると答えた保護者の割合	92.1%	増加

基本施策③ 学校施設の整備・充実

○現状

・大分市の小中学校は、「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、建替え中心から、建物を80年使用する長寿命化に切り替えていくため、計画的に機能向上と機能回復に向けた改修を実施しています。

・また、学校適正配置の観点を踏まえた上で、児童生徒数の推移、学校の規模、敷地面積、学校運営など多面的な視点で学校整備の検討を進めています。

○課題

・学校施設の老朽化対策等において、バリアフリー化、省エネルギー化、防災機能強化等の視点に立った施設環境の充実など、教育環境の整備・充実を図る必要があります。

○主な事業・取組

①学校施設の整備・充実

「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、計画的かつ効果的な改修等を実施し、バリアフリー化や省エネルギー化等を推進するとともに、トイレの洋式化、体育館や特別教室の空調設備の設置等、時代のニーズに応じた教育環境の充実を図ります。

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
時代の変化に対応した教育環境が整備されていると感じる保護者の割合	75.0% (2024(R6))	85.0%

目標7 青年期の自立を支える取組の推進

基本施策① 青年期の自立を支える取組の推進

○現状

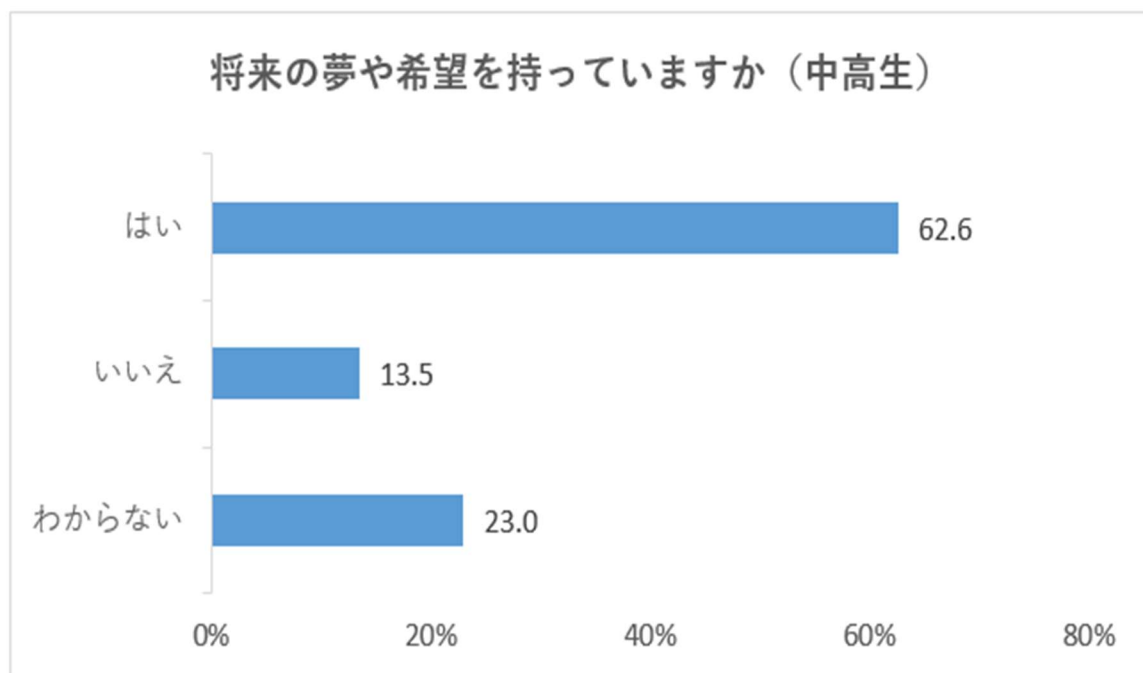
・こどもの成長過程の中で、学齢期から青年期にかけては、社会的な自立に加え経済的な自立を果たすことが必要です。

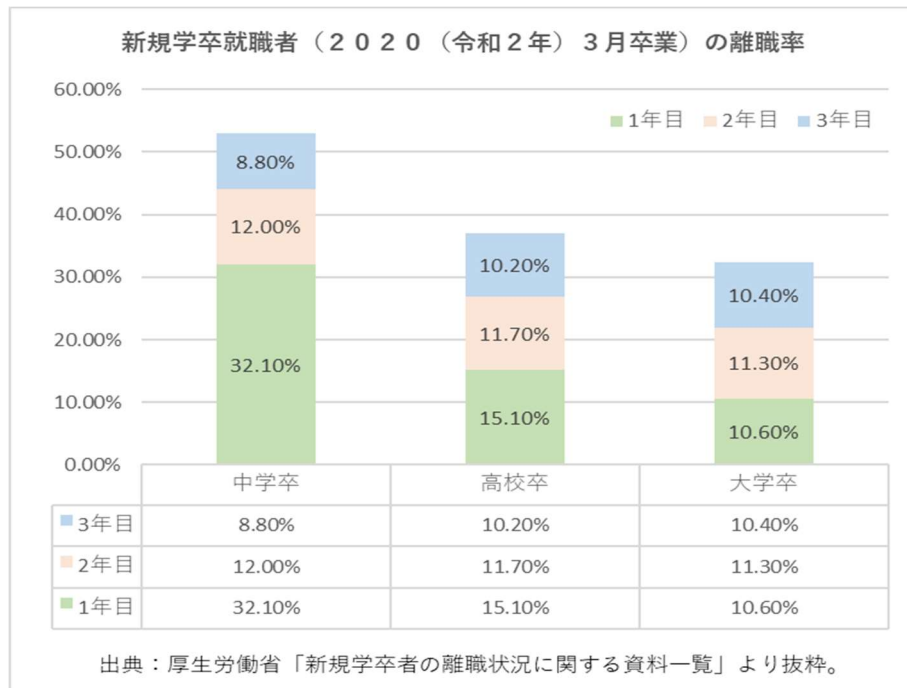
・「結婚や子育てに関するアンケート調査」によると、「将来の夢や希望を持っている」と答えた中高生の割合は62.6%でした。

・文部科学省の令和5年度学校基本調査（確定値）によると、高校卒業後の高等教育機関（大学、短大、専門学校等）への進学率（過年度卒を含む）は84.0%で過去最高となっており、高等教育への進学を目指す若者の割合が増えています。

・日本学生支援機構の令和4年度学生生活調査（大学・昼間部の場合）によると、奨学金の利用率は55.0%で、約2人に1人が奨学金を受給しながら大学等に通っている状況です。

・厚生労働省が行った全国調査によると、新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、2020（令和2）年3月卒業者で、中学卒52.9%、高校卒37.0%、大学卒32.3%となっています。





○課題

- ・人口減少や少子高齢化が進展する中、地域や地元企業等において将来を担う人材の確保が求められています。
- ・子育てに係る教育費の中で、特に高等教育費の負担が大きく、進学を志す学生への高等教育に係る負担を軽減する取組を進めていく必要があります。
- ・学校から職場へ円滑に移行するとともに、離職率が高いとされる若者の早期離退職を予防するため、在学中から職業意識を醸成する取組が必要です。
- ・若年層の労働者に対し、キャリア形成の機会を提供することで、経済的自立を促す取組も必要です。

○主な事業・取組

①大分市返還免除型奨学資金

進学を志す学生の経済的な負担軽減と、大学等を卒業後に大分市で活躍する人材の育成・確保を目的として「返還免除型奨学資金」の貸与を行います。

②若年者等へのキャリア形成支援

中学生が、比較的年の近い若者から仕事の志望動機や業務内容についての講演を聴き、働くことの社会的意義を感じることで、早い段階からの職業観の形成を図ります。

③若年層への就労支援

求職中の若者等を対象に就職活動に役立つ様々な内容を学ぶ機会を提供し、就職活動を支援します。また大分市立エスペランサ・コレジオ*において、青少年等を対象に、資格取得等によりサポートするための講座を開講します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
②若年者等へのキャリア形成支援	市立中学校におけるキャリア教育コーディネーター等を活用した職業講話の実施率	100%	100%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
結婚や子育てに関するアンケート調査において、将来の夢や希望を持っていると答えた中高生の割合	62.6%	増加

分野2 ライフステージを通じた継続的な支援

目標8 こどもと家庭へのきめ細かな支援

基本施策① すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの相談支援体制の充実

○現状

・核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、地域の中で孤立しがちな傾向があるほか、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対し、社会からの支援につながらずに児童虐待が深刻化する事案が後を絶ちません。

・育児やしつけ、性格行動等、こどもに関する相談窓口として、市内3カ所（中央・東部・西部）に子ども家庭支援センターを配置し、さまざまな対応を行っています。また、児童虐待とDVは深くかわり合っていることが多いため、中央子ども家庭支援センター内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DVの被害を受けた母子等の相談・支援も行っています。

・児童福祉法等の改正により、令和6年4月から、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、子ども家庭支援センターを中心に、保健（福祉）センターと連携・協働を深め、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない相談支援を行っています。

○課題

・こどもに関する相談は、一層、複雑化・多様化していることから、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、児童虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することが求められています。

・DVに関する相談はこどもの問題と関係していることが多く、関係機関との連携が必要です。また、DV被害を受けた母子等への適切な支援が求められています。

○主な事業・取組

①こどもに関する相談支援体制の強化(利用者支援事業(③こども家庭センター型)) (※B-3)

複雑化・多様化するこどもに関する相談にきめ細かな対応ができるよう、各種研修により職員の資質向上に努めるとともに、母子保健と児童福祉の複合化する事案に早期から対応するため、市内3か所に「こども家庭センター」を設置し、相談支援体制の強化を図ります。

各センターには、母子保健と児童福祉の両分野の専門的知識を有する「統括支援員」を配置し、一体的な相談支援に努めるとともに、適切なアセスメントにより利用者のニーズを引き出しながら具体的な支援内容を記載した「サポートプラン」の提供を実施しています。また、相談内容に応じて、学校や幼児教育・保育施設等との連携を図り、必要に応じて専門の医療機関や療育機関での支援につなげます。

中央こども家庭センターには、社会福祉士、保健師等の専門職を「地域子育てコーディネーター」として配置し、巡回支援等を行うほか、地域におけるこども・子育ての支援団体との連携強化に取り組みます。

②地域子育て相談機関での相談支援

中学校区に1カ所を目安として、子育て世帯の利用者の多いこどもルーム等を中心に、地域子育て相談機関を設置し、身近な地域で気軽に相談できる体制を構築しています。こども家庭センターと連携を図りながら、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握に努め、相談体制の充実に努めます。

③DVに関する相談・支援体制の充実

女性相談支援センター*等関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者の安全確保のために有効な「保護命令制度*」利用の援助等を行い、DV被害者に寄り添った支援の充実に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①こどもに関する相談支援体制の強化	こども家庭センターでの子育てに関する相談件数	5,322 件 (※)	増加
②地域子育て相談機関での相談支援	地域子育て相談機関での子育てに関する相談件数	—	4,309 件
③DVに関する相談・支援体制の充実	DVに関する相談件数	244 件	増加

※令和5年度実績については、子ども家庭支援センター及びパパママほっと相談コーナー(保健所健康課内)で受けた相談件数(児童虐待を除く)

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、育児について相談できる人や機関があると答えた人の割合	93.8%	増加

●社会的養護経験者(ケアリーバー)への自立支援について

児童養護施設や里親家庭等で育った社会的養護経験者(ケアリーバー。以下「ケアリーバー」という。)は、原則 18 歳で措置が解除され、自立することが求められますが、保護者がいないまたは保護者からの養育拒否等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースなどが見られ、貧困や孤独に陥りやすい傾向にあることが課題とされています。

このケアリーバーへの支援については、平成 16 年の改正児童福祉法第 41 条において、児童養護施設は、「退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」とされ、さらに、令和 4 年の改正児童福祉法第 11 条においては、「実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと」が都道府県の業務として位置付けられました。

そのため、県においては、NPO 法人に委託して社会的養護自立支援拠点事業(※1)として、相互交流の場の提供・生活や就労等相談支援・ソーシャルスキルトレーニングなどの支援を行っています。これらの取組事例としては、社会資源の情報共有によりニーズに応じた支援を行っていることや、キャリアコンサルタントの助言のもと就労準備を行い就職につないでいること、また、就職後も生活面、就労面、両方の相談に応じることで就労継続を支援していることなどがあります。

大分市においては、県中央児童相談所や児童アフターケアセンターおおいた(※2)などからケアリーバーへの支援が求められた際には、利用可能な福祉サービスやその他の支援がより確実に提供されるように連携・協力していくことが必要であると考えます。

※1 ケアリーバーや虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とした事業。就労や居住、生活に関する相談の実施などを行う。

※2 県では、社会的養護自立支援拠点事業を NPO 法人おおいた子ども支援ネットに委託し、ケアリーバーのケア等を行う「児童アフターケアセンターおおいた」を設置。ひきこもり、就労、措置解除後の自立等の課題を抱えるケアリーバー等の相談窓口として、児童アフターケアセンターおおいたを含む 3 機関を集約した「おおいた青少年総合相談所」がワンストップで対応している。

基本施策② 児童虐待の予防的対応の強化

○現状

・児童虐待相談対応件数は、2023（令和 5）年度は 1,993 件と、こどもに関する全相談対応件数の約 5 割を占めており、2018（平成 30）年度の 838 件から 1,155 件ほど増加しています。

・被虐待児の年齢構成では 0 歳から学齢前児童が約 4 割、小学生以下では全体の約 8 割超を占めています。そうした中、こども自身からの相談は、年間数件程度となっています。

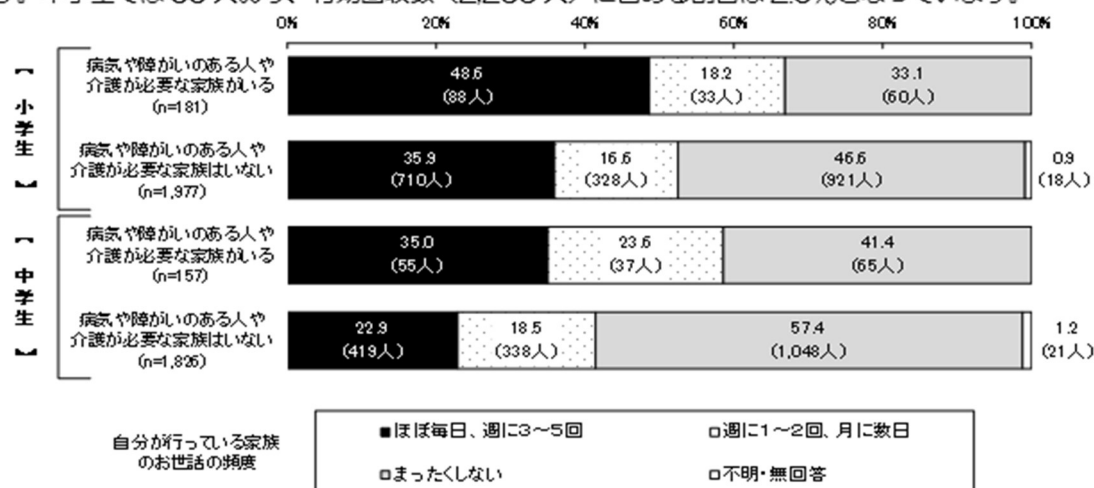
・全国的な児童虐待相談対応件数の増加や相次ぐ深刻な虐待事案等を踏まえ、令和 6 年 4 月より、こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援体制を構築して、ポピュレーションアプローチの強化を図り、児童虐待の予防的対応、早期発見・早期対応に努めています。

・2023（令和 5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では、「一緒に住んでいる人に病気や障がいのある人や介護の必要な人」がいると回答したこどものうち、週に 3 回以上「家族のお世話」をしていると回答した小学生の割合は 3.6%、中学生は 2.5%であり、このような状況に置かれたこどもたちが、困りを抱えていることが考えられます。

（子ども）問 4 同居家族に病気や障がいのある人や介護が必要な人がいるか。

×（子ども）問 14 自分が行っている家族のお世話。

家族に病気や障がいのある人や介護の必要な人がいると回答した子どものうち、家族のお世話を週に 3 回以上行っている小学生は 88 人おり、有効回収数（2,431 人）に占める割合は 3.6%となっています。中学生では 55 人おり、有効回収数（2,233 人）に占める割合は 2.5%となっています。



・「大分市子どもの生活実態調査」では、こどもは「ヤングケアラーと思っている」が保護者は「ヤングケアラーに該当しない」と答えた割合が高くなっています。

(保護者) 問 27 お子さんは「ヤングケアラー」に該当するか。
 × (子ども) 問 19 自分が「ヤングケアラー」だと思うか。

親と子の間での「ヤングケアラー」に関する認識の差については、子どもは「ヤングケアラーと思っている」が保護者は「ヤングケアラーに該当しない」と答えている割合と、子どもは「ヤングケアラーとっていない」が保護者は「ヤングケアラーと思っている」と答えた割合は、前者の方が高くなっています。

		単位: %				単位: %	
		保護者				保護者	
		該当する	該当しない			該当する	該当しない
子ども	小学生			中学生	思う (n=55)	3.6	96.4
	思う (n=55)	3.6	96.4		思う (n=30)	13.3	86.7
	思わない (n=2,109)	1.0	99.0		思わない (n=1996)	0.6	99.4

○課題

・こども家庭センターを中心として、児童虐待の予防的対応、早期発見・早期対応に努める必要があります。

・深刻化・複雑化する虐待事案へ対応する体制や専門性のさらなる強化に取り組むとともに、こどもの権利を守るためには、こども自身の声を聴く仕組みづくりが必要です。

・ヤングケアラーの支援には、福祉、教育などさまざまな観点からの支援が必要であり、ヤングケアラーへの理解を深める中で、適切な支援へつなげる必要があります。また、ヤングケアラーの問題は外部から発見が難しく、支援が必要なこどもの特定が困難なことも課題となっています。

・「大分市子どもの生活実態調査」では、こどもと保護者にヤングケアラーに対する認識の差があったことから、ヤングケアラーと思われるこどもが自ら相談できる仕組みを作るとともに、大人の気づきを促すための周知を図る必要があります。

○主な事業・取組

①要保護児童対策地域協議会のさらなる充実(※C)

児童虐待の早期発見・早期対応から、虐待を受けたこどもの心身のケア、再発防止に至るまで、切れ目のない支援の充実を図るため、「大分市要保護児童対策地域協議会*」を中心とした関係機関の取組のさらなる充実・連携を推進します。また、地域が一体となり要保護児童等の支援を行うため、「大分市要保護児童対策地域協議会中学校区実務者会議(中学校区子どもを守る地域ネットワーク会議)*」により、地域の支援ネットワークの充実を図ります。

②養育支援訪問事業（※B-10）

乳児家庭全戸訪問事業等により養育について支援することが必要と判断される家庭に対して、保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

③ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでの体制強化（※C）

こども家庭センターの設置により、すべてのこどもと妊産婦等を対象としたポピュレーションアプローチを強化し、児童虐待の予防的対応から個々の家庭に応じた「サポートプラン」に基づく支援の切れ目ない対応など、早期発見・早期対応に注力することで、相談支援体制の強化を図ります。

ハイリスクアプローチについては、児童虐待の重症度や緊急性の高いこどもの支援を行う大分県中央児童相談所城崎分室と適切な役割分担を行い、連携を強化する中で、困りを抱えたこどもたちへの支援の充実に取り組みます。

④児童虐待防止・ヤングケアラーについての広報・啓発（※C）

「こども虐待・ヤングケアラー対応の手引き」の発行、「相談窓口周知用カード・こども向け相談窓口周知用カード」や子ども家庭支援センターのリーフレットを配布するほか、講演会等を開催し、市民や関係機関に向け、児童虐待防止やヤングケアラーについての広報・啓発活動に取り組みます。

⑤こども自身の声を聴く取組（※C）

こども自身が意見を発信できるよう、相談先をのせたカードや返信用封筒付きのレターを組み込んだチラシの配布など、さまざまなアクセス手段を確保することで、こども自身の声が直接届く仕組みを構築します。

⑥子ども等見守り訪問支援事業（※C）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等（ヤングケアラーを含む）に対して居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習及び生活指導支援等を通して、見守り体制を強化します。

⑦子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業（※B-14）

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児を支援することで、保護者の妊娠及び育児に対する不安や負担を軽減し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、家庭における養育環境を整え、日常生活を営むことに支障が生じている児童・生徒を支援します。

⑧子育て短期支援事業（※B-7）

保護者が疾病、事故、冠婚葬祭、出張、レスパイト・ケアなどで、こどもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等でこどもを預かることができるように、受け入れ体制の充実及び利用者数の拡大を図ります。さらに、こどもとの関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合は、保護者がこどもと一緒に利用できるよう取り組みます。

⑨親子関係形成支援事業（※B-16）

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①要保護児童対策地域協議会のさらなる充実	個別事例検討会議の開催回数	252 回	増加
③ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチまでの体制強化	サポートプラン作成件数	—	216 件
	児童相談所との連携・対応件数	833 件	増加
④児童虐待防止・ヤングケアラーについての広報・啓発	相談窓口周知用カードの配布先施設等の数	478 か所	増加
⑤こども自身の声を聴く取組	こども自身からの相談件数	11 件	増加
⑥子ども等見守り訪問支援事業	訪問世帯数	利用開始 23 世帯	増加
⑧子育て短期支援事業	延べ利用日数	ショートステイ: 714 日 トワイライト: 88 日	ショートステイ: 1,125 日 トワイライト: 138 日
⑨親子関係形成支援事業	こどもの関わり方等に不安を抱えている家庭のうち、本事業の受講を希望する人数	—	27人

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケート調査において、育児について相談できる人や機関があると答えた人の割合	93.8%	増加

基本施策③ 障がい等のある、またはその可能性のある子どもと家庭への支援

○現状

・身体障害者手帳*所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*所持者数は年々増加しています。また、1歳6か月児健診や3歳児健診、発達に関する相談や巡回療育相談、発達障がい児巡回専門員派遣事業などにおいて発達の遅れや偏りの可能性があることと分かることも増加しており、相談の件数や支援が必要なケースが増えています。

・発達障がい児巡回専門員派遣事業で幼稚園や保育所、認定こども園等を巡回した専門員が、配慮もしくは専門機関での検査が必要と判断した子どもの割合は2021（令和3）年度は10.4%、2022（令和4）年度は11.6%、2023（令和5）年度は14.8%です。

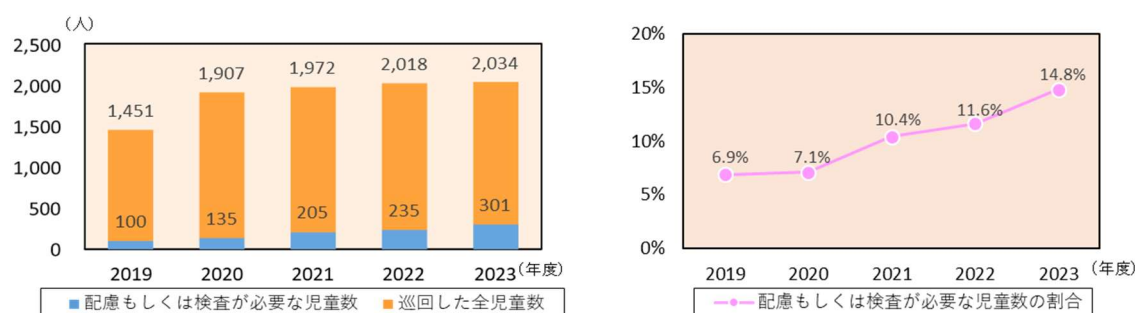
・障害児通所支援事業の利用者数は、2022（R4）年度は放課後等デイサービスが1,690人、児童発達支援が923人、保育所等訪問支援が168人、2023（R5）年度は放課後等デイサービスが1,903人、児童発達支援が999人、保育所等訪問支援が290人、利用者数は年々増加しています。

・発達に支援が必要な子どもが保育所等受け入れ先で合理的配慮がなされるように、保育士等に専門職員が療育指導や相談などの施設支援を行う地域療育等支援事業の必要性が高まっています。

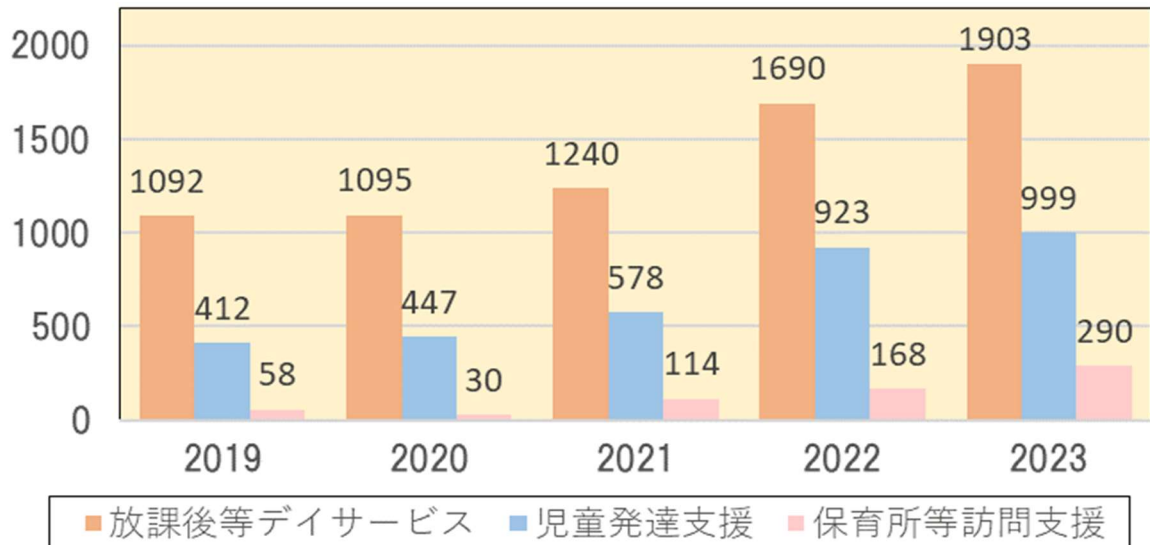
・保育所等訪問支援や地域療育等支援事業、児童発達支援センター等、障がい児支援分野からの支援を進めることにより、事業者の合理的配慮の提供やインクルージョンの取組をより一層推進していくことが求められています。

・近年、幼児教育・保育施設において発達障がいの可能性がある子どもや医療的ケア*を必要とする子ども、また、海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難がある子どもや家庭への支援が求められています。

発達障がい児巡回専門員派遣事業実施状況



障害児通所支援事業利用者数



○課題

・障がいのあるこどもとその保護者が、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまうことがないよう、障がいの早期発見・早期対応や地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようサポートすることが必要です。

・生まれながらの特性や障がい、多様な育ちの中で発達に課題のあるこどもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、就労期を通じて、切れ目なく一貫した、総合的な支援ができるよう、関係機関が相互に連携し、支援を行っていくことが必要です。

・手帳取得者※や、成長の過程で発達の遅れや偏りが発見され、療育支援が必要とされるこどもが増えている一方、障害児通所支援事業所には限りがあり、すぐには支援につながらないこともあるため、地域療育等支援事業でのこどもへの支援に加えて保護者の障がいの受容や適切な支援、方向性をつくる必要があります。

※手帳取得者…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得者

・集団生活の中でこどもの障がいが顕著に現れることもあることから、集団生活の場における支援が必要です。

・幼児教育・保育施設においては、配慮を必要とするこどもとその保護者に適切な支援や助言が行えるよう、保育の質やスキルの向上が求められています。

○主な事業・取組

①障がいのあることに対する地域療育等の支援（※C）

○関係機関と連携し、発達の遅れや偏りの可能性がある乳幼児を対象に、専門職員による巡回相談や療育相談等を行い、地域生活への支援につなげます。また、在宅の障がいのあることでの地域での生活を支えるため、訪問や外来等により、専門職員が在宅の障がいのあることに対して療育指導、相談を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害児通所支援につなげます。

○関係機関との会議や研修会等を持ち、相互理解を促進するとともに、一貫した支援と地域療育等の支援の充実が図れるようにします。

②にこにこルームでの支援の充実（※C）

ことばや発達に不安のある、おおむね 1 歳 6 か月から就学前までの子どもとその保護者を対象に、親子で通所しても、保育を通して発達を促すとともに、保護者に対する相談・助言を行います。

③幼児教育・保育施設での支援の充実（※C）

○障がいのあることを対象に保育所等での集団保育が可能な場合、個々の障がいの状況や発達の特性に応じた特別支援教育・保育を行います。

○日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であることが在籍している幼児教育・保育施設に、市が契約した訪問看護ステーションから看護師を派遣し、医療的ケアを実施します。

○海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のあることが集団生活に適應できるよう、計画的な指導内容や指導方法を工夫します。

④放課後等デイサービス（※C）

在学中の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、授業の終了後及び学校の休業日に、施設において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流を促進するための支援を行います。また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。

⑤児童発達支援（※C）

就学前の障がいのある子どもや療育を必要とする子どもを対象に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練などの支援を行います。また、障がいのある子どもに加え、保護者の支援も適宜行えるよう専門員を活用した相談会等の実施を事業所に促します。

⑥保育所等訪問支援（※C）

保育所等を利用している障がいのあるこどもや療育を必要とするこどもに対して、施設を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行います。

⑦居宅訪問型児童発達支援（※C）

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業（※C）

臨床心理士等の専門職で、発達障がいに関する知識及び経験を有する者が、幼稚園や保育所、認定こども園、認可外保育施設等を訪問し、施設の保育士等職員や保護者を対象に、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行います。

⑨特別支援教育の推進（※C）

○特別支援教育に係る教職員研修を実施し、発達障がいを含めさまざまな障がいのあるこどもに対する専門的・実践的な指導力の向上を図るとともに、各学校においては全教職員の共通理解に基づく支援体制を確立し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援の充実に努めます。

○次年度就学予定の障がいのあるこどもの保護者等を対象に、特別支援教育担当者等が公民館等において、一人ひとりのこどもの障がいの特性に応じた就学相談を実施します。

○学校内において日常的に医療的ケアを行う必要がある場合に、学校に看護師を派遣し、医療的ケアを行うことにより、児童生徒の安全な学校生活及び教育活動の確保並びに保護者負担の軽減など、合理的配慮*を図り、児童生徒の教育機会を保障します。

○大分市相談支援ファイル「つながり」*の活用により、支援や配慮を必要とするこどもの情報を整理し、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有しながら、それぞれが適切な支援を行うとともに、生涯にわたる継続的な支援に役立てます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①障がいのあるこどもに対する地域療育等の支援	療育相談件数	2,690 件	増加
②にこにこルームでの支援の充実	療育機関や教育機関につなげた割合	100%	100%
③幼児教育・保育施設での支援の充実	特別支援教育・保育が必要と認められたこどもの受け入れ割合	100%	100%
	医療的ケアが必要で、市立保育所等の入所を希望する対象のこどもの受け入れ割合	100%	100%
④放課後等デイサービス	利用児童数	1,903 人	増加
⑤児童発達支援	利用児童数	999 人	増加
⑥保育所等訪問支援	利用児童数	290 人	増加
⑦居宅訪問型児童発達支援	対象者で、サービスを希望するこどもの受け入れ割合	—	100%
⑧発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がい児巡回専門員実施率	100%	100%
⑨特別支援教育の推進	大分市相談支援ファイル「つながり」の配布数(累積) ※データのダウンロード数は除く	4,171 冊	6,000 冊

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
療育支援を必要とするこどもとその保護者への支援に満足している保護者の割合	92.9%	100%

基本施策④ ひとり親家庭の自立支援

○現状

・ひとり親世帯の世帯収入は、全世帯の平均収入に比べ低い場合が多く、2021（令和 3）年度全国ひとり親世帯調査において、その大半を占める母子世帯の収入は、父子世帯の半分程度に留まっており、雇用形態についても正規職員の比率は母子世帯が父子世帯に比べて低くなっており、全国的な課題となっています。

・2023（令和 5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では、ひとり親世帯の約 4 割が生活困窮世帯に該当するとの結果が出ています。

○課題

・平均所得が低いひとり親家庭に対しては経済的支援を行うとともに、安定した就業に向け、特に母子家庭の親に対する就業支援が必要です。

・2023（令和 5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」によると、就職支援の充実が重要と回答したひとり親世帯は、約 3 割となっていることから、各種支援施策については、さらなる充実を図るとともに、ひとり親家庭の個々の実情に応じた制度の周知と利用の促進を図る必要があります。

○主な事業・取組

①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進（※C）

○離婚前の段階から、母子・父子自立支援員を配置した相談窓口へつなぐ体制を整え、さまざまな施策や制度の中から、個々の実情に応じた制度の周知と利用の促進を図るとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。

○ひとり親家庭支援プラザにおいて、利用しやすい毎週土曜日に母子・父子自立支援員による相談業務を行うとともに、参加しやすい時間帯に資格取得講習会を実施し、個々のスキルアップを支援するなど、ひとり親家庭への就業支援施策の推進に努めます。

○母子生活支援施設（しらゆりハイツ）において、生活全般の相談に応じるとともに関係機関と連携し、入所者の生活の安定を図る中で就労に向けての支援を行い、早期の自立を図ります。

○2023（令和 5）年度に実施した「大分市子どもの生活実態調査」によると、母子家庭の親は、非正規雇用の割合が約 4 割となっており、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことが伺えます。また、父子家庭においても同様の困難を抱える家庭もあるため、就業のための資格取得により収入の増加につながるよう、自立支援給付金事業の利用促進を図ります。

○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の個々の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。また、ハローワーク大分による大分就労支援コーナーと緊密に連携するなど、きめ細かな支援を行います。

○同じような悩みを抱えるひとり親同士のつながりのきっかけとなることを目的として、ひとり親が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を図ります。

②自立促進のための経済的支援

○ひとり親家庭の親と子や、父母のいないこどもに対し、医療費の助成制度を周知して利用促進に努め、対象世帯への経済的負担の軽減を図ります。

○ひとり親家庭等の経済的自立を助成するため、各種資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を周知し、必要に応じた利用の促進を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①ひとり親家庭等の就業及び生活支援の推進	母子・父子自立支援員相談対応件数	7,351 件	増加
	自立支援給付金新規受給者数	10 人	増加
②自立促進のための経済的支援	ひとり親家庭等医療証交付未申請件数	23 件	減少

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
自立支援給付金事業によるひとり親の正規職員就業率	63.6%	増加

目標9 こどもの貧困の解消に向けた対策の充実

基本施策① 生活困窮世帯の保護者への支援の充実

※2023(令和5)年に実施した「大分市子どもの生活実態調査」では以下の状況が明らかになっています。(調査対象:5歳・小学校5年生・中学校2年生の保護者及び小学校5年生・中学校2年生の児童生徒(義務教育学校についても年齢区分に応じて調査対象に含んでいます。))

○現状

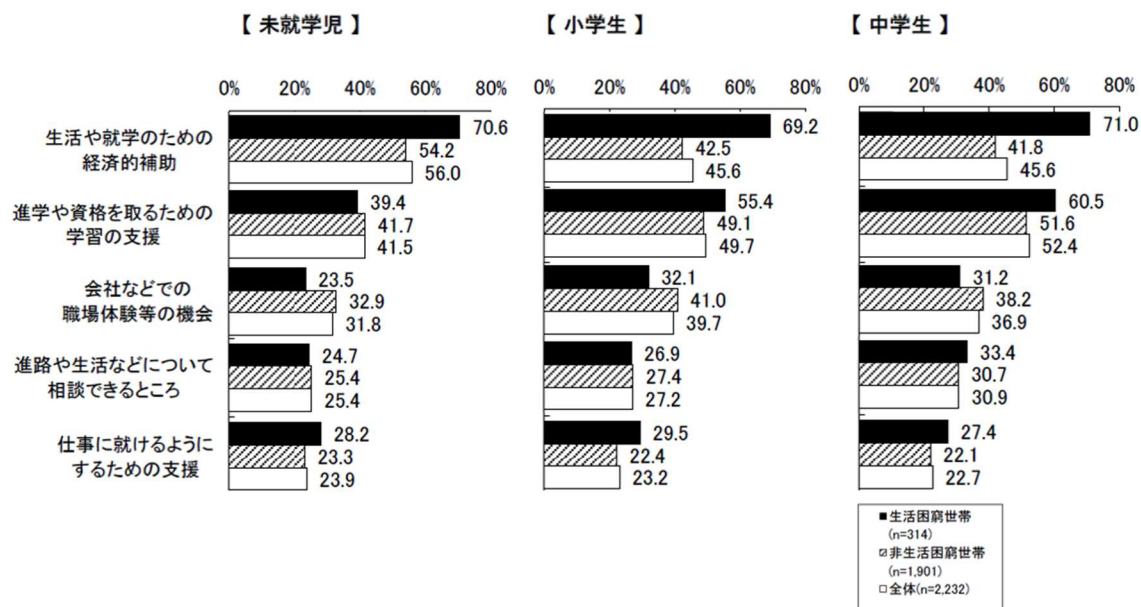
・生活困窮世帯*では、食料や衣料、家賃をはじめ、電気やガス、水道などの公共料金といった生活の基盤となる衣食住に関するものへの支払いや、こどもが学校へ通ううえで必要となる文房具や学習参考書の購入、給食費や教材費などの支払いが、困難だったという経験をしています。

・生活困窮世帯では、ひとり親世帯の割合が高くなっています。なかでも、母子世帯では、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が4割を超えており、母親のみの就労収入で生計を維持することが困難な状況が伺えます。

・初めて親となった年齢が、10代～20代前半(～23歳)の世帯では、生活に困窮している割合が高くなっています。

・こどもにとって将来必要な支援について、生活や就学のための経済的補助を求めている世帯の割合が高く、生活困窮世帯ではその割合が非生活困窮世帯よりも特に高くなっています。

お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があればよいと思いますか。



○課題

・生活困窮世帯の中でもひとり親世帯は、周囲との関わりが薄くなる傾向がある一方で、離婚や養育費のことについて相談できる体制を望む割合が大きいことから、気軽に相談できる支援体制の整備が求められています。

・家族の介護や育児、病気・障がい等のため働きたくても働けない状況にあることで生活困窮となっていることもあり、保護者が働ける環境の整備や就労支援の充実が求められています。

・生活困窮世帯では、初めて親になった年齢が若い人の割合が高く、また、身近な相談相手が少ない傾向がみられるため、安心して妊娠・出産が迎えられるよう、妊娠期からの適切な支援が必要です。

・こどもの医療費や就学に係る費用などの軽減が重要と考える人の割合が高くなっており、経済的支援の充実が求められています。

○主な事業・取組

①ひとり親家庭等に対する就業・自立支援

ひとり親家庭等を対象に、母子・父子自立支援員による相談業務を行い、個々の実情に応じた制度の周知と利用の促進を図るとともに、関係機関と連携を図り、ケースに応じたきめ細かな対応を行うことで、必要な支援が適切に届くように努めます。また、資格取得を支援する自立支援給付金事業の周知を図るなど、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

②スクールソーシャルワーカーによる支援

市立の全中学校及び義務教育学校に配置し、その校区の小学校もあわせて担当するスクールソーシャルワーカーが、こどもの背景にある貧困の状況を把握し、保護者と関係機関をつなぐなど連携を図りながら支援を行います。

③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施

核家族化や少子化の進行に伴い、一人で育児不安を抱える保護者が増加していることや、若年妊婦に生活困窮者が多いことから、妊娠届出時にすべての妊婦に保健指導を行い、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。

④経済的支援の充実

ひとり親家庭を対象に保険診療の自己負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」や、幼稚園や保育所、認定こども園等で日用品、文房具等の購入に要する費用や、食事の提供に要する費用について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を助成する「実費徴収に係る補足給付事業」を行います。また、経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費・修学旅行費等の助成を行う「就学援助事業」、経済的な理由により修学困難な高校生・大学生等に対して奨学資金を貸与または給付する「奨学助成事業」等の経済的支援に取り組みます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①ひとり親家庭に対する 就業・自立支援	母子・父子自立支援員相談対応件数	7,351 件	増加
	自立支援給付金新規受給者数	11 人	増加
②スクールソーシャルワーカーによる支援	関係機関へつなぐなどの支援によって、貧困の状況の改善が見られた家庭の割合	77.8%	増加
③妊娠・出産・育児に関する保健指導の実施	妊娠届出時の保健指導実施率	99.9%	100%

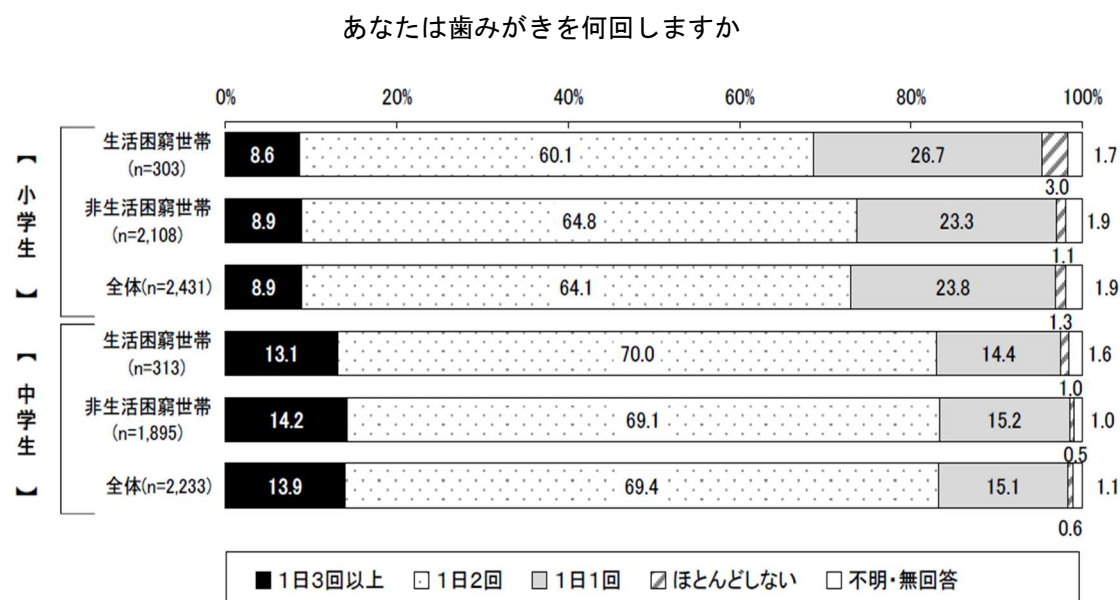
〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
自立支援給付金事業によるひとり親の正規職員就業率	63.6%	増加
子育てに関するアンケート調査において、育児について相談できる人や機関があると答えた人の割合	93.8%	増加

基本施策② 生活困窮世帯のこどもへの支援の充実

○現状

- 生活困窮世帯では、どの学校まで進学したいと思うかについて、非生活困窮世帯と比較すると「高校まで」と希望する割合が高く、「大学まで」を希望する割合が低くなっています。
- 塾や習い事をしているこどもの割合や、こどもの年齢に応じた本の購入、家族旅行等をする世帯の割合などで、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっており、さまざまな体験が不足している状況が伺えます。
- こどもの生活実態について、朝ごはんを「毎日食べる」や歯みがきの回数が「1日2回以上」など、基本的な生活習慣が身についているこどもの割合が、生活困窮世帯では非生活困窮世帯よりも低くなっています。



○課題

- 将来の進学希望について、こどもの学習意欲が家庭の状況に左右されないように、学習支援や多様な体験の機会を創出するなどの支援が求められています。
- 生活困窮世帯では、非生活困窮世帯と比較して基本的な生活習慣が身につけていない割合が高いことから、小さい頃から基本的な生活習慣を確立するための支援が必要となっています。

○主な事業・取組

①子どもの学習支援事業の推進

所得格差と教育格差との関連が指摘される中、家庭環境に左右されず、こどもの学習機会が保障されるよう、生活保護世帯と就学援助受給世帯の中学生を対象に、学習塾に係る費用の一部を助成して学力の向上を支援します。

②学力の定着・向上

大分っ子学習力向上推進事業や大分っ子基礎学力アップ推進事業を通じ、確かな学力の定着・向上のため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

③多様な体験活動の機会の提供

こどもの居場所づくりを行う子ども食堂に対し、運営などに関する支援を行うことにより、地域の力を生かしながらこどもの健全な育成を図ります。また、地域の団体等が、それぞれの経験を生かして、こどもの体験活動を中核とした事業に取り組む「おおいたふれあい学びの広場推進事業」を推進します。

④乳幼児期における基本的な生活習慣の確立の推進

乳幼児健康診査等を通じ、規則正しい食習慣や早寝・早起きの習慣等、基本的な生活習慣の確立の啓発に努めます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①子どもの学習支援事業の推進	年間延べ利用者数	6,986 人	7,500 人
②学力の定着・向上	授業の内容がよく分かる 児童生徒の割合	小学校 84.3% 中学校 74.1%	小学校 85.0% 中学校 75.0%
③多様な体験活動の機会の提供	子ども食堂に関するネットワークの参加団体数	33 団体	44 団体
④乳幼児期における基本的な生活習慣の確立の推進	幼児健診で乳幼児の基本的な生活習慣に関する啓発を受けた保護者の割合	97.5%	100%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
高校進学率 ・生活保護世帯に属するこども	88%	98%
大学等進学率※ ・生活保護世帯に属するこども	27%	35%
国・県・市主催の学力調査における全国 平均以上の教科の数の割合	小学校 100% 中学校 82.6%	小学校 100% 中学校 100%
三食規則正しく食べている3歳児の割合	97.0%	100%

※大学等進学率…進学準備給付金の支給対象施設である、4年制大学、短期大学、専門学校等への進学率を指します。

※小学校は義務教育学校の前期課程(第1学年から第6学年)を、中学校は義務教育学校の後期課程(第7学年から第9学年)を含みます。

目標 10 こどもと子育てを支える社会づくり

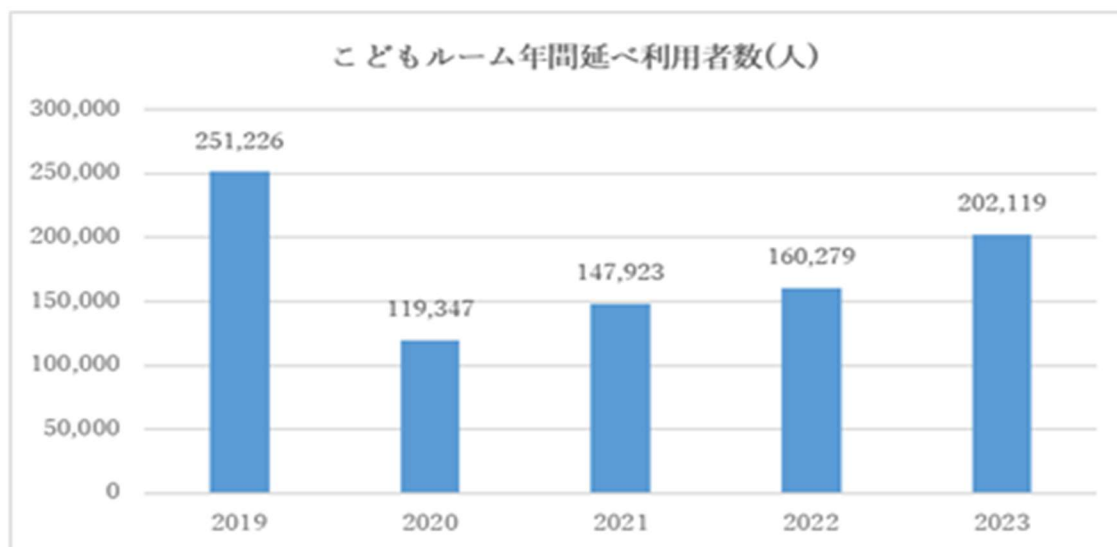
基本施策① 地域における子育て支援拠点の充実

○現状

・大分市では子育て、親育ての中核となる子育て交流センターと、市内 11 か所にこどもルームを設置し、地域における子育て支援拠点として親子の遊びの場や交流の場を提供するとともに、育児相談を行っています。

・2013（平成 25）年度の子育て交流センター設置以降、こどもルームの年間延べ利用者数は、29～30 万人前後で推移していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で 2020（令和 2）年度は 119,347 人と大きく減少したものの、2023（令和 5）年度は 202,119 人の利用があり増加をしています。

・地域子育て支援室*やこどもルームでは、こどもとの関わりや育児支援に関心を持つ学生ボランティアを受け入れ、育成に努めています。また、子育てサロン*等地域で子育てを支援する団体への活動支援やボランティア研修など、地域における子育て支援を支える取組を行っています。



○課題

・子育てサロン等地域で子育て支援を行っている団体への活動支援を充実させ、地域住民との連携を深め、身近な地域における子育て支援を進めるさらなる取組が必要です。

○主な事業・取組

①地域における子育て支援の推進（※B-11）

子育て交流センターに、地域子育て支援室、こどもルーム、子育てファミリー・サポート・センター等の子育て支援機能を集約し、総合的な相談・支援体制の強化を図ります。核となる地域子育て支援室では、育児相談や子育て情報の提供を行い、地域で活動している子育て団体と連携を図り、地域の子育て力の強化を目指します。

②こどもルーム事業（※B-11）

市内 11 か所のこどもルームにおいて、親子の遊び場を提供し、親や子の交流を図るとともに、育児相談も行い、身近な地域で安心して子育てができる環境を整備します。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①地域における子育て支援の推進	子育てサロン・サークル支援回数	39 回	70 回
	子育てボランティアの育成研修等開催回数	6 回	8 回
②こどもルーム事業	こどもルーム年間延べ利用者数	202,119 人	250,000 人

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
こどもルームでの育児等相談件数	2,495 件	増加

基本施策② 地域住民との連携によるこどもや家庭への支援推進

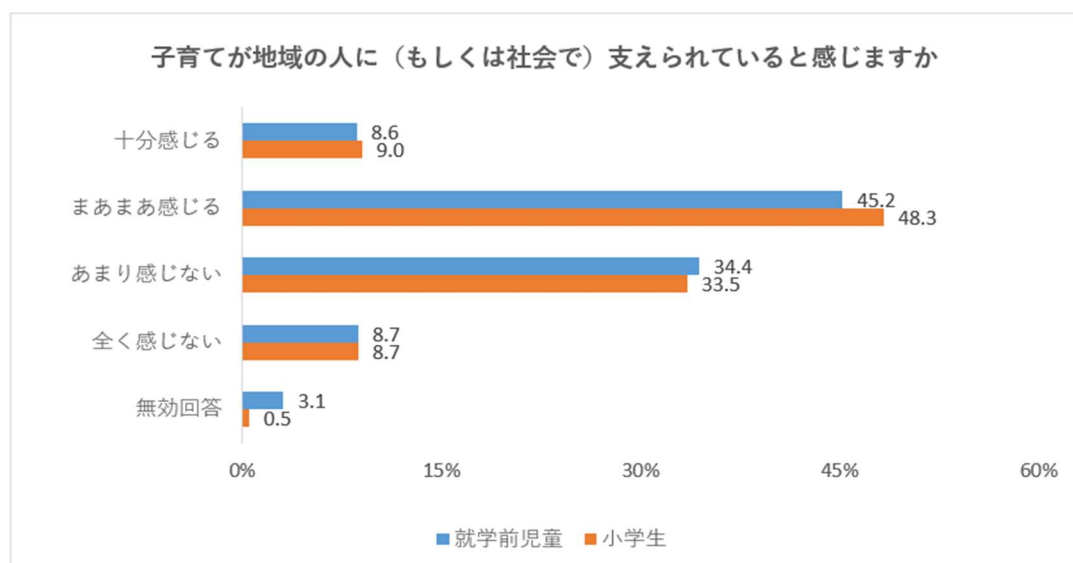
○現状

・家族形態の多様化や、地域のつながりの希薄化により、家庭で乳幼児を抱える保護者が孤立しがちになっており、身近な地域でのこどもや子育てへの支援や世代間交流の重要性が高まっています。

・ひとり親家庭や共働き世帯では、下校後、こどもが一人で食事をする、いわゆる孤食が見受けられ、好きなものばかりを食べがちになることで栄養が偏るなど、健康や身体の成長への影響や、家族のコミュニケーションが不足することで社会性や協調性をはぐくむ機会の減少が懸念されています。

・こどもや子育てへの支援を含め、地域や家庭が抱える課題は、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、属性別や対象者のリスク別に整備された公的支援では対応が困難なケースも見られます。

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、子育てが地域の人に支えられていると感じると答えた保護者の割合は就学前で53.8%、小学生で57.3%となっています。



○課題

・地域の子育て支援団体からは、活動の充実や運営上の支援を求める声があります。また子育て世代に対し、地域活動への参加を求める声も出ています。

・こどもたちにとって、学校だけでなく身近な地域でさまざまな体験活動を行うことや、高齢者なども参加しやすいよう工夫しながら世代間で交流することが、豊かな人間性を養うために必要です。

・こども、高齢、障がい者、生活困窮者といった、それぞれの分野を超えた支援が求められるケースに対し、分野を横断した包括的な支援体制の推進を図ることが必要です。

○主な事業・取組

①地域コミュニティ子育て応援事業

地域のボランティアを主体とし、就学前児童とその保護者が気軽に集まれる場の提供を行う団体に活動費の助成を行います。地域の人に見守られながら参加者同士で交流を深めたり、情報交換を行うなど、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくりを行います。

②ご近所の底力再生事業

自治会が行うこどもの見守り活動や伝統行事の継承活動などに対し財政上の支援をするとともに、地域における青少年の健全育成や世代間交流の促進を図ります。

③地域の居場所づくり推進事業

全世代を対象に、地域食堂を通して交流活動を行うボランティア団体等を支援することで、地域での共助の取組を活性化させ、だれもが気軽に集える交流の場や居場所の開設等の促進を図ります。

④民生委員・児童委員（主任児童委員含む）に対する支援

こどもや子育て家庭をはじめ、地域住民からのさまざまな相談に応じ、必要に応じて関係機関へのつなぎ役としての役割も担う民生委員・児童委員の活動に対して、庁内関係課で連携し、横断的な支援（大分市民生委員児童委員庁内サポート体制）を行います。

⑤重層的支援体制整備事業の実施

複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、支援関係機関や地域住民等との連携・協働のもと、こども、高齢、障がい、生活困窮の各分野を超え「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、重層的支援体制整備事業を推進します。

⑥おおいたふれあい学びの広場推進事業

放課後や週末等に学校の余剰教室等を活用して、こどもにさまざまな体験活動等の機会を定期的かつ継続的に提供する地域団体等の活動を支援することで、地域の教育力の向上を図ります。

⑦地域活動を支える人材の育成や活用

○多くの地域住民等が、こどもたちの学びや成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくために、地域と学校をつなぐ架け橋となる「地域コーディネーター」を配置し、地域学校協働活動を推進します。

○地区公民館が地域の関係機関・団体等と連携し、「子ども体験交流事業」を実施することにより、家庭・地域の教育力の向上および地域コミュニティの活性化を図ります。

○絵本の読み聞かせをはじめとした、地域で活動するボランティアのスキルアップや、これからボランティアを始める人材を育成することを目的とした教室・講座を地区公民館等で開設し、住民のボランティア意識の高揚や地域の教育力の向上を図ります。

⑧地域の多様な主体との連携によるこどもの健全育成

○こどもの健全育成を図るため、社会教育関係団体をはじめ地域の多様な主体と連携します。

○こどもの自主・自立活動を支援するため、子ども会のリーダー等や、子ども会活動を支える育成指導者等に対する研修会の充実に努めます。

○大分市青少年健全育成連絡協議会や大分市青少年補導員連絡協議会等と連携し、こどもへの積極的な声かけや見守り等を通じて地域の連帯感をなくくみます。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①地域コミュニティ子育て応援事業	延べ参加者人数	12,611 人	増加
②ご近所の底力再生事業	「ご近所の底力再生事業」申請自治会の割合	75.6%	85%
③地域の居場所づくり推進事業	実施回数	—	12 団体で月 2 回ずつ(12 か月)計 288 回開催
⑥おおいたふれあい学びの広場推進事業	地域主体型の実施回数	577 回	850 回
⑦地域活動を支える人材の育成や活用	地域社会の中でこどもたちが健全に育成されていると感じる市民の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値 を基に算定
⑧地域の多様な主体との連携によるこどもの健全育成			

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
地域で子育てが支えられていると感じると答えた保護者の割合	※独自調査 (2024 年度実施予定)	基準値を基に算定

基本施策③ こどもが安心して暮らせる地域づくりの推進

○現状

・近年、全国的に登下校中のこどもが痛ましい事件・事故に巻き込まれる事案が相次いで発生しており、大分市においても、交通事故・不審者事案が多く発生しています。

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、大分市に充実を図ってほしい子育て支援として、就学前児童の保護者からは、「公園などの屋外の施設の整備」（11.7%）や、「おむつ替えや授乳スペースの設置など、子連れで外出しやすい環境の整備」（8.4%）に対する要望があります。小学生の保護者からは、「小学生以上を対象に遊びを通じた活動を行う施設の充実」（14.3%）や、「公園などの屋外の施設の整備」（13.1%）に対する要望があります。

○課題

・登下校時の事故や、不審者事案の発生から、こどもの安全を確保する必要があります。加えて、地域においてこどもや親子が安心して遊べる場所の確保も求められています。

○主な事業・取組

①安全・安心を実感できるまちづくりの推進

「大分市生活安全推進協議会*」を中心として、市報や大分市ホームページへの掲載や、防犯協会等と連携した啓発パンフレット等の配布、自主防犯パトロール*や子ども見守りパトロール等を所管する関係機関と連携した安全意識の高揚を図ります。また、自治会等による防犯灯の設置や維持に係る経費及び防犯カメラの設置に係る経費を補助することで、地域における防犯環境を整備します。

②こどもの安全見守り活動の推進

「こどもの安全見守りボランティア活動支援事業」として、保護者や地域の協力を得ながらこどもの登下校時の見守り体制の整備・充実を図ります。登下校時にこどもの緊急避難場所となる「こども連絡所*」の維持・拡充や「すこやか大分っ子サポートパトロール*」の推進を支援するなど、地域や関係機関との連携を図る中で、こどもの安全体制の構築を図ります。

③みんなが利用できる公園整備

利用者に配慮した公園施設のバリアフリー化など、市民ニーズに対応した公園施設の更新や配置換え等を行い、魅力の向上を図ります。

④安全・安心な通学路の確保

小中学校及び義務教育学校に対し、通学路の安全点検を行うよう指導し、危険箇所については、大分市交通問題協議会*において関係機関が連携して改善に取り組むとともに、必要に応じて通学路を見直すなど、登下校時における児童生徒の安全確保を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①安全・安心を実感できるまちづくりの推進	こどもへの声かけ事案件数(15歳以下)	101 件	減少
②こどもの安全見守り活動の推進	こどもの安全見守りボランティアの登録者数	31,346 人	32,000 人
③みんなが利用できる公園整備	バリアフリースイレ設置数(累積)	163 カ所	177 カ所
④安全・安心な通学路の確保	通学路の対策必要件数のうち、対策済件数の割合(交通安全施設等による) ※前年度までの 5 か年累計	94.6%	95%

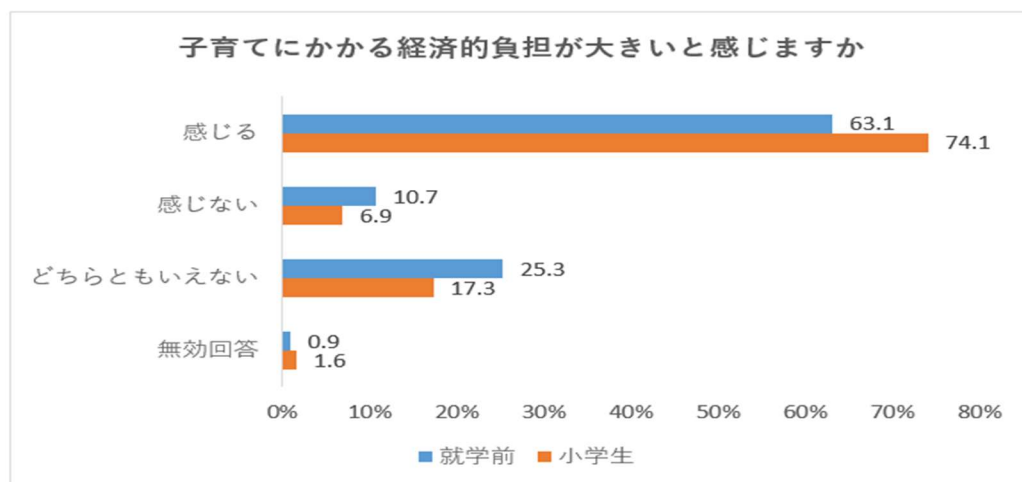
〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
登下校時の事故件数	47 件	減少

基本施策④ 経済的支援

○現状

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、子育てに係る経済的負担が大きいと感じる人が就学前児童の保護者で 63.1%、小学生の保護者で 74.1%となっており、子育て世代への経済的支援が求められています。中でも、こどもの就学に係る費用や医療費の軽減についての要望が高くなっています。



○課題

・少子化対策は喫緊の課題であり、子育てに係る経済的負担の軽減を継続して行う必要があります。

○主な事業・取組

①児童手当

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育する人を対象に年6回、手当を支給します。

②子ども医療費助成

市内在住の高校生年代までのこどもを対象に保護者が支払う医療費を助成します。

③就学援助事業

経済的理由によって小中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・医療費等の助成を行います。

④実費徴収に係る補足給付事業（※B-12）

生活保護世帯等を対象に、保育所等を利用する場合に支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用等の一部を助成するとともに、新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯等を対象に、副食費の助成を行います。

⑤第2子以降3歳未満児の保育料の軽減事業

認可保育所等に入所している第2子以降3歳未満児の保育料を無料とします。

また、認可外保育施設を利用する保育の必要性がある第2子以降3歳未満児についても保育料等を無償化（上限あり）します。

⑥幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用している3歳から5歳までのすべてのこどもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもを対象として、保育所等の利用料を無償化（上限あり）します。

なお、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等での実施に当たっては、保護者からの請求に基づく年4回以上の償還払いを基本とするとともに、保護者に代わって事業者が請求する方法も可能とするなど、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公正かつ適正な支給に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、法に基づく事務の執行等については、必要に応じて県と情報共有を図る等連携し、適正に実施します。

⑦中学生の学校給食費無償化

市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒の学校給食費を無償化します。

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケートにおいて、子育てに係る経済的負担が大きいと感じると答えた保護者の割合	就学前:63.1% 小学生:74.1%	減少

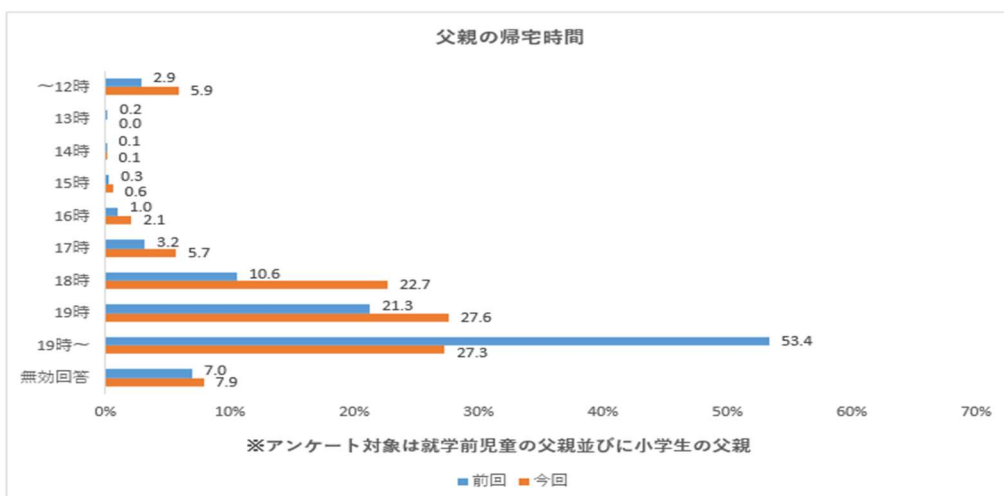
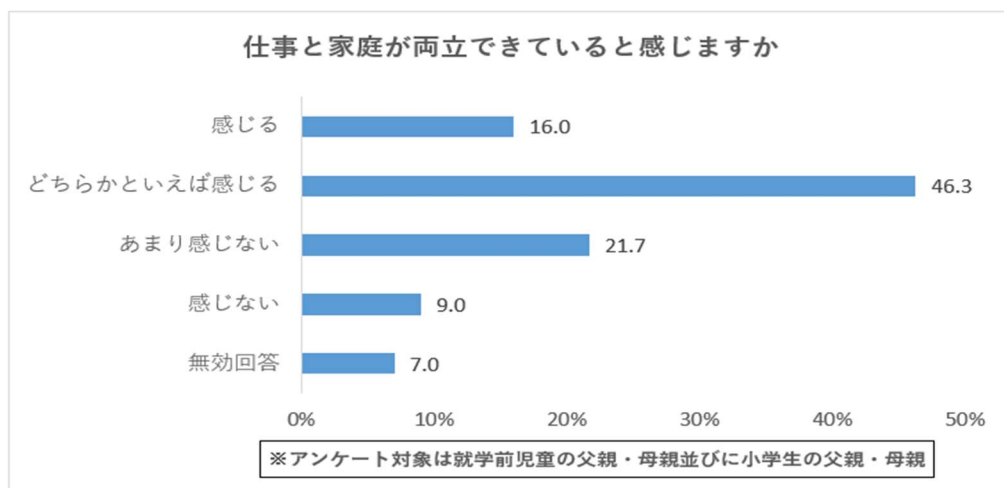
目標 1 1 仕事と子育ての両立支援

基本施策① ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成

○現状

・家庭や地域・職場などあらゆる場面で男女がともに活躍できる社会の実現が求められています。依然として家事・育児の負担が女性に偏っている現状や、男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態があります。全国的に女性の就労が進む中、出産後も女性が働き続けるためには、保育の提供体制を整えるとともに、育児休業や短時間勤務など、子育てを支援する職場環境を整備することが求められています。

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると「仕事と家庭が両立できている」と感じていない人の割合が 30.7%となっています。また、父親の帰宅時間が 19 時以降である割合は前回調査時と比較して改善が進んでいるものの、引き続き、父親の家事や育児への参加を促す取組が必要です。



○課題

・男女がともに家事・育児を負担し、職業を通じて豊かな社会活動を行うためには、事業主や市民一人ひとりが「ワーク・ライフ・バランス」の在り方について考え、取組を進める必要があります。

○主な事業・取組

①市報や市ホームページ等を活用した啓発（※D）

市報や情報誌、市ホームページに大分市及び関係機関の取組を掲載し、事業所や市民に対する啓発を行います。また、国の動きや全国的な取組を把握するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する積極的な情報発信に努めます。

②子育て世帯向け講座の充実（※D）

ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児等への参画を進めるために、新生児の育児講座や、先輩ママ・パパとの交流や妊婦疑似体験などを行う講座などの子育て世帯向け講座を通じて意識の醸成を図ります。

③事業所・市民向け講座の開催（※D）

時間や場所にかかわらないオンライン形式での講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革等を含む仕事に関連する学習コンテンツを提供します。この講座を通じて、事業者・市民へのワーク・ライフ・バランスに向けた意識の醸成を図ります。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①市報や市ホームページ等を活用した啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載回数	14 回	21 回
②子育て世帯向け講座の充実	子育て世帯向けワーク・ライフ・バランス等関連講座の参加者数	373 人	560 人
③事業所・市民向け講座の開催	オンライン講座受講者におけるワーク・ライフ・バランス等関連講座を受講した割合	—	50%

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績		2029(R11)目標
子育てに関するアンケートにおいて、仕事と家庭が両立できていると感じていると答えた保護者の割合	就学前	母:58.6%	増加
		父:62.5%	
	小学生	母:67.4%	
		父:60.5%	

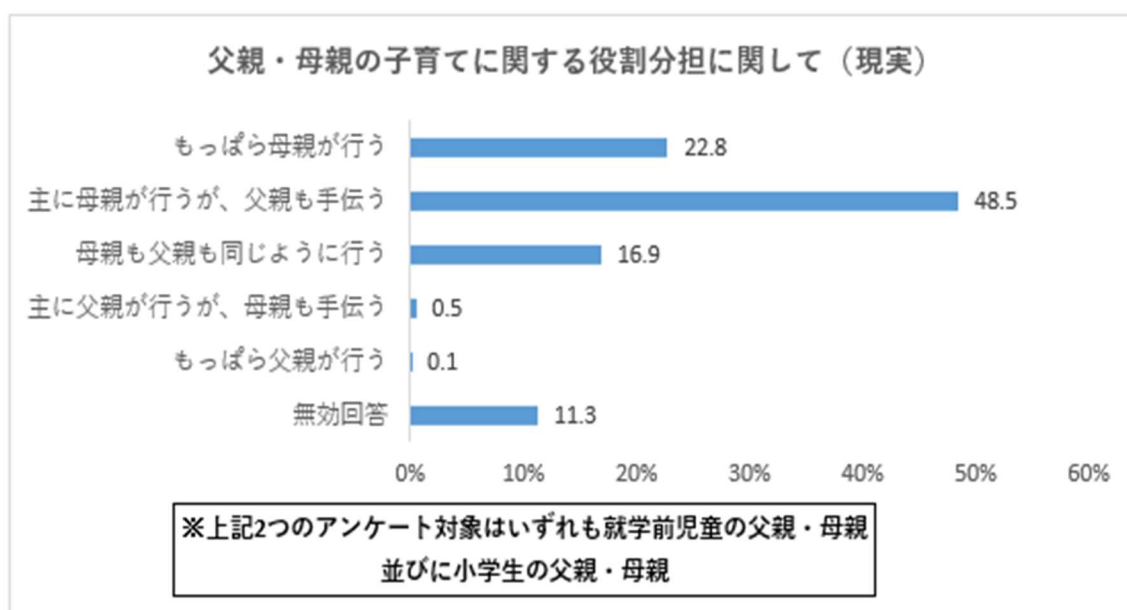
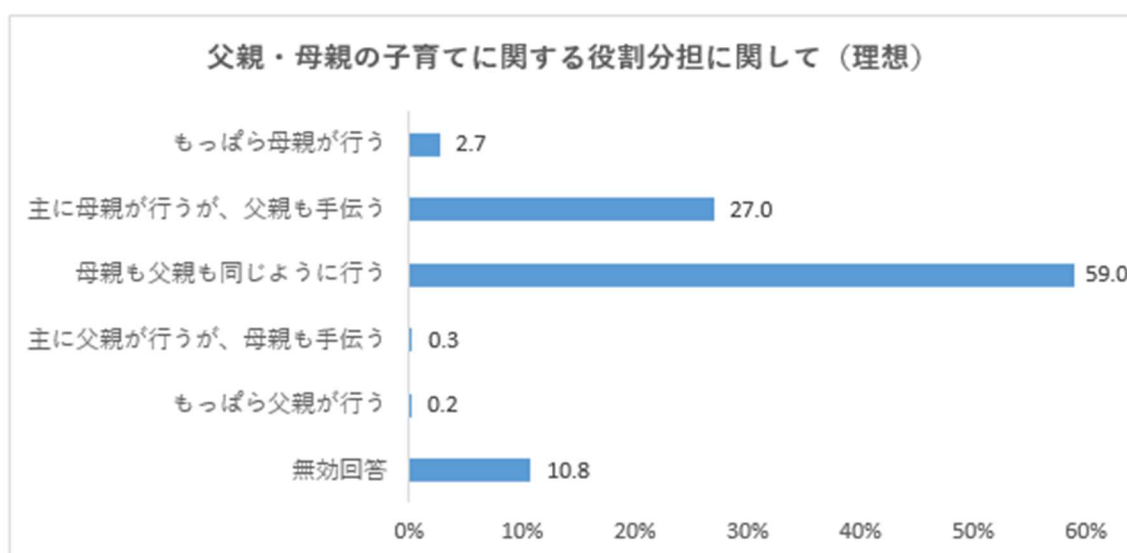
基本施策② 男性の育児参加の促進

○現状

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、父親・母親の子育てに関する役割分担に関して、「母親も父親も同じように行う」ことを理想とする保護者は 59.0%であるものの、現実として「母親も父親も同じように行う」と回答した人は 16.9%でした。

・2022 年の男性の育児休業取得率は、国では 17.1%、県では 13.8%でした。

・「大分市子育てに関するアンケート調査」の結果によると、育児休業を取得した割合は、母親が 59.2%、父親が 14.9%でした。



○課題

・仕事も家庭も大切にしたいという男性の声や、共働き世帯の増加に伴い、男性の育児参加のための取組が必要です。

○主な事業・取組

①父親向け子育て教室の開催

父親が参加しやすい土曜、日曜、祝日にこどもと一緒に楽しめる子育て教室や父親向け講座等の開催を増やすなどし、父親の参加を一層促進するとともに、父親の育児を支援する取組を行います。

〈個別事業の指標〉

事業名	指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
①父親向け子育て教室の開催	父親向け子育て教室開催回数	7回	8回

〈成果指標〉

指標	2023(R5)実績	2029(R11)目標
子育てに関するアンケートにおいて、育児休業を取得したと答えた父親の割合	14.9%	増加

第2章 子ども・子育て支援事業計画

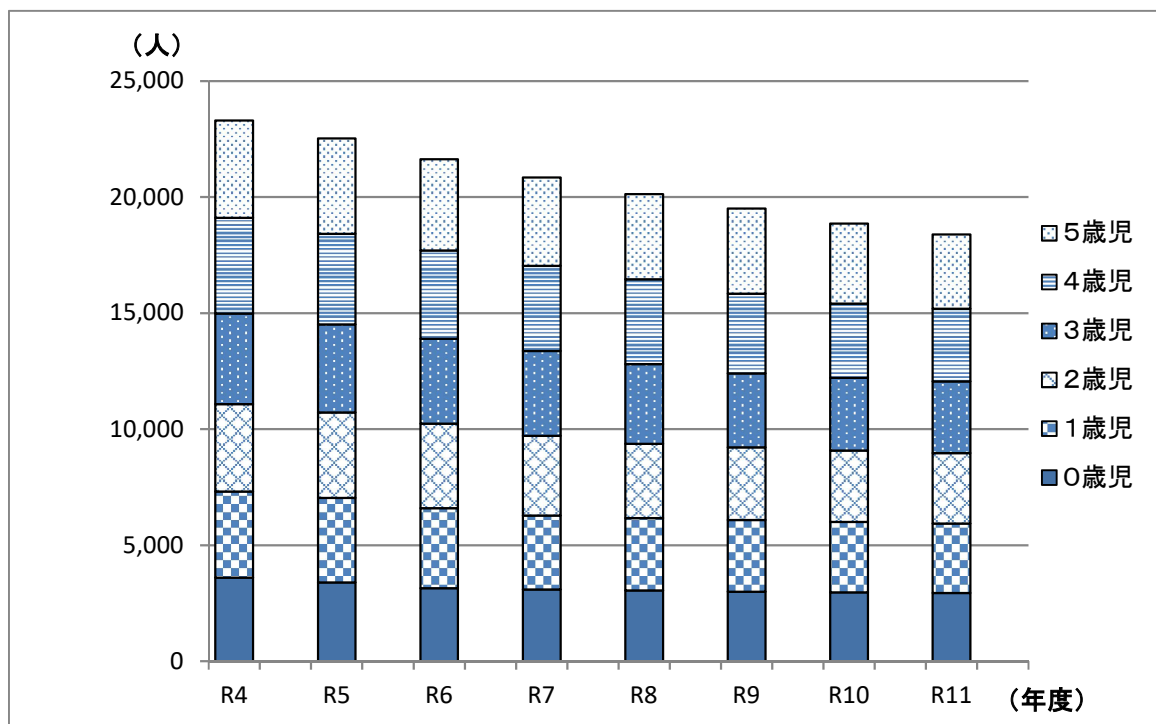
1. 未就学児童の人口推計

未就学児童の人口推計については、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

単位：人

	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
0歳児	3,598	3,400	3,150	3,091	3,042	2,999	2,964	2,934
1歳児	3,717	3,636	3,439	3,190	3,130	3,081	3,038	3,003
2歳児	3,765	3,688	3,647	3,438	3,189	3,129	3,080	3,037
3歳児	3,905	3,787	3,657	3,644	3,435	3,187	3,127	3,078
4歳児	4,121	3,903	3,813	3,671	3,658	3,448	3,200	3,140
5歳児	4,198	4,111	3,925	3,816	3,674	3,661	3,451	3,203
計	23,304	22,525	21,631	20,850	20,128	19,505	18,860	18,395

※2022(R4)年度～2024(R6)年度は各年4月1日時点の住民基本台帳の実績、2025(R7)年度～2029(R11)年度はコーホート変化率法による推計値



※コーホートとは

同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。

※コーホート変化率法とは

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、その他の社会的条件、さらには歴史的背景等を踏まえ、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

本市では、住民の学習、文化、スポーツ活動等を支える生涯学習の拠点であるとともに、多くの市民に利用されており、市民にとって親しみのある13か所の地区公民館区域を教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、各事業の利用実態を踏まえ、事業ごとに設定します。

3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

教育・保育の利用状況及び子育てに関するアンケート調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前のこどもの数の推移や教育・保育施設の利用定員数の状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要な利用定員数を定めます。

○基本的な考え方

本市における教育・保育の量の見込みについては、以下の基本的な考え方のもとに算出しています。

- ①現在、認定こども園や幼稚園、保育所等を利用しているこどもは、教育・保育を必要とするこどもととらえ、継続してこどもが通える利用定員を維持する。
- ②潜在ニーズについては、アンケート調査結果をもとに国が定める計算方法により算出された教育・保育の利用希望を踏まえるとともに、女性の就業率の伸びや、利用児童数等の実績、乳幼児数の将来推計等を考慮しながら、教育・保育の提供区域ごとに量を見込む。
- ③量の見込みについては、教育・保育の申込み状況及び待機児童の状況等を踏まえ、子ども・子育て会議で点検し、計画期間の途中においても必要に応じ、見直し・修正を行う。

○教育・保育の量の見込み

教育・保育給付認定区分	対象となるこども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前のこどもで、教育を希望するこども(2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上の就学前のこどもで、保護者の就労・疾病等により、保育を必要とするこども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満のこどもで、保護者の就労・疾病等により保育を必要とするこども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

①0歳児における量の見込み(3号認定)

単位: 人

番号	区域名	2025 (R7)年度末	2026 (R8)年度末	2027 (R9)年度末	2028 (R10)年度末	2029 (R11)年度末
1	大分中央	203	203	203	204	204
2	大分東部	209	208	208	209	210
3	大分西部	183	183	183	184	184
4	大分南部	240	240	240	241	242
5	南大分	170	169	169	170	171
6	明治・明野	195	195	195	195	196
7	鶴崎	215	215	215	215	216
8	大南	101	101	101	101	102
9	植田	235	234	235	235	236
10	大在	174	174	174	174	175
11	坂ノ市	104	104	104	105	105
12	佐賀関	21	21	21	21	21
13	野津原	6	6	6	6	6
合 計		2,056	2,053	2,054	2,060	2,068

②1歳児における量の見込み(3号認定)

単位: 人

番号	区域名	2025 (R7)年度末	2026 (R8)年度末	2027 (R9)年度末	2028 (R10)年度末	2029 (R11)年度末
1	大分中央	231	234	234	234	235
2	大分東部	246	250	249	250	250
3	大分西部	194	197	197	197	197
4	大分南部	250	253	253	253	254
5	南大分	209	211	211	211	212
6	明治・明野	194	196	196	196	197
7	鶴崎	229	231	231	231	232
8	大南	112	113	113	113	113
9	植田	307	311	311	311	312
10	大在	175	178	177	178	178
11	坂ノ市	127	129	129	129	129
12	佐賀関	21	21	21	21	21
13	野津原	8	8	8	8	8
合 計		2,303	2,332	2,330	2,332	2,338

③2歳児における量の見込み(3号認定)

単位:人

番号	区域名	2025 (R7)年度末	2026 (R8)年度末	2027 (R9)年度末	2028 (R10)年度末	2029 (R11)年度末
1	大分中央	215	206	208	208	208
2	大分東部	262	251	254	254	254
3	大分西部	185	177	180	180	180
4	大分南部	248	238	241	240	241
5	南大分	226	216	219	219	219
6	明治・明野	203	195	197	197	197
7	鶴崎	256	246	248	248	248
8	大南	123	118	119	119	119
9	穂田	336	322	326	326	326
10	大在	173	166	168	168	168
11	坂ノ市	146	140	142	141	142
12	佐賀関	22	21	22	22	22
13	野津原	13	12	12	12	12
合 計		2,408	2,308	2,336	2,334	2,336

④3歳以上児(1号認定)における量の見込み(2号教育ニーズは1号ニーズとする)

単位:人

番号	区域名	2025 (R7)年度末			2026 (R8)年度末			2027 (R9)年度末			2028 (R10)年度末			2029 (R11)年度末		
		1号	2号 教育 ニーズ	計	1号	2号 教育 ニーズ	計	1号	2号 教育 ニーズ	計	1号	2号 教育 ニーズ	計	1号	2号 教育 ニーズ	計
1	大分中央	270	191	461	256	181	437	239	170	409	222	158	380	209	148	357
2	大分東部	65	46	111	61	44	105	57	41	98	53	38	91	50	36	86
3	大分西部	173	123	296	164	116	280	154	109	263	143	101	244	135	95	230
4	大分南部	141	100	241	133	94	227	124	88	212	116	82	198	109	77	186
5	南大分	258	183	441	244	173	417	229	162	391	212	151	363	200	142	342
6	明治・明野	446	316	762	422	299	721	395	280	675	367	260	627	345	245	590
7	鶴崎	205	146	351	195	138	333	182	129	311	169	120	289	159	113	272
8	大南	96	68	164	91	65	156	85	61	146	79	56	135	75	53	128
9	植田	207	147	354	196	139	335	184	130	314	171	121	292	161	114	275
10	大在	133	94	227	126	89	215	118	83	201	109	77	186	103	73	176
11	坂ノ市	115	81	196	109	77	186	101	72	173	94	67	161	89	63	152
12	佐賀関	11	8	19	11	8	19	10	7	17	9	7	16	9	6	15
13	野津原	6	4	10	5	4	9	5	4	9	5	3	8	4	3	7
合 計		2,126	1,507	3,633	2,013	1,427	3,440	1,883	1,336	3,219	1,749	1,241	2,990	1,648	1,168	2,816

※2号教育ニーズとは、2号認定を受けることが可能である世帯のうち、幼児期の学校教育の利用を希望する人数を示す。

⑤3歳以上児(2号認定)における量の見込み

単位:人

番号	区域名	2025 (R7)年度末	2026 (R8)年度末	2027 (R9)年度末	2028 (R10)年度末	2029 (R11)年度末
		2号保育ニーズ	2号保育ニーズ	2号保育ニーズ	2号保育ニーズ	2号保育ニーズ
1	大分中央	675	676	673	664	657
2	大分東部	736	737	734	723	716
3	大分西部	503	504	502	495	489
4	大分南部	749	751	747	736	729
5	南大分	677	678	675	665	658
6	明治・明野	649	650	647	638	631
7	鶴崎	785	787	783	772	764
8	大南	347	348	346	341	338
9	植田	1,043	1,045	1,041	1,026	1,015
10	大在	468	469	467	460	455
11	坂ノ市	428	428	426	420	416
12	佐賀関	72	73	72	71	71
13	野津原	44	44	44	43	43
合 計		7,176	7,190	7,157	7,054	6,982

○教育・保育の提供体制

家族形態や就労形態の変化に伴い多様化する保護者のニーズに対応した教育・保育の提供体制の充実に努めるとともに、不足する3歳未満児の保育定員の確保を図ります。

具体的には、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行や、既存施設の増改築を基本に、必要に応じて新たな保育施設等の開設をすることで、教育・保育の提供体制を確保します。さらには、教育・保育に従事する人材の不足により定員まで受け入れができない状況を改善するため、人材確保の支援の取組を行うとともに、入所可能な保育所等の情報を保護者に提供することにより、受け入れ人数の拡大を図ります。

No.	提供体制の確保策	具体的な手法
1	幼稚園の認定こども園への移行	既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園等へ移行することにより、保育が必要な児童を受入れるための定員(2号・3号定員)を設けます。なお、認定こども園への移行希望がある幼稚園及び保育所のうち、認可・認定基準を満たすものについて、認可・認定の対象とします。
2	保育施設の施設整備(増築・増改築)や新規開設	既存の保育所や認定こども園等の増築・建替えや、新たな保育施設の認可等により、主に1、2歳児の定員を確保します。
3	幼稚園における2歳児の受入れ	幼稚園において保育を必要とする2歳児を対象とした預かり事業を促進します。
4	定員構成の見直し	既存の幼児教育・保育施設において、定員に空きがある年齢と、不足している年齢の定員数を調整し、その内訳を見直すことで、需要が多い年齢の定員を確保します。
5	幼児教育・保育施設の人材確保に向けた支援の実施	保育士等の不足により、定員まで受け入れができない状況を改善するため、教育・保育の仕事の情報発信による新たな人材の発掘や、潜在保育士等の復職を促す取組、職場環境の改善による離職防止の取組を実施し、教育・保育に従事する人材の確保の支援を行います。
6	個々の保護者に応じた利用調整の実施	保護者の利用希望に沿った利用の調整や利用可能な保育施設の情報提供、個別あっせんなど、きめ細かな対応を行います。
7	保育コンシェルジュの配置	保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけるための、保育専門の相談員を配置する中で、保護者のニーズにあった保育施設の案内や相談に応じます。

○教育・保育の提供体制

①0歳児(3号認定)の確保方策

(単位:人)

番号	区域名	量の見込み (R12.3.31 時点)	定員 (R6年度末)				確保が 必要な 定員数 (R7.4.1～ R12.3.31)	2025(R7)年度		2026(R8)年度	
			特定教 育・保 育施設	特定 地域 型保 育事 業	企業主 導型保 育(地 域枠)	計		定員拡大数 (R7.4.1～R 8.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R8.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R8.4.1～R 9.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)
1	大分中央	204	94	11	12	117	87	17	70	17	53
2	大分東部	210	125	14	0	139	71	14	57	14	43
3	大分西部	184	88	19	11	118	66	13	53	13	40
4	大分南部	242	110	12	7	129	113	22	91	22	69
5	南大分	171	112	5	11	128	43	8	35	8	27
6	明治・明野	196	78	0	2	80	116	23	93	23	70
7	鶴崎	216	107	12	9	128	88	17	71	17	54
8	大南	102	45	9	0	54	48	9	39	9	30
9	植田	236	152	10	8	170	66	13	53	13	40
10	大在	175	82	12	0	94	81	16	65	16	49
11	坂ノ市	105	64	6	0	70	35	7	28	7	21
12	佐賀関	21	11	0	0	11	10	2	8	2	6
13	野津原	6	3	0	0	3	3		3		3
合 計		2,068	1,071	110	60	1,241	827	161	666	161	505

番号	区域名	確保が 必要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)	2027(R9)年度		2028(R10)年度		2029(R11)年度	
			定員拡大数 (R9.4.1～R 10.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R10.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R10.4.1～ R11.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R11.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R11.4.1～R 12.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R12.3.31)
1	大分中央	53	17	36	18	18	18	—
2	大分東部	43	14	29	14	15	15	—
3	大分西部	40	13	27	13	14	14	—
4	大分南部	69	23	46	23	23	23	—
5	南大分	27	9	18	9	9	9	—
6	明治・明野	70	23	47	23	24	24	—
7	鶴崎	54	18	36	18	18	18	—
8	大南	30	10	20	10	10	10	—
9	植田	40	13	27	13	14	14	—
10	大在	49	16	33	16	17	17	—
11	坂ノ市	21	7	14	7	7	7	—
12	佐賀関	6	2	4	2	2	2	—
13	野津原	3	1	2	1	1	1	—
合 計		505	166	339	167	172	172	—

②1歳児(3号認定)の確保方策

(単位:人)

番号	区域名	量の見込み (R12.3.31 時点)	定員 (R6年度末)				確保が 必要な 定員数 (R7.4.1～ R12.3.31)	2025(R7)年度		2026(R8)年度	
			特定教 育・保 育施設	特定 地域 型保 育事 業	企業主 導型保 育(地 域枠)	計		定員拡大数 (R7.4.1～R 8.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R8.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R8.4.1～R 9.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)
1	大分中央	235	142	18	12	172	63	12	51	12	39
2	大分東部	250	198	17	0	215	35	7	28	7	21
3	大分西部	197	132	19	11	162	35	7	28	7	21
4	大分南部	254	171	12	11	194	60	12	48	12	36
5	南大分	212	169	9	13	191	21	4	17	4	13
6	明治・明野	197	142	0	2	144	53	10	43	10	33
7	鶴崎	232	188	14	11	213	19	3	16	4	12
8	大南	113	84	12	1	97	16	3	13	3	10
9	植田	312	237	23	12	272	40	8	32	8	24
10	大在	178	137	12	0	149	29	5	24	6	18
11	坂ノ市	129	100	6	0	106	23	4	19	4	15
12	佐賀関	21	18	0	0	18	3		3		3
13	野津原	8	8	0	0	8	—		—		—
合 計		2,338	1,726	142	73	1,941	397	75	322	77	245

番号	区域名	確保が 必要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)	2027(R9)年度		2028(R10)年度		2029(R11)年度	
			定員拡大数 (R9.4.1～R 10.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R10.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R10.4.1～ R11.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R11.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R11.4.1～R 12.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R12.3.31)
1	大分中央	39	13	26	13	13	13	—
2	大分東部	21	7	14	7	7	7	—
3	大分西部	21	7	14	7	7	7	—
4	大分南部	36	12	24	12	12	12	—
5	南大分	13	4	9	4	5	5	—
6	明治・明野	33	11	22	11	11	11	—
7	鶴崎	12	4	8	4	4	4	—
8	大南	10	3	7	3	4	4	—
9	植田	24	8	16	8	8	8	—
10	大在	18	6	12	6	6	6	—
11	坂ノ市	15	5	10	5	5	5	—
12	佐賀関	3	1	2	1	1	1	—
13	野津原	—		—		—		—
合 計		245	81	164	81	83	83	—

③2歳児(3号認定)の確保方策

(単位:人)

番号	区域名	量の見込み (R12.3.31時点)	定員 (R6年度末)				確保が必要な 定員数 (R7.4.1～ R12.3.31)	2025(R7)年度		2026(R8)年度	
			特定教育・保 育施設	特定地域 型保育事業	企業主 導型保 育(地域 枠)	計		定員拡大数 (R7.4.1～R 8.3.31 に定員増)	確保が必要な 定員数 (R8.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R8.4.1～R 9.3.31 に定員増)	確保が必要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)
1	大分中央	208	160	19	12	191	17	3	14	3	11
2	大分東部	254	218	17	0	235	19	3	16	4	12
3	大分西部	180	156	20	11	187	—		—		—
4	大分南部	241	190	13	11	214	27	5	22	5	17
5	南大分	219	203	10	12	225	—		—		—
6	明治・明野	197	176	0	1	177	20	4	16	4	12
7	鶴崎	248	223	15	11	249	—		—		—
8	大南	119	91	16	1	108	11	2	9	2	7
9	植田	326	275	28	12	315	11	2	9	2	7
10	大在	168	140	13	0	153	15	3	12	3	9
11	坂ノ市	142	125	7	0	132	10	2	8	2	6
12	佐賀関	22	22	0	0	22	—		—		—
13	野津原	12	8	0	0	8	4		4	1	3
合 計		2,336	1,987	158	71	2,216	134	24	110	26	84

番号	区域名	確保が 必要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)	2027(R9)年度		2028(R10)年度		2029(R11)年度	
			定員拡大数 (R9.4.1～R 10.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R10.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R10.4.1～ R11.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R11.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R11.4.1～R 12.3.31 に定員増)	確保が 必要な 定員数 (R12.3.31)
1	大分中央	11	3	8	4	4	4	—
2	大分東部	12	4	8	4	4	4	—
3	大分西部	—		—		—		—
4	大分南部	17	5	12	6	6	6	—
5	南大分	—		—		—		—
6	明治・明野	12	4	8	4	4	4	—
7	鶴崎	—		—		—		—
8	大南	7	2	5	2	3	3	—
9	植田	7	2	5	2	3	3	—
10	大在	9	3	6	3	3	3	—
11	坂ノ市	6	2	4	2	2	2	—
12	佐賀関	—		—		—		—
13	野津原	3	1	2	1	1	1	—
合 計		84	26	58	28	30	30	—

④3歳以上児（1号認定）の確保方策（2号教育ニーズは1号ニーズとする）

（単位：人）

番号	区域名	量の見込み (R12.3.31時点)			定員 (R6年度末)			確保が必要 な 定員数 (R7.4.1～ R12.3.31)	2025(R7)年度		2026(R8)年度			
		1号	2号 教育 ニーズ	計	特定教 育・保 育施設	確認を 受けな い幼稚 園	計		定員拡大数 (R7.4.1～R8.3.31に定員 増)		確保が必要 な 定員数 (R8.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R8.4.1～R9.3.31に定員 増)		確保が必要 な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)
									特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園		特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	
1	大分中央	209	148	357	490	0	490	—		—		—		
2	大分東部	50	36	86	194	0	194	—		—		—		
3	大分西部	135	95	230	157	122	279	—		—		—		
4	大分南部	109	77	186	475	0	475	—		—		—		
5	南大分	200	142	342	642	0	642	—		—		—		
6	明治・明野	345	245	590	451	685	1,136	—		—		—		
7	鶴崎	159	113	272	383	120	503	—		—		—		
8	大南	75	53	128	336	0	336	—		—		—		
9	植田	161	114	275	432	200	632	—		—		—		
10	大在	103	73	176	360	0	360	—		—		—		
11	坂ノ市	89	63	152	330	0	330	—		—		—		
12	佐賀関	9	6	15	38	0	38	—		—		—		
13	野津原	4	3	7	36	0	36	—		—		—		
合 計		1,648	1,168	2,816	4,324	1,127	5,451	—	0	—	0	—		

番号	区域名	確保が必要 な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)	2027(R9)年度		確保が必要 な 定員数 (R10.4.1～ R12.3.31)	2028(R10)年度		確保が必要 な 定員数 (R11.4.1～ R12.3.31)	2029(R11)年度		確保が必要 な 定員数 (R12.3.31)
			定員拡大数 (R9.4.1～R10.3.31に 定員増)			定員拡大数 (R10.4.1～R11.3.31に 定員増)			定員拡大数 (R11.4.1～R12.3.31に 定員増)		
			特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園		特定教 育・保 育施設	確認を受け ない幼稚園		特定教育・ 保育施設	確認を受け ない幼稚園	
1	大分中央	—			—			—			—
2	大分東部	—			—			—			—
3	大分西部	—			—			—			—
4	大分南部	—			—			—			—
5	南大分	—			—			—			—
6	明治・明野	—			—			—			—
7	鶴崎	—			—			—			—
8	大南	—			—			—			—
9	植田	—			—			—			—
10	大在	—			—			—			—
11	坂ノ市	—			—			—			—
12	佐賀関	—			—			—			—
13	野津原	—			—			—			—
合 計		—	0		—	0		—	0		—

⑤3歳以上児（2号認定）の確保方策

（単位：人）

番号	区域名	量の見込み (R12.3.31時 点)	定員 (R6年度末)			確保が必 要な 定員数 (R7.4.1～ R12.3.31)	2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度	
							定員拡大数 (R7.4.1～R8.3.31に定員 増)	確保が必 要な 定員数 (R8.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R8.4.1～R9.3.31に定員 増)	確保が必 要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)
		2号 保育 ニーズ	特定教 育・保 育施設	企業主 導型保 育(地 域枠)	計		特定教育・保育施設		特定教育・保育施設	
1	大分中央	657	664	22	686	—		—		—
2	大分東部	716	725	0	725	—		—		—
3	大分西部	489	528	12	540	—		—		—
4	大分南部	729	743	41	784	—		—		—
5	南大分	658	678	0	678	—		—		—
6	明治・明野	631	637	1	638	—		—		—
7	鶴崎	764	768	8	776	—		—		—
8	大南	338	324	1	325	13	3	10	3	7
9	植田	1,015	982	2	984	31	6	25	6	19
10	大在	455	455	0	455	—		—		—
11	坂ノ市	416	426	0	426	—		—		—
12	佐賀関	71	71	0	71	—		—		—
13	野津原	43	28	0	28	15	3	12	3	9
合 計		6,982	7,029	87	7,116	59	12	47	12	35

番号	区域名	確保が必 要な 定員数 (R9.4.1～ R12.3.31)	2027(R9)年度		2028(R10)年度		2029(R11)年度	
			定員拡大数 (R9.4.1～R10.3.31に 定員増)	確保が必 要な 定員数 (R10.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R10.4.1～R11.3.31に定 員増)	確保が必 要な 定員数 (R11.4.1～ R12.3.31)	定員拡大数 (R11.4.1～R12.3.31に定 員増)	確保が必 要な 定員数 (R12.3.31)
			特定教育・保育施設		特定教育・保育施設		特定教育・保育施設	
1	大分中央	—		—		—		—
2	大分東部	—		—		—		—
3	大分西部	—		—		—		—
4	大分南部	—		—		—		—
5	南大分	—		—		—		—
6	明治・明野	—		—		—		—
7	鶴崎	—		—		—		—
8	大南	7	2	5	3	2	2	—
9	植田	19	6	13	7	6	6	—
10	大在	—		—		—		—
11	坂ノ市	—		—		—		—
12	佐賀関	—		—		—		—
13	野津原	9	3	6	3	3	3	—
合 計		35	11	24	13	11	11	—

○満3歳未満のこどもの保育利用率

3歳未満のこどもの人口に対する認定こども園、保育所等の利用定員数の割合(保育利用率)について、計画期間内における目標値を設定します。

2025(R7)年度			2026(R8)年度			2027(R9)年度		
人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)	人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)	人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)
9,719	5,658	58.2%	9,361	5,922	63.3%	9,209	6,195	67.3%

2028(R10)年度			2029(R11)年度		
人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)	人口推計 (人)	利用定員 (人)	保育利用率 (%)
9,082	6,471	71.3%	8,974	6,756	75.3%

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

(1) 各事業の区域設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、各事業の利用実態を踏まえ、事業ごとに利用されている区域を勘案し、以下のとおり設定します。

事業名	区域	基本的な考え方
a. 妊婦健康診査事業	市全域	妊婦が各自で希望する医療機関等を選択して利用しているため
b. 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	乳児のいる全世帯への訪問を行うものであるため
c. 利用者支援事業	市全域	本市における設置箇所数を設定するものであるため
d. 一時預かり事業	市全域	一時的または不定期の保育を提供する事業であり、一定の区域に設定することが困難なため
e. 延長保育事業	市全域	保育所や認定こども園等に在園している児童を対象としているため
f. 病児保育事業	市全域	医療機関での実施を基本としているため
g. 子育て短期支援事業	市全域	一時的または不定期に預かりを行う事業であり、一定の区域に設定することが困難なため
h. 子育てファミリー・サポート・センター事業	市全域	会員相互の希望により利用しているため
i. 放課後児童クラブ事業	小学校区	放課後に児童が利用することから、安全性を確保する必要があるため
j. 養育支援訪問事業	市全域	訪問の必要性の認定を一元的に行うこととしているため
k. 地域子育て支援拠点事業	市全域	利用者が希望する施設を選択して利用しているため
l. 子育て世帯訪問支援事業	市全域	広域的な対応をする必要があるため
m. 児童育成支援拠点事業	市全域	広域的な対応をする必要があるため
n. 親子関係形成支援事業	市全域	広域的な対応をする必要があるため
o. 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市全域	一時的または不定期の保育を提供する事業であり、一定の区域に設定することが困難なため
p. 産後ケア事業	市全域	産婦が各自で希望する産後ケア事業実施施設（医療機関等）を選択して利用しているため

(2)各事業の量の見込み及び提供体制の確保

a.妊婦健康診査事業

【事業内容】

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を交付し、受診勧奨を行い、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげています。

【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○実施施設数:県内34か所(医療機関32か所、助産所2か所)

○妊婦健康診査受診票:1人当たり14回分

※国の基準に基づき妊婦1人につき14回分交付しています。ただし、予定日を超過し、14回の妊婦健診を受診済みの場合に限り、追加の受診票を1枚交付しています。また、多胎妊婦に追加受診票5回分を交付しています。

〈実績〉

(単位:回)

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
受診回数	45,056	43,231	40,657	39,063
1人当たりの 受診回数	12.0	11.9	11.9	11.9

出生数減少に伴い妊婦健康診査の延べ受診回数は減少しています。

妊婦健診の受診が不定期的な場合等、産科医療機関等の関係機関と連携しながら妊婦、家族に対する支援を行い、子育て家庭が健やかな子育てができるよう妊娠期から切れ目のない支援を行う必要があります。

【量の見込みと確保数】**〈量の見込みの考え方〉**

人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦1人当たりの受診回数を過去の平均から11.9回として量を見込むこととします。

〈受診回数〉

(単位:回)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	36,783	36,200	35,688	35,272	34,915
確 保 数	43,274	42,588	41,896	41,496	41,076

【確保に向けての対応策】

- 県内の実施施設は委託契約、県外の実施施設は委託契約または償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ることで、受診しやすい環境の確保に努めます。
- 医療機関等と連携し、妊婦の健診受診回数の増加につなげます。
- 妊娠届出時や電話、訪問等の際に定期的な受診を勧奨します。

b.乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに必要な情報提供や助言を行います。また、支援が必要な家庭に対しては、関連機関と連携し、必要な支援につなげます。

【現状】

保健師・助産師・看護師による家庭訪問を実施しています。

〈実績〉

(単位:件)

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
対象件数	3,726	3,637	3,429	3,204
訪問件数	3,621	3,512	3,332	3,163
訪問率(%)	97.2	96.6	97.2	98.7

出産・子育て応援給付金事業の開始により、訪問率は上昇しています。訪問未実施者については、医療情報や健診結果等より状況を把握し、支援が必要な対象者は、児童福祉部門と連携しながら支援し、子育て家庭に対する伴走型相談支援の充実を図ります。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

人口推計から出生数を算出し、訪問率は100%とします。

〈実施件数〉

(単位:件)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	3,091	3,042	2,999	2,964	2,934
確保数	3,091	3,042	2,999	2,964	2,934

【確保に向けての対応策】

- 妊娠届出時などに乳児家庭全戸訪問事業について周知を図ります。
- 産科医療機関などの関係機関と連携し、訪問の勧奨に努めます。
- 訪問により、支援が必要な家庭には関係機関と連携して養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。

c.利用者支援事業(①基本型)

【事業内容】

子育て家庭等が、多様な子育て支援サービスの中から必要なものを適切に選択できるよう、ファミリーパートナーが幼児教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じて、助言や関係機関とつなぐなどの支援を行います。また、こどもルームと市立認定こども園を地域子育て相談機関として位置づけ、気軽に相談できる体制を作り、こども家庭センターと連携を取っていきます。

【現状】

地域子育て支援室(子育て交流センター内)とこどもルーム(鶴崎、植田)にファミリーパートナー(保健師、心理士、保育士)を配置し、子育てに関する情報提供や相談業務を実施しています。さらに、こどもルームと市立認定こども園の保育士も相談に対応しています。

〈実績〉

(単位:件)

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
ファミリーパートナーによる育児等相談件数	1,103	1,698	1,601	1,573

コロナ禍で大幅に減少しましたが、5 類移行と感染予防対策の徹底により増加傾向にあります。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

設置箇所については、引き続き、子育て交流センター、鶴崎こどもルーム及び植田こどもルームの3か所にファミリーパートナーを配置し、市内全域にあるこどもルームを定期的に巡回し、子育て相談に応じます。また、こどもルームと市立認定こども園等に地域子育て相談機関を設置します。

〈ファミリーパートナー設置箇所数〉

(単位:箇所)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保数	3	3	3	3	3

〈地域子育て相談機関設置箇所数〉

(単位:箇所)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保数	15	15	15	15	15

【確保に向けての対応策】

子育て家庭が利用しやすい子育て交流センターとこどもルームに、多様な専門職であるファミリーパートナーを引き続き配置することで、保護者からのさまざまな育児相談にワンストップで対応します。また、こどもルームと市立認定こども園も地域子育て相談機関であることを周知し、悩みを抱える子育て家庭が気軽に相談できる体制の強化を図ります。

c.利用者支援事業(②特定型)

【事業内容】

「保育コンシェルジュ」を配置し、保育サービスに関する相談対応を行うとともに、地域における幼児教育・保育施設や各種保育サービスに関する情報提供、利用に向けての支援などを行います。

【現状】

子ども入園課において、保育施設や保育サービスの利用に関する相談対応等を行っています。

〈実績〉

(単位:箇所)

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
設置箇所数	1	1	1	1

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

保育施設への入所申込や、保育を希望される保護者の窓口相談・電話相談件数が多い子ども入園課に配置します。

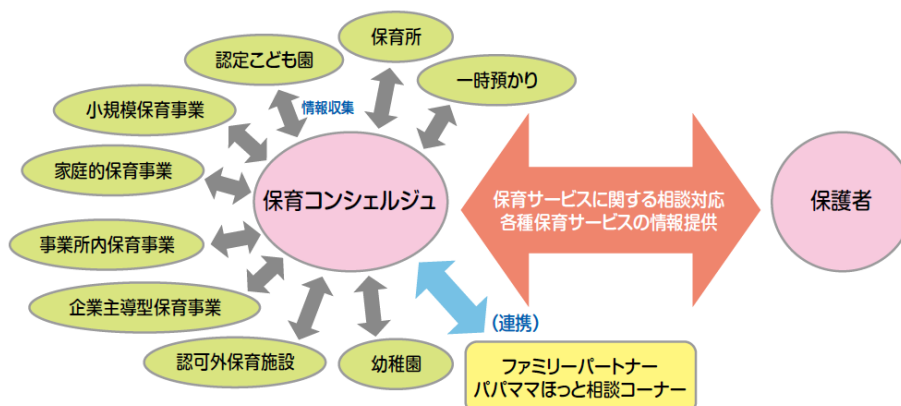
〈設置箇所数〉

(単位:箇所)

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保数	1	1	1	1	1

【確保に向けての対応策】

子ども入園課に引き続き配置するとともに、保護者のニーズに合った保育サービスの利用相談や幼児教育・保育施設の情報提供が行えるよう、保育コンシェルジュのスキルアップに努めます。



c.利用者支援事業(③こども家庭センター型)

【事業内容】

母子保健及び児童福祉が一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応していきます。

【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○設置箇所数:3か所(中央こども家庭センター、東部こども家庭センター、西部こども家庭センター)

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

設置箇所数については、中央こども家庭センター(中央子ども家庭支援センター・中央保健センター)、東部こども家庭センター(東部子ども家庭支援センター・東部保健福祉センター)、西部こども家庭センター(西部子ども家庭支援センター・西部保健福祉センター)の3か所とします。

〈設置箇所数〉

(単位:箇所)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保数	3	3	3	3	3

【確保に向けての対応策】

○こども家庭センターは母子保健と児童福祉による一体的相談支援を通じ、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応するよう相談支援体制の構築に努めます。

○妊産婦や子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう体制整備や地域資源の開拓などを行います。

c.利用者支援事業(④妊婦等包括相談支援事業型)

【事業内容】

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、1組(妊婦及びその配偶者等)当たり、3回以上(妊娠届出時・妊娠8か月アンケート・乳児家庭全戸訪問等)の面接回数を見込むこととします。

〈面接回数〉

(単位:回)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	9,273	9,126	8,997	8,892	8,802
確保数	9,273	9,126	8,997	8,892	8,802

【確保に向けての対応策】

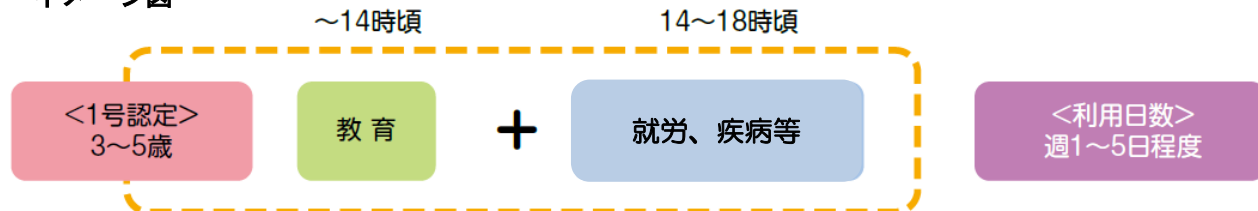
こども家庭センターにて、妊娠・出産・育児に関する情報発信や各種相談に応じるため、体制整備や関係機関との連携により、量の確保と支援内容の充実を図ります。

d.一時預かり事業(幼稚園型)

【事業内容】

幼稚園や認定こども園において、教育時間の前後や長期休業日等に、1号認定を受けた満3歳以上の在園児を預かる事業を行います。

イメージ図



【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○実施施設数:市立認定こども園(3か所)、市立幼稚園(3か所)

月曜日から金曜日は4時間程度、長期休業日は8時間程度実施

私立認定こども園(65か所)、私立幼稚園(6か所)

月曜日から金曜日は4時間程度、土曜日や長期休業日は8時間程度実施

〈実績〉

(単位:人)

		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
延べ利用人数/年		133,151	122,682	109,756	128,121
確保数	延べ利用人数/年	386,805	393,884	398,663	474,562
	定員/日	1,605	1,669	1,711	1,961

認定こども園へ移行する施設の増加により、確保数が増加しています。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査における幼稚園や認定こども園の利用希望者のうち、一時預かり事業（幼稚園型）の利用を希望するこどもの数や過去の利用実績、人口推計による出生数から量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

（単位：人）

		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み/年		104,318	100,906	96,492	91,637	88,291
確保数	延べ利用人数/年	470,526	470,526	470,526	470,526	470,526
	定員/日	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977

※延べ利用人数/年の確保数は、定員/日の確保数×238日で算定

【確保に向けての対応策】

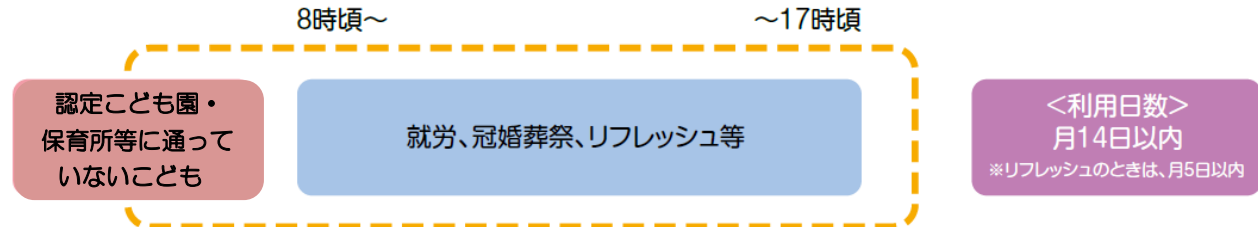
少子化による児童数の減少が想定されるものの、就労等による一時預かりのニーズは今後も増加することが見込まれるため、必要とされる確保数を維持できるよう努めます。

d.一時預かり事業(幼稚園型を除く)

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間において、保育所や認定こども園で、一時的に預かる事業を行います。

イメージ図



【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○実施施設数: 保育所 6 か所(市立保育所: 2 か所 私立保育所: 4 か所)

認定こども園 17 か所(市立認定こども園 3 か所 私立認定こども園 14 か所)

〈実績〉

(単位: 人)

		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
延べ利用人数/年		10,001	10,397	10,109	11,557
確保数	延べ利用人数/年	31,328	29,903	27,775	37,058
	定員/日	133	128	120	156

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査において、幼児教育・保育施設の利用を希望する世帯を除いた在宅で育児を希望する世帯の数や、過去の利用実績、人口推計による出生数から量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

(単位:人)

		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み/年		13,064	12,593	12,323	12,071	11,874
確保数	延べ利用人数/年	37,206	37,206	37,206	37,206	37,206
	定員/日	159	159	159	159	159

※延べ利用人数/年の確保数は、定員/日の確保数×234日で算定

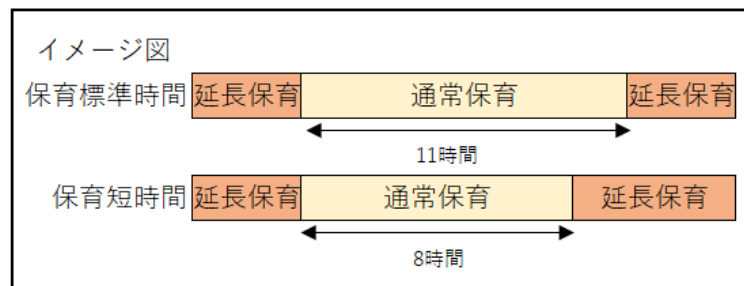
【確保に向けての対応策】

少子化による児童数の減少が想定されるものの、引き続き一定の利用ニーズが見込まれるため、必要とされる確保数を維持できるよう努めます。

e.延長保育事業

【事業内容】

保護者の就労状況等により、保育所、認定こども園等で、通常保育時間の前後を延長して保育を行います。



【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○実施施設数 : 147 か所

(内訳) 保育所 61 か所 (市立保育所: 10 か所、私立保育所: 51 か所)

認定こども園 66 か所 (市立認定こども園: 3 か所、私立認定こども園: 63 か所)

地域型保育事業 20 か所 (小規模保育事業: 16 か所、事業所内保育事業: 4 か所)

〈実績〉

(単位: 人)

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
実利用人数	4,073	4,255	4,726	4,173

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査の結果において、保育を必要とする児童のうち、「18 時以降」の利用希望数と人口推計による出生数から量を見込むこととします。

〈実利用人数〉

(単位: 人)

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み	4,231	4,213	4,211	4,182	4,164
確保数	4,231	4,213	4,211	4,182	4,164

【確保に向けての対応策】

少子化による児童数の減少が見込まれるものの、就労形態の多様化等により延長保育のニーズは依然として高いため、必要とされる確保数を維持できるように努めます。

f. 病児保育事業

【事業内容】

保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等により、家庭での保育が困難な病気のこどもを医療機関に併設の保育施設で一時的に預かります。

【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○実施施設数：6か所(大分西部公民館区域1・大分南部公民館区域1・南大分公民館区域1・鶴崎公民館区域1・大在公民館区域1・大南公民館区域1)

○定員：69人

〈実績〉

(単位:人)

		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
延べ利用人数/年		3,746	6,812	7,143	8,252
確保数	延べ利用人数/年	19,554	20,118	19,989	20,022
	定員/日	69	69	69	69

・2020(令和2)年度は、11月の既存施設の大規模改修に伴い定員数が増加しました。

・2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により利用者が減少しましたが、2021(令和3)年度以降は利用者数が流行前と同水準程度となっています。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査における、病児保育を利用した、または利用を希望する世帯や、過去の利用実績、人口推計による出生数から、量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

(単位:人)

		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み/年		15,632	15,091	14,624	14,140	13,791
確保数	延べ利用人数/年	20,010	20,010	20,010	20,010	20,010
	定員/日	69	69	69	69	69

※延べ利用人数/年の確保数は、定員/日の確保数×290日で算定

【確保に向けての対応策】

感染症流行期等の受入拡大につながるよう、保育士確保の支援・施設等の機能の充実に努めます。

【事業内容】

保護者が疾病、出産、出張、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合や、平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設や乳児院でこどもを預かります。
(2024(令和6)年4月から親子で利用することが可能となりました。)

【現状】

〈2024(令和6)年4月1日時点〉

○実施施設数：9か所(大分市3か所(うち1か所はファミリーホーム)・別府市5か所・由布市1か所)、里親6組)

〈実績〉

(単位:日)

		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
延べ利用日数	ショートステイ	453	442	545	714
	トワイライトステイ	56	71	45	88

※「ショートステイ」とは宿泊を伴う利用であり、「トワイライトステイ」とは平日の夜間や休日に利用することを言います。

ショートステイに関しては年々増加傾向。トワイライトステイは増減を繰り返しています。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

過去の利用実績を参考に量を見込むこととします。

〈延べ利用日数〉

(単位:日)

		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
ショートステイ	量の見込み	852	921	989	1,057	1,125
	確保数	852	921	989	1,057	1,125
トワイライト ステイ	量の見込み	106	114	122	130	138
	確保数	106	114	122	130	138

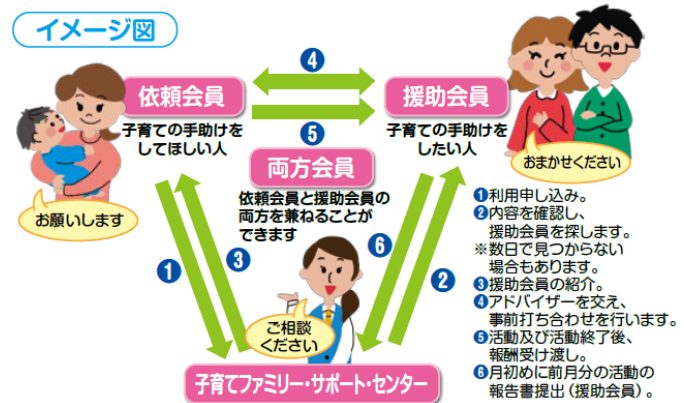
【確保に向けての対応策】

子育て短期支援事業については、利用者のニーズを考慮するとともに、施設との調整を十分に行い、要保護児童等に対する支援が的確に行えるよう、量の確保に引き続き努めます。

h.子育てファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

保育所や放課後児童クラブ等の送迎や乳幼児を連れてでかけにくい場合など、一時的にこどもを預かってほしい依頼会員の申し込みに応じて、育児の手助けができる援助会員を紹介します。



【現状】

〈実績〉(各年度とも年度末)

(単位: 人、件)

	援助会員	依頼会員	両方会員	(依頼+両方)	実利用者数	活動件数
2020(R2)年度	159	1,420	23	1,443	135	3,147
2021(R3)年度	163	1,452	19	1,471	135	2,774
2022(R4)年度	149	1,471	18	1,489	92	1,912
2023(R5)年度	149	1,540	21	1,561	119	1,588

援助会員においては、新規登録者はあるものの、3年毎の登録更新を機会に退会する会員も多い状況があります。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

依頼会員の登録数は毎年増加傾向にあるものの、登録のみ行い、実際に利用していない会員も多くいるため、過去の延べ活動件数の実績から、今後の量を見込むこととします。

〈活動件数〉

(単位: 件)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	1,784	1,891	2,004	2,125	2,252
確保数	1,784	1,891	2,004	2,125	2,252

【確保に向けての対応策】

依頼会員の希望に対応できるよう、市報等により子育てファミリー・サポート・センターの広報を行い、援助会員の確保に努めます。また、援助会員が継続して活動できるよう、登録更新の際に必要な講習を受講しやすくしたり、会員同士の交流を図るなどの支援を行います。

i.放課後児童クラブ事業

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図ります。

【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○実施施設数：71か所(うち民間放課後児童クラブ16か所)

○利用児童数：5,808人 ○定員：7,365人

〈実績〉

(単位:人)

		2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
利用児童数	低学年	4,662	4,544	4,583	4,772
	高学年	744	710	733	791
	全体	5,406	5,254	5,316	5,563
確保の内容	定員	6,662	6,993	7,182	7,365
	定員拡大数	540	331	189	168

女性の就業率の上昇等により、保護者が就労等で昼間に家にいることができない家庭が増加し、放課後児童クラブの需要は一層高まっています。施設整備や民間放課後児童クラブの活用により定員の拡大に努めてきましたが、依然として定員を超えて受入をしている校区があります。今後、そのような校区や定員を超えて需要が見込まれる校区を中心に、定員確保を進めていく必要があります。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

各校区別の児童数の見込みや、放課後児童クラブの利用児童の学年が上がるごとの利用継続率等により量を見込むこととします。

〈クラブ利用児童数〉

(単位:人)

		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み (利用児童数)	小学 1 年生	1,926	1,907	1,853	1,879	1,822
	小学 2 年生	1,774	1,753	1,751	1,707	1,742
	小学 3 年生	1,379	1,425	1,411	1,428	1,410
	高学年	1,232	1,219	1,220	1,225	1,227
	全体	6,311	6,304	6,235	6,239	6,201
確保の内容	定員	7,590	7,675	7,725	7,822	7,878
	定員拡大数	84	85	50	97	56

【確保に向けての対応策】

各小中学校区においてニーズを満たすよう、施設整備や民間放課後児童クラブの活用を進めます。

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に関して、保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【現状】

保健師等専門職員による育児に関する指導や助言を行っています。

〈実績〉

(単位:回)

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
延べ利用回数	829 専門職 689 ヘルパー140	832 専門職 617 ヘルパー215	808 専門職 556 ヘルパー252	817 専門職 627 ヘルパー190

※令和5年度までは、ヘルパーによる育児・家事の援助及び保健師等専門職員の訪問による指導・助言を行っていましたが、令和6年度から、ヘルパーによる育児・家事の援助については、子育て世帯訪問支援事業に移行しています。

児童人口は減少していますが、利用回数は増減しています。

対象家庭の養育上の問題は複雑・多様化しており、関係機関と連携し、継続的な支援を行っています。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

○過去の利用実績や人口推計による出生数から、量を見込むこととします。

〈延べ利用回数〉

(単位:回)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	619	609	600	593	587
確保数	619	609	600	593	587

【確保に向けての対応策】

要支援児童等への適切な対応を行うため、関係機関との連携を強化し、量の確保と支援内容の充実を図ります。

k.地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援室、こどもルーム)

【事業内容】

就学前児童とその保護者などが、一緒に遊びながら交流できるふれあいの場を提供するとともに、親子の育ちを支援する世代間交流や子育てボランティアの育成を行います。

【現状】

○実施施設箇所数: 12 か所(地域子育て支援室 1 か所、こどもルーム 11 か所)

〈実績〉

(単位: 人)

	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
こどもルーム 延べ利用人数	119,347	147,923	160,279	202,119

コロナ禍で大幅に減少しましたが、5 類移行と感染予防対策の徹底により増加傾向にあります。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

地域子育て支援室が行う子育て教室、地域の子育てサロン等の支援活動、すくすく赤ちゃんルーム及びこどもルームの利用者の実績から量を見込んでいます。

〈延べ利用人数〉

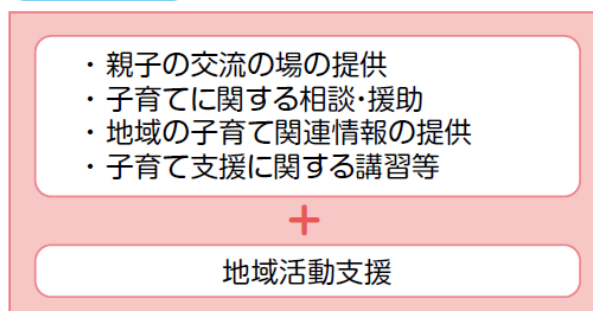
(単位: 人)

	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
量の見込み	240,116	237,715	235,338	232,984	230,655
確 保 数	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000

【確保に向けての対応策】

こどもルーム等を利用する幼児が低年齢化している現状にあわせた遊びの提供や支援を行います。また、地域子育て支援室では、お父さん応援教室やプレママプレパパおしゃべり講座などの子育て教室を開催するほか、地域のサロン等への活動支援を通して子育てボランティアの育成に努め、利用者の増加を図ります。

イメージ図



I.子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事育児を支援するヘルパーを派遣することで、保護者の妊娠・育児に対する不安や負担を軽減し、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、家庭における養育環境を整え、日常生活を営むことに支障が生じている児童・生徒の支援を行います。

【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

○委託事業所数:18事業所

ヘルパーによる育児や家事などの支援を行っています。

【量の見込みと確保数】

(量の見込みの考え方)

過去の利用実績や人口推計による児童数から、量を見込むこととします。

〈延べ利用日数〉

(単位:日)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	493	483	473	462	451
確保数	493	483	473	462	451

【確保に向けての対応策】

要保護児童等への適切な対応を行うため、ヘルパー事業所へ働きかけを行い、量の確保と支援内容の充実を図ります。

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【現状】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対しては、現状、子ども家庭支援センターによる定期的な見守り支援を行うとともに、必要に応じ子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業や、子ども等見守り訪問支援事業など各種サービスを実施し、支援を行っています。また、児童家庭支援センターや近隣の子ども食堂を案内し、経過観察するなど外部の関係機関とも連携を図る中で、児童の健全育成を実施しています。このような取組を通して、緊急性が高いと判断されたこどもについては児童相談所と適切な役割分担を行う中で虐待防止に努めています。

【確保に向けての対応策】

事業実施に当たって、適切な施設の確保や人員の配置等の課題が多く、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対しては、上記の取組を通じて虐待防止及び健全育成に努めているところであり、引き続き現状の取組を継続しながら、地域資源の開拓等を行う中で本事業の実施について検討を行っていきます。

【事業内容】

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

親子の関係性やこどもとの関わり方等に不安を抱えている家庭のうち、本事業の受講を希望する世帯から量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

(単位:人)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	29	29	28	28	27
確 保 数	50	50	50	50	50

【確保に向けての対応策】

子ども家庭支援センターから対象となる世帯に参加を促すとともに、関係機関との連携を強化し、量の確保に努めます。

o.乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

保育所や認定こども園等に通園していない0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等でこどもを預かります。

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

アンケート調査の結果において、こども誰でも通園制度の利用意向のある世帯の割合や、人口推計による出生数から量を見込むこととします。

〈必要定員数〉

(単位:人)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	118	103	97	92	87
確 保 数	—	52	72	92	104

【確保に向けての対応策】

こども誰でも通園制度のニーズを満たし、利用する施設や日時を選択しやすい環境を整えられるよう、既存の保育所や認定こども園、その他の子ども・子育て支援事業を実施する施設を活用し、量の確保を図ります。

【事業内容】

分娩施設退院後から一定の期間病院、診療所、助産所、自宅等において、助産師等の専門職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力をはぐくみ、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

【現状】

〈2024(令和6)年4月1日現在〉

- 実施施設数：宿泊型 : 県内 22 か所(医療機関 20 か所、助産所2か所)
 デイサービス型 : 県内 32 か所(医療機関 20 か所、助産所 11 か所
 その他施設:1 か所)
 訪問型 : 県内 21 か所(医療機関 3 か所、助産所 18 か所)
- 対象者: 生後 4 か月未満(訪問型は生後 1 年未満)の赤ちゃんとお母さんで、宿泊、デイサービス、訪問を合わせて 7 回まで

〈実績〉

(単位:人)

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
延利用人数	319	468	577	534

※2023(令和5)年度までは、宿泊型、デイサービス型の延利用人数

【量の見込みと確保数】

〈量の見込みの考え方〉

2024(令和6)年度から訪問型が新たに加わったため、2024(令和6)年度の実績件数や人口推計による出生数から、量を見込むこととします。

〈延べ利用人数〉

(単位:人)

	2025 (R7)年度	2026 (R8)年度	2027 (R9)年度	2028 (R10)年度	2029 (R11)年度
量の見込み	1,484	2,191	2,879	3,557	4,225
確保数	1,484	2,191	2,879	3,557	4,225

【確保に向けての対応策】

- 国のユニバーサル化の推進に伴い、電子申請の導入等産婦だれもが利用しやすい体制整備を行います。
- 産後ケア事業利用者の増加が見込まれるため、県と連携し需要に応じた提供体制の確保に努めます。
- 個別のケアプランを作成し、ケア終了後も委託先と連携して引き続き切れ目のない支援の提供につなげます。
- 支援が必要な産婦には関係機関と連携して医療機関につなげるなど、継続的な支援に努めます。